

### 3. 3 地方公共団体へのアンケート調査の実施

#### 1) アンケート実施の目的

都市再生推進法人制度を効果的に活用したまちづくりを全国で展開していくために、全国の市町村を対象に、都市再生推進法人の指定状況についての調査を行い、指定している団体のある市町村については、その指定状況と、団体と行政との連携、また制度活用上の課題を把握することを目的とする。また、指定をしていない市町村については、都市再生推進法人制度の認知度や、効果的活用のための課題等を把握することを目的とする。

あわせて、都市再生推進法人制度の活用の有無に関わらず、官民が連携したまちづくりや民間主体の先進的なまちづくり事例についても、情報を収集することを目的とする。

さらに、国土交通省都市局で検討を進めている「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成に向けた官民連携による取組に関して、市町村の立場から取組を実施する際の制度上の課題等についても調査を行った。

#### 2) 調査対象と調査項目の設定

##### <対象>

全国の市町村：1,741 地方公共団体

##### <実施調査>

実施する調査は下記の4調査に分類される。調査項目について、以下に整理する。

- 調査（1）都市再生推進法人の新規指定状況及び法人指定における課題等の把握  
⇒都市再生推進法人を指定している市町村
- 調査（2）都市再生推進法人制度が活用されない原因等の把握  
⇒都市再生推進法人を指定していない市町村
- 調査（3）先進まちづくり事例の調査  
⇒全ての市町村
- 調査（4）『居心地が良く歩きたくなるまちなか』の形成に向けた官民連携の取組における制度上の課題・要望に関する調査  
⇒全ての市町村

##### <調査項目>

##### 調査（1）都市再生推進法人の新規指定状況及び法人指定における課題等の把握

- 都市再生推進法人の指定に至った理由・経緯について  
⇒行政からの働きかけか、民間団体からの相談等があったのかなど、経緯とその理由を調査
- 都市再生推進法人制度の活用について  
⇒公的位置づけ、都市再生整備計画、各種特例制度、各種協定、税制特例・財源支援などの面から、効果的に制度を活用できている内容を調査

- 都市再生推進法人制度に求める新たな支援制度や抱えている課題について
- 現在指定している都市再生推進法人とその連携状況について
- 都市再生特別措置法関連の制度の活用実績について  
⇒都市再生整備計画の提案実績、各種特例制度・協定の活用・締結実績を調査

#### 調査（２）都市再生推進法人制度が活用されない原因等の把握

- 都市再生推進法人制度の認知度について  
⇒制度そのものの認知度と制度の特徴や効果に関する認知度を調査
- 都市再生推進法人制度を活用しない理由について
- 都市再生推進法人制度の課題や提案等について
- 都市再生特別措置法関連の制度の活用実績について  
⇒道路占用許可特例制度などの各種特例制度や、協定の活用・締結実績を調査

#### 調査（３）先進まちづくり事例の調査

以下の分類に該当する先進的なまちづくり事例について調査

- 【A】コンテンツ・事業創出
- 【B】空間ストックの有効活用
- 【C】エリア環境の改善
- 【D】公共空間等の利活用

#### 調査（４）『居心地が良く歩きたくなるまちなか』の形成に向けた官民連携の取組における制度上の課題・要望に関する調査

- 官民連携の取組における制度上の課題・要望等について

### 3) アンケート調査票の作成

各調査対象のアンケート調査票は、次頁以降の通りである。

全てのアンケート調査について、先方の調査負担と、事務局側の調査結果のとりまとめ作業負担の軽減を考慮して、Web形式での調査票も作成し、調査を行うこととした。

#### 調査（１）都市再生推進法人の新規指定状況及び法人指定における課題等の把握

⇒URL：[https://www8.webcas.net/form/pub/mlit\\_kanmin/02](https://www8.webcas.net/form/pub/mlit_kanmin/02)

#### 調査（２）都市再生推進法人制度が活用されない原因等の把握

⇒URL：[https://www8.webcas.net/form/pub/mlit\\_kanmin/04](https://www8.webcas.net/form/pub/mlit_kanmin/04)

#### 調査（３）先進まちづくり事例の調査

⇒URL：[https://www8.webcas.net/form/pub/mlit\\_kanmin/03](https://www8.webcas.net/form/pub/mlit_kanmin/03)

#### 調査（４）『居心地が良く歩きたくなるまちなか』の形成に向けた官民連携の取組における制度上の課題・要望に関する調査

⇒URL：[https://www8.webcas.net/form/pub/mlit\\_kanmin/06](https://www8.webcas.net/form/pub/mlit_kanmin/06)

■調査（１）都市再生推進法人の新規指定状況及び法人指定における課題等の把握

**1. 都市再生推進法人の新規指定状況及び法人指定における課題等に関する調査**

■記入者に関する情報を教えてください。

例) 所属は〇〇市××課をご記入ください。

属 性	
役 職	
氏 名	
電話番号	
E-mail	

**（１）都市再生推進法人の指定に至った理由・経緯について、該当するもの全てを選び、その具体的な内容についてご回答ください。**

- ①行政の補完的機能を担うまちづくりの新たな担い手が必要と感じ、自治体から働きかけた。
- ②都市再生整備計画に基づいて取組みを行う民間主体が必要だったため、自治体から働きかけた。
- ③指定管理者制度の活用等、公共施設の維持管理等を行う主体として、自治体から働きかけた。
- ④民間団体から都市再生整備計画の提案に向けた相談等があった。
- ⑤民間団体から都市再生特別措置法に基づく協定の活用に向けた相談等があった。
- ⑥民間団体から道路占用許可等の特例制度の活用に向けた相談等があった。
- ⑦民間団体から民間まちづくり活動促進事業の活用に向けた相談等があった。
- ⑧その他

--

**(2) 都市再生推進法人制度を効果的に活用できている点について、該当するもの全てについて具体的にご記入ください。**

①まちづくりの担い手としての公的位置づけの付与に関して

(記入例：指定要件を満たす法人を数多く指定することで、住民から信頼された公的サービスの担い手を増やし、居住環境の向上が図られている。)

②都市再生整備計画の作成に関して

(記入例：推進法人から提案があった整備計画を地区まちづくりの指針とすることにより、地区の将来に関する官民での認識共有がスピーディになった。)

③各種特例制度に関して

(記入例：都市公園の占用許可特例と隣接する道路の占用許可特例を組み合わせ、観光客にとって利便性の高いカフェ等を設置し、賑わいづくりに効果をあげている。)

④各種協定に関して

(記入例：都市利便増進協定の活用により、広幅員な商店街の道路空間の快適性や居心地を高め、新たな出店者も参加した賑わい創出が実現されている。)

⑤税制特例・財源支援に関して

(記入例：クラウドファンディングと民都機構からの出資を組み合わせ、賑わい創出の拠点を整備し、それをきっかけに市民主体のまちづくりが加速している。)

⑥その他、都市再生推進法人が取り組むことができる業務等に関して

**(3) 都市再生推進法人制度に求める新たな支援制度や、現在抱えている課題等に対して国に求める対応策等について、具体的にご記入ください。**

- (4) 平成 31 年 (2018 年) 1 月 1 日以降に、都市再生推進法人を指定した地方公共団体は、その全ての法人について、以下の内容についてご回答ください。  
それ以前に指定した地方公共団体は、問 (5) にお進みください。

《法人概要等記入欄①》

■法人概要

団 体 名	
設立年月日	
指定年月日	
設立目的	
電話番号	
E - m a i l	
担 当 者	

■実施事業 (すべて記入してください。)

事業名	事業概要
例) 物販・飲食事業	道路上でのオープンカフェの整備・運営

《法人概要等記入欄②》

■法人概要

団 体 名	
設立年月日	
指定年月日	
設立目的	
電話番号	
E - m a i l	
担 当 者	

■実施事業 (すべて記入してください。)

事業名	事業概要
例) 物販・飲食事業	道路上でのオープンカフェの整備・運営

《法人概要等記入欄③》

■法人概要

団 体 名	
設立年月日	
指定年月日	
設立目的	
電話 番 号	
E - m a i l	
担 当 者	

■実施事業（すべて記入してください。）

事業名	事業概要
例) 物販・飲食事業	道路上でのオープンカフェの整備・運営

(5) 現在、指定している全ての都市再生推進法人との連携状況について、法人名を記入のうえ、それぞれ該当するもの1つをお選びください。

⑥⑦を選択された場合は、その具体的な内容をご記入ください。

法人名①：

- ① 特段の情報共有は行っていない
- ② 適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている
- ③ 定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている
- ④ 都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている
- ⑤ 法人が取り組むまちづくり活動を適宜視察し、情報共有を行っている
- ⑥ 法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている  
(※活動内容についても具体的に記入してください。)

⑦ その他

法人名②：

- ① 特段の情報共有は行っていない
- ② 適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている
- ③ 定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている
- ④ 都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている
- ⑤ 法人が取り組むまちづくり活動を適宜視察し、情報共有を行っている
- ⑥ 法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている  
(※活動内容についても具体的に記入してください。)

⑦ その他

法人名③：

- ① 特段の情報共有は行っていない
- ② 適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている
- ③ 定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている
- ④ 都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている
- ⑤ 法人が取り組むまちづくり活動を適宜視察し、情報共有を行っている
- ⑥ 法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている  
(※活動内容についても具体的に記入してください。)

⑦ その他

**法人名④：**

- ①特段の情報共有は行っていない
- ②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている
- ③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている
- ④都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている
- ⑤法人が取り組むまちづくり活動を適宜視察し、情報共有を行っている
- ⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている  
(※活動内容についても具体的に記入してください。)

⑦その他

**法人名⑤：**

- ①特段の情報共有は行っていない
- ②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている
- ③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている
- ④都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている
- ⑤法人が取り組むまちづくり活動を適宜視察し、情報共有を行っている
- ⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている  
(※活動内容についても具体的に記入してください。)

⑦その他

**法人名⑥：**

- ①特段の情報共有は行っていない
- ②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている
- ③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている
- ④都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている
- ⑤法人が取り組むまちづくり活動を適宜視察し、情報共有を行っている
- ⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている  
(※活動内容についても具体的に記入してください。)

⑦その他



**法人名⑦：**

- ①特段の情報共有は行っていない
- ②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている
- ③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている
- ④都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている
- ⑤法人が取り組むまちづくり活動を適宜視察し、情報共有を行っている
- ⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている  
(※活動内容についても具体的に記入してください。)

⑦その他

**法人名⑧：**

- ①特段の情報共有は行っていない
- ②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている
- ③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている
- ④都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている
- ⑤法人が取り組むまちづくり活動を適宜視察し、情報共有を行っている
- ⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている  
(※活動内容についても具体的に記入してください。)

⑦その他

**法人名⑨：**

- ①特段の情報共有は行っていない
- ②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている
- ③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている
- ④都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている
- ⑤法人が取り組むまちづくり活動を適宜視察し、情報共有を行っている
- ⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている  
(※活動内容についても具体的に記入してください。)

⑦その他

法人名<sup>⑩</sup>：

- ①特段の情報共有は行っていない
- ②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている
- ③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている
- ④都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている
- ⑤法人が取り組むまちづくり活動を適宜視察し、情報共有を行っている
- ⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている  
（※活動内容についても具体的に記入してください。）

\_\_\_\_\_

⑦その他

\_\_\_\_\_

（6）貴市町村において、以下に示す都市再生特別措置法関連の制度の活用実績がある場合は、下記の実績等記入欄にご回答ください。

《実績等記入欄》

	実績	実績期間
①都市再生整備計画の提案		
②道路占用許可特例制度の活用		
③都市公園の占用許可特例制度の活用		
④都市利便増進協定の締結		
⑤都市再生整備歩行者経路協定の締結		
⑥低未利用土地利用促進協定の締結		
⑦跡地等管理協定の締結		

■記入例

	実績	実施期間
①都市再生整備計画の提案		
②道路占用許可特例制度の活用	●	2012年度～2017年度
③都市公園の占用許可特例制度の活用		
④都市利便増進協定の締結	●	2017年4月1日～
⑤都市再生整備歩行者経路協定の締結		
⑥低未利用土地利用促進協定の締結		
⑦跡地等管理協定の締結		

## 2. 中心市街地整備推進機構に関する調査

---

貴市町村において、中心市街地整備推進機構（※参考）を設立している場合は、以下の内容についてご回答ください。

団 体 名	
設 立 年 月 日	
法 人 形 態	
電 話 番 号	
E - m a i l	
ホームページアドレス	

（※参考） 中心市街地の活性化に関する法律第61条による指定  
（中心市街地整備推進機構の指定）

- 第六十一条 市町村長は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、中心市街地整備推進機構（以下「推進機構」という。）として指定することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
  - 3 推進機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
  - 4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

■調査（２）都市再生推進法人制度が活用されない原因等の把握

**1. 都市再生推進法人制度が活用されない原因等の把握に関する調査**

■記入者に関する情報を教えてください。

例) 所属は〇〇市××課をご記入ください。

所 属	
役 職	
氏 名	
電話番号	
E-mail	

(1) 「都市再生推進法人制度」について知っていますか。【単一回答】

- ① 知っている（制度の内容についても知っている）
- ② あることは知っているが、制度の内容について詳しくは知らない
- ③ 知らない・聞いたことがない

※参考 URL : <http://www.mlit.go.jp/toshi/common/001039904.pdf>

(2) 「都市再生推進法人制度」に関する、以下の特徴や効果について知っていますか。

【○はそれぞれ1つだけ】

認知度

- 1 : 知っていて、内容についても理解している
- 2 : 何となく知っている
- 3 : 内容・メリットが良く分からない
- 4 : 知らない・聞いたことがなかった

以下、①～⑩に関する詳細情報は以下の【参考】を参照してください。

特徴・効果	認知度			
	1	2	3	4
① 都市再生整備計画を提案することができる				
② 道路や河川敷地、都市公園などの占用許可の特例を受けられる				
③ 都市利便増進協定へ参画することができる				
④ 低未利用土地利用促進協定へ参画することができる				
⑤ 都市再生整備歩行者経路協定へ参画することができる				
⑥ 市町村や国等による支援を受けられる (情報の提供やアドバイス)				
⑦ 民間まちづくり活動促進事業による支援を受けられる (まちづくり計画・協定に基づく施設整備に対する補助制度)				
⑧ 土地譲渡にかかる税制優遇を受けられる				
⑨ 国からエリアマネジメント融資を受けられる				
⑩ 民間都市開発推進機構による支援を受けられる (まちづくりファンドの組成主体になることができる)				

【参考】

- ①～⑦：官民連携まちづくりポータルサイト  
[http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_machi\\_tk\\_000047.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html)
- ⑧：土地譲渡に係る税制優遇（都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例措置：「官民連携まちづくりの進め方：都市再生特別措置法に基づく制度の活用手引き」p.17）  
<http://www.mlit.go.jp/toshi/common/001283644.pdf>
- ⑨：都市環境維持・改善事業資金融資（エリアマネジメント融資）  
<http://www.mlit.go.jp/common/001102218.pdf>
- ⑩：民間都市開発推進機構による支援（まちづくりファンド支援業務）  
<http://www.minto.or.jp/products/management.html>

**（3）都市再生推進法人制度を活用していない理由を教えてください。【複数回答】**

- ① 制度を活用するようなまちづくりの取組みがない・必要とされていない
- ② 制度を活用しなくても官民が連携したまちづくりができています
- ③ 制度が有効どうか、判断ができない
- ④ 制度は有効と考えるが、指定を受けるようなまちづくり団体がない
- ⑤ 制度は有効と考えるが、特定の団体を指定することについて、庁内合意が得られない
- ⑥ 制度は有効と考えるが、特定の団体を指定することについて、地域の合意が得られない
- ⑦ 指定を検討しているが、指定方法が分からない
- ⑧ その他

**（4）現在の制度についての課題（運用上など）や、制度への提案などがあれば教えてください。**

**（5）貴市町村において、以下に示す都市再生特別措置法関連の制度の活用実績がある場合は、下記の実績等記入欄にご回答ください。**

《実績等記入欄》

	実 績	実績期間
①道路占用許可特例制度の活用		
②都市公園の占用許可特例制度の活用		
③都市利便増進協定の締結		
④都市再生整備歩行者経路協定の締結		
⑤低未利用土地利用促進協定の締結		
⑥跡地等管理協定の締結		

■記入例

	実績	実施期間
①道路占用許可特例制度の活用	●	2012年度～2017年度
②都市公園の占用許可特例制度の活用		
③都市利便増進協定の締結	●	2017年4月1日～
④都市再生整備歩行者経路協定の締結		
⑤低未利用土地利用促進協定の締結		
⑥跡地等管理協定の締結		

## 2. 中心市街地整備推進機構に関する調査

貴市町村において、中心市街地整備推進機構（※参考）を設立している場合は、以下の内容についてご回答ください。

団 体 名	
設 立 年 月 日	
法 人 形 態	
電 話 番 号	
E - m a i l	
ホームページアドレス	

（※参考） 中心市街地の活性化に関する法律第61条による指定  
（中心市街地整備推進機構の指定）

第六十一条 市町村長は、営利を目的としない法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、中心市街地整備推進機構（以下「推進機構」という。）として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 推進機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

## ■調査（3）先進まちづくり事例の調査

### 先進まちづくり事例等に関するアンケートについて

本アンケートは各自治体内で実施されている先進的なまちづくり事例の収集を目的としています。収集した事例のうちで、他の自治体に参考になると思われる事例については、国土交通省の発行する資料に事例として公表させていただきます。公表しても差支えがない事例について回答をしてください。

#### ■記入者に関する情報を教えてください。

例) 所属は〇〇市××課を記載してください。

所 属	
役 職	
氏 名	
電話番号	
E-mail	

(1) 貴市町村において、民間のまちづくり団体が実施する事例についてご教示いただきたいと思えます。まず、下記A～Dの分類及び事例をご確認ください。

#### 《分類》

分類	内容
【A】コンテンツ・事業創出	新たなコンテンツの創出や収益事業の実施、事業・雇用等の創出など
【B】空間ストックの有効活用	低未利用地の有効活用、空きビル・空き家のリノベーション・有効活用など
【C】エリア環境の改善	エリアの環境の質を高める空間整備、地区の交通環境の改善など
【D】公共空間等の利活用	道路、公園、広場等の有効な利活用など

《事例》 【A-D】の例については別添資料を参照してください。

上記に該当する先進的なまちづくり事例はございますか？下記①～③の選択肢のうち、該当するものに○をしてください。

なお、まちづくり事例は、中心市街地活性化等に関する事業やイベントを実施するNPOや任意団体、都市再生推進法人、エリアマネジメント団体、家守会社等の実施する活動を指します。(土地開発公社、商店街振興組合、商工会議所、観光協会等の団体の活動や、各地域の夏祭り、朝市等の事例は除きます。)

- ①ある ⇒ 質問(2)へ  
②ない ⇒ アンケートは終了になります。ご協力ありがとうございました。  
③わからない ⇒ アンケートは終了になります。ご協力ありがとうございました。

(2) まちづくり活動に関して、下記の設問にお答えください。複数の活動団体がある場合は、最大3つまで記入をお願いいたします。

団体名①	
団体の組織形態	①株式会社 ②一般社団法人 ③NPO ④任意団体 ⑤ その他 ⑥わからない
まちづくり活動の分類	[A] [B] [C] [D]
本事例の先進性を示すポイント	
まちづくり活動の主な目的・活動内容	
取り組み体制	
実施時期	
活動の特徴、成果	
担当者	
電話番号	
E-mail	
活動に際して活用している制度・資金源	
本まちづくり活動を紹介するホームページ等があればURLをお書きください	

団体名②	
団体の組織形態	①株式会社 ②一般社団法人 ③NPO ④任意団体 ⑤ その他 ⑥わからない
まちづくり活動の分類	[A] [B] [C] [D]
本事例の先進性を示すポイント	
まちづくり活動の主な目的・活動内容	
取り組み体制	
実施時期	
活動の特徴、成果	
担当者	
電話番号	
E-mail	
活動に際して活用している制度・資金源	
本まちづくり活動を紹介するホームページ等があればURLをお書きください	



団体名③	
団体の組織形態	①株式会社 ②一般社団法人 ③NPO ④任意団体 ⑤ その他 ⑥わからない
まちづくり活動の分類	[A] [B] [C] [D]
本事例の先進性を示すポイント	
まちづくり活動の主な目的・活動内容	
取り組み体制	
実施時期	
活動の特徴、成果	
担当者	
電話番号	
E-mail	
活動に際して活用している制度・資金源	
本まちづくり活動を紹介するホームページ等があればURLをお書きください	

**(3) その他パンフレット等のデータがあれば、下記メールアドレスに送ってください。**

メールアドレス : mlit\_kanmin@nikken.jp

質問は以上になります。ご協力ありがとうございました。

## 「先進まちづくり事例等に関するアンケートについて」補足資料

### A-Dの事例について

#### **【A】コンテンツ・事業創出**

---

新たなコンテンツの創出や収益事業の実施、事業・雇用等の創出など

#### **<例> NPO法人 atamista の「熱海温泉玉手箱（おんたま）」イベント（静岡県熱海市）**

静岡県熱海市に2009年に設立されたNPO法人 atamista では、熱海市内の様々な地域資源を体験するツアーを、地元の熱意がある人を支援することで実現している。観光客だけでなく、地域との関わりがすくない地元のことを知らない人にとっても地域の良さを理解し、楽しむ機会となっている。

熱海市内のレトロ喫茶をめぐるツアー



出典 machimori HP : <http://machimori.jp/case/>

詳細: atamista ホームページ URL: <http://atamista.com/>

## 【B】空間ストックの有効活用

低未利用地の有効活用、空きビル・空き家のリノベーション・有効活用など

### <例> (株)北九州家守舎による空き物件の再生事業(北九州市小倉魚町における)

北九州家守舎は、不動産の再生を通じて質の高い雇用を創出し、産業とコミュニティを再生することを目標とし、古い空きビルや空き家をリノベーションして再生する事業を、2011年から実施。現在各地で開催されているリノベーションスクールの誕生の地としても有名。5年間で15件以上の不動産の再生と400人以上の雇用の創出を実現している。

長屋をリノベーションしたショッピングセンターのcomichiかわらぐち



出典 北九州家守舎ホームページ <https://www.yamorisha.com/project/1697>

詳細: 北九州家守舎ホームページ URL: <https://www.yamorisha.com/>

## 【C】エリア環境の改善

---

エリアの環境の質を高める空間整備、地区の交通環境の改善など

### <例> 札幌駅前通まちづくり（株）による札幌駅前通地下歩行広場空間（チ・カ・ホ）の活用

札幌駅前通地下歩行空間の整備時に、都心部の賑わい創出を目的として道路空間の一部を条例で広場として位置づけ、まちづくり会社の札幌駅前通りまちづくり（株）が管理運営及び収益事業を行っている。

チ・カ・ホでのマルシェの様子



詳細：札幌駅前通まちづくり会社ホームページ

URL: <https://www.sapporoekimae-management.jp/>

## 【D】公共空間等の利活用

道路、公園、広場等の有効な利活用など

### <例> まちづくり福井（株）によるソライロテラスの活用

福井駅周辺地区の中心市街地において、都市利便増進協定を用いて、道路空間の一部を歩行者空間化し、テータリングカーや展示スペースとして貸し出し、店舗前空間をカフェとして活用することで街なかに賑わいを創造している。



出典 まちづくり福井提供資料

詳細：まちづくり福井ホームページ

URL: <http://www.ftmo.co.jp/>

■調査（４）『居心地が良く歩きたくなるまちなか』の形成に向けた官民連携の取組における制度上の課題・要望に関する調査

**「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成に向けた官民連携の取組における制度上の課題・要望に関する調査**

■記入者に関する情報を教えてください。

所 属	
役 職	
氏 名	
電話番号	
E-mail	

国土交通省都市局では、官民のパブリック空間（街路、公園、広場、民間空地等）をウォークアブルな人中心の空間へ転換・先導し、民間投資と共鳴しながら、まちなかに多様な人材が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成に向けた取組の検討を行っています。

については、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成に向け、官民が連携して、歩行者空間の再整備、賑わい空間の創出（芝生、広場等）、各種イベントの開催等を行うに当たり、制度上の課題や要望の有無を選択のうえ、課題や要望がある場合は、その内容を具体的にご記入ください。

参考：令和元年6月「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」とりまとめ

URL: [http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_machi\\_fr\\_000004.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_fr_000004.html)

<b>①居心地良く歩きたくなる空間の形成など、公共空間を活用したまちづくりを進めるうえで、官と民が協働する際の課題や要望</b>	
有・無	有の場合：
<b>②街路（道路）、公園、広場等の公共空間の利用関係で居心地がよく歩きたくなるまちなか形成につながる事（現行制度で設置が困難な施設の占用に関する要望等）</b>	
有・無	有の場合：
<b>③景観保全のための広告物等の取扱い（デザインの統一、規制等）</b>	
有・無	有の場合：
<b>④歩行者の安全性・快適性を高めるための駐車場の出入口・配置のあり方（もっと適正化したい等）</b>	
有・無	有の場合：
<b>⑤まちの賑わい創出のための既存建物のリノベーション（構造の制限等）</b>	
有・無	有の場合：
<b>⑥その他</b>	
有・無	有の場合：

#### 4) アンケート結果

各アンケート調査の回答状況等は下記の通りである。各アンケート調査の結果については、次頁以降に整理する。

調査	回答数	回答率
(1) 都市再生推進法人の新規指定状況及び法人指定における課題等の把握	38	100%
(2) 都市再生推進法人制度が活用されない原因等の把握	1,703	
(3) 先進まちづくり事例の調査	1,728	99.3%
(4) 『居心地が良く歩きたくなるまちなか』の形成に向けた官民連携の取組における制度上の課題・要望に関する調査	1,676	96.3%

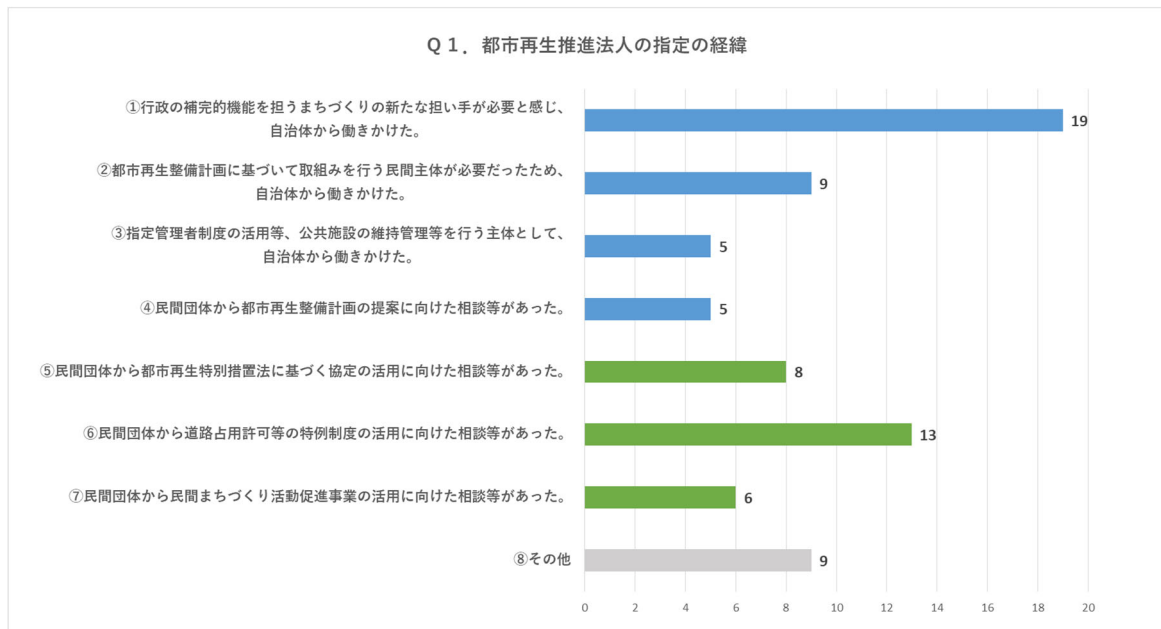
※注 (1)、(2)の調査は、調査を受け取った各地方公共団体が都市再生推進法人指定の有無を判断し、該当する調査に回答をしている。そのため、実際には指定されている都市再生推進法人があるのに、指定をしていない地方公共団体が回答する調査を選択している地方公共団体もあるため、実際の指定状況とは異なる場合がある。

## ■調査（１）都市再生推進法人の新規指定状況及び法人指定における課題等の把握

### Q 1. 都市再生推進法人の指定に至った理由・経緯について

(n=38)

担い手確保のために“自治体から働きかけた”という回答が最も多く、次いで道路占用許可特例に向けて“民間団体から相談があった”という回答が多かった。



### Q 2. 都市再生推進法人制度を効果的に活用できている点

#### ①まちづくりの担い手としての公的位置づけの付与に関して

##### 【合意形成・関係者協議がスムーズになった】

- ・道路占用許可申請に係る警察協議が従来と比べて円滑に行えた。
- ・民間事業者による事業実施にあたり、地元合意が得やすくなった。
- ・賑わい創出を目的としたイベントや社会実験等の実施における管理者協議調整等がスムーズに行えている。

##### 【地域環境の向上・賑わいが創出された】

- ・指定法人は1件であるものの、新たな公共の担い手として活動し、駅周辺の賑わいの創出が図られている。
- ・公的位置づけを付与することで、民間団体の知名度が上がり、地域の街並みや環境の向上が図られている。
- ・行政と地元をつなぐパイプのような役割を果たし、地元商店街やまちづくり団体との連携が図られ、リノベーション等のまちづくりが進んでいる。
- ・住民から信頼された公的サービスの担い手を増やし、居住環境の向上が図られている。
- ・都市再生推進法人の事業として駅前音楽イベント等を実施することにより、公的サービスの担い手の立場から、民間活力による賑わいづくりが実現できている。
- ・市から都市再生推進法人であることを理由に、賑わいの創出を促進する事業を委託し、街のにぎわいの創出に寄与している。



### 【行政支援・連携が図られた】

- ・都市再生推進法人の指定により、まちづくり会社の信用が担保されることで、市としても地域のまちづくりの担い手として積極的な支援が可能となる
- ・都市再生推進法人指定により、公的な位置付けを付与することで、本市の中心市街地活性化基本計画の協議会への参加や、計画内に法人の事業を掲載するなど、行政機関との一層の連携が図られている。
- ・都市再生推進法人に指定することで、法人に公共空間を貸し出す際には使用料を減免し、イベント開催等の賑わいの創出における金銭的負担が軽減されている。
- ・駅地下道における社会実証実験としてのマーケット開催や旧学校施設への生活利便施設の誘致など、エリアマネジメントに資するプロジェクトを市と共同で取り組むことが出来ている。

### 【その他】

- ・実績があり、持続的な活動を行う体制のある団体を指定することにより、歩道等の公共空間の維持管理等を安定的に実施することが可能となっている。
- ・津波復興拠点整備事業区域においては、主な土地所有者である市は、その貸付規則において、借地人が、①市が適当と認めるエリアマネジメントの取組を推進する都市再生推進法人である場合、②そのエリアマネジメントの取組に参画し、かつその活動資金の一部を負担する者である場合は、地代を減額することとする等、都市再生推進法人制度を独自のエリアマネジメント体制構築に活用できている。
- ・都市再生推進法人に指定したことにより、活動が活発になっている。

## ②都市再生整備計画の作成に関して

### 【官民が連携した推進体制の構築】

- ・都市再生推進法人から提案のあった整備計画を策定することにより、まちづくりの方向性について官民での認識共有が図られている。
- ・都市再生推進法人から提案があった整備計画を地区まちづくりの指針とすることにより、地区の将来に関する官民での認識共有がスピーディになった。
- ・法令において、都市再生推進法人業務＝都市再生整備計画等の提案が明記されているため、官民連携での計画策定がしやすいと感じている。(令和2年度に新・都市再生整備計画(案)を策定予定)
- ・都市再生推進法人から提案のあった道路占用許可の特例の実施について、地元への説明は都市再生推進法人が行い、公安協議等の行政協議を共同で行うことで円滑に進んだ。
- ・都市再生推進法人からの提案に基づいて整備計画を策定することで、地域と行政との合意形成が図りやすくなった。

### 【その他】

- ・都市再生推進法人から提案があった整備計画により、官において事業の位置づけ等実効性が担保された。
- ・都市再生推進法人の実績を生かしたまちづくり提案により、遊休化した公的施設の利活用を図っている。

- ・都市再生推進法人からの提案に基づいて整備計画を変更したことにより、道路占用許可の特例制度を活用して、都市再生推進法人が道路上に食事・購買施設を設置することができた。
- ・都市再生法人から提案があった整備計画により、公共施設を活用したイベント等が実施されるようになり、まちの賑わい創出が実現されようとしている。

### ③各種特例制度に関して

#### 【道路活用のよる賑わいの創出や事業が創出されている】

- ・道路の占用許可特例を活用し、来街者が気軽にくつろげるオープンカフェを実施し、賑わいづくりに効果をあげている。
- ・道路占用許可特例により道路上でイベント等を開催し、賑わいづくりに効果をあげている。
- ・道路再構築事業の検証のため、将来の道路占用許可特例の活用を見据えて、パークレット等休憩スペースの設置、沿道店舗による軒先利用等を行う社会実験を実施している。
- ・歩道空間を活用した賑わいづくりが行われている。（カフェ等）
- ・道路占用許可特例の活用による駅前空間の賑わい創出
- ・特例道路占用により道路内（歩道内）に整備された食事施設、購買施設等によって、沿道の建物と一体となって賑わいづくりに効果をあげている。
- ・道路の占用許可特例を活用し、オープンカフェや広告板等を設置しており、賑わいづくりに寄与している。
- ・道路占用許可特例を利用し、道路拡張予定地を活用した社会実験を実施することで、まちの回遊性が創出される可能性を明らかにした。
- ・特例適用区域において、道路空間等を活用したイベント実施時にオープンカフェ設置等による賑わいの創出と情報発信を通じ、国際的なビジネス環境整備、都市環境の推進を図っている。
- ・道路占用許可特例の活用により、広告やカフェ、観光案内所を設置し、地下通行空間に賑わいを生み出すことが期待できる（R1. 11. 1～）
- ・道路及び都市公園の占用許可特例を活用してデジタルサイネージ事業やシェアサイクル事業を実施し、まちの情報発信や回遊性の向上に一定の効果をあげている。

### ④各種協定に関して

#### 【都市利便増進協定による継続的な賑わいの創出と都市環境の維持が図られている】

- ・都市利便増進協定及び都市再生整備歩行者経路協定を都市再生推進法人が主体となって、駅周辺施設の関係事業者と締結し、民間ならではのノウハウを活用し、新たな賑わいが創出されている。
- ・都市利便増進協定により、ポケットパークや市道といった公共空間を活用した、商業店舗や民間団体との連携による継続的な賑わい創出を行っている。
- ・都市利便増進協定により、道路上でのイベントやマーケット等による賑わいの創出が実現されている。
- ・都市利便増進協定の活用により、賑わい創出に資するイベント等が実施されている。
- ・都市利便増進協定の活用により、道路上に設置した食事・購買施設を含む都市利便増進施設

及びその周辺道路の整備や管理の方法が担保され、賑わいの創出、交流・滞留・休憩機能の向上、歩道環境の高質化などにつながっている。

- ・公共空間に誘致した飲食店等のテナントの収益の一部を、都市利便協定の活用により、公共空間の草花の維持費に充当することで、快適性や居心地の良い空間となり、人々が行き交う賑わいを創出できている。
- ・都市利便増進協定を活用し、都市再生推進法人によってコミュニティサイクル社会実験が行われた。
- ・公共施設維持管理協定の活用により賑わい創出のための活動や施設維持管理を実施できるようになった。
- ・都市利便増進協定の活用により、当該地区内における清掃や放置自転車や違法看板等の抑制に向けた取組みなどを実施し、良好な景観の形成等に寄与している。
- ・都市利便増進協定の活用により、駅前広場において、オープンカフェやマルシェ等の活用による日常的な賑わい創出が実現する予定。
- ・都市利便増進協定の活用により、案内施設、休憩施設の整備・管理を行うことで、利便性の増進を図り、賑わい及び交流の創出に寄与している。
- ・都市利便増進協定を活用し、都市再生推進法人が歩道の日常的な維持管理を行うことによって、良好な景観の形成に寄与している。
- ・都市利便増進協定の活用により、運動施設を運用し幅広い世代に親しまれるスポーツを通じた賑わいづくりが創出され、それにより都市公園の維持管理も実現されている。
- ・都市利便増進協定の活用により、公共施設を活用したイベント等が実施されるようになり、まちな賑わい創出が実現されようとしている。
- ・都市利便増進協定の活用により、広告やカフェ、観光案内所等を設置し、地下通行空間に賑わいを生み出すことが期待できる。(R1. 11. 1～)

#### ⑤税制特例・財源支援に関して

- ・都市利便増進協定に基づく社会実験として、民間まちづくり活動促進・普及啓発事業の活用により、都市利便増進協定を設置した憩いの場を整備し、滞在時間の増加を図っている。
- ・民間まちづくり活動促進事業により、レンタサイクル事業実施予定であり、賑わい創出のための整備を行っている。
- ・市のエリアマネジメント活動促進条例に基づき、本市が徴収する分担金をエリアマネジメント活動の一部に補助することにより、都市再生推進法人の活動の安定化が図られている。

#### ⑥その他、都市再生推進法人が取り組むことができる業務等に関して

- ・民間まちづくり活動促進事業に係る補助金交付回数の優遇制度を利用する予定。
- ・民間まちづくり活動促進事業を活用し、将来的に都市整備計画に位置付け、都市利便増進協定を締結することを見据えた収益事業の社会実験を実施できた。
- ・当市が指定した都市再生推進法人は景観まちづくりや商用デザインに関する専門的な知見を有するため、当市が実施している景観事前協議制度における審査業務を、当該都市再生推進法人に委託している。

Q 3. 都市再生推進法人制度に求める新たな支援制度や、現在抱えている課題等に対して国に求める対応策等について

【減免や非課税などによる財政的支援・制度の検討】

- ・ 公共的空間整備に対する支援を手厚くして欲しい。
- ・ 市街地再開発事業や土地区画整理事業と連動したエリアマネジメントの更なる推進のため、都市再生推進法人がかかる事業に参画する場合等において、予算等に係る積極的な措置が必要。
- ・ 現在、コモンズ協定にのみ設けられている都市再生推進法人に係る課税標準の特例について、都市再生整備計画を活用する各種協定制度（低未利用土地利用促進協定・都市利便増進協定・都市再生整備歩行者経路協定）等に対しても措置願いたい。
- ・ ソフト事業に対する継続した支援等、事業実施に対する補助制度の拡充
- ・ 都市再生推進法人に対する直接補助がないため、新たな支援制度を検討してほしい。
- ・ 減免措置の検討
- ・ 都市再生推進法人が事業性を確保し、持続的にまちづくり活動を行い続けるための支援の充実
- ・ 市が適当と認めるエリアマネジメントに係る活動資金を、参画する民間が分担（拠出先は都市再生推進法人）しているが、その資金のやり取りに掛かる費用は非課税としてほしい。

【分野横断的な協力体制の構築・認知度の向上】

- ・ 都市再生推進法人に関する役割や制度について、国土交通省所管以外への通知、協力要請の強化
- ・ 都市再生推進法人制度の分野横断的な認知度向上（道路管理者等は制度を知らないことが多いため、何かやろうとしても庁内の制度作りからとなってしまうのが現状）

【その他】

- ・ 都市利便増進協定に基づく管理に関して、「施設」の範囲が不明確であるため、明確化してほしい。
- ・ 都市再生推進法人における人材育成や財源確保が課題としてあるが、行政としてどのように支援するのが効果的か、対応策や成功例などがあれば示してほしい。
- ・ 現在の都市再生特別装置法では、都市公園内における広告事業の実施が認められていないが、不特定多数が集まる都市公園における広告事業の展開は、地域を包括して行うまちづくりの財源確保に効果的であることから、これが認められるよう要望する。

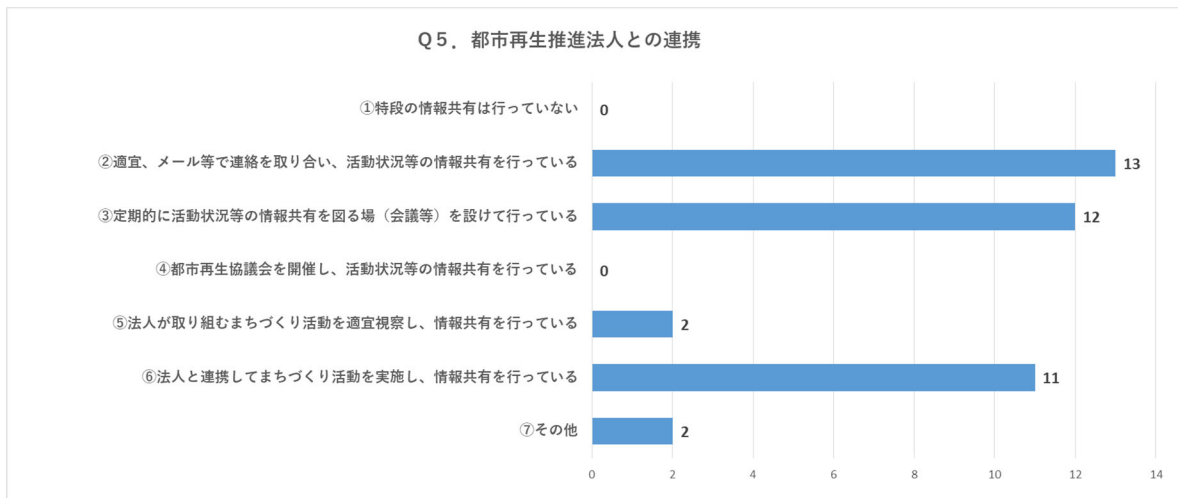
Q 4. 平成 31 年 1 月 1 日以降に指定された都市再生推進法人とその事業内容

<b>■(株)PAGE</b>	2019/1/25 指定
・観光交流センター運営／指定管理による企画運営	
<b>■神戸ハーバーランド株式会社</b>	2019/2/12 指定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸室事業／貸会議室・オフィス及び店舗スペースの賃貸、貸会議室</li> <li>・地区管理事業／貸イベントスペース（スペースシアター）の運営、歩道、デッキ、広場等公共施設の管理、街づくり事業、イベントの企画・運営等の来街促進事業、ハーバーランド運営協議会及び建築協定委員会の事務局</li> <li>・情報サービス事業／神戸市地域サービス情報システム（あじさいネット）の運営</li> <li>・その他事業／広告代理店事業、タウンカード事業</li> </ul>	
<b>■アドバンス寝屋川マネジメント株式会社</b>	2019/3/6 指定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共情報等の発信／駅前広場等の公共空間にデジタルサイネージなどを設置し、市に関する情報等を広く発信する。</li> <li>・音楽イベント等の実施／まちのにぎわいを創出するため、駅前音楽イベント等を開催する。バラ等の植栽、管理／市の花であるバラなどの植栽、管理を行うことにより、緑ある駅前を創出する。</li> <li>・タウンマネージャーの派遣／地域の団体が行うまちづくり会議等に、各分野の専門家を派遣し、まちづくり活動に係る助言を行う。</li> <li>・都市再生整備計画の素案の検討／都市再生整備計画の提案に向けた素案の検討を行う。</li> </ul>	
<b>■一般社団法人UDCKタウンマネジメント</b>	2019/3/20 指定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・タウンマネジメント業務/柏の葉地区に所在する公共施設・公共空間等の維持・管理・運用</li> <li>・タウンマネジメント業務/柏の葉地区に所在する公共施設・公共空間等の活用</li> <li>・タウンマネジメント業務/柏の葉地区の情報発信・PR</li> <li>・タウンマネジメント業務/柏の葉国際キャンパスタウン構想の推進並びに当地域における持続的な都市経営に係る事業</li> <li>・タウンマネジメント業務/その他前各号に附帯又は関連する一切の事業</li> </ul>	
<b>■株式会社まちづくり岡崎</b>	2019/5/22 指定
・街路空間を活用した社会実験／道路上でのパークレット等休憩スペースの設置、沿道店舗による軒先利用の促進、キッチンカー出店スペースとして公共空地の活用等を実施している。	
<b>■特定非営利活動法人岡崎まち育てセンター・りた</b>	2019/5/22 指定
・都市の再生に関する普及啓発事業等／QRUWA 戦略（乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画）に係る情報発信業務を実施（市民・民間事業者への啓発シンポジウム、Web サイト構築・運営等）	
<b>■株式会社三河家守舎</b>	2019/5/22 指定
・街路空間を活用した社会実験／道路上において休憩スペース等の設置、沿道店舗による軒先利用の促進等を実施している。	

<b>■一般社団法人市駅グリーングリーンプロジェクト</b>	<b>2019/6/18 指定</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりに関する調査研究・提言事業/市道和歌山市駅前線の再整備・活用を中心とした市駅前のエリアマネジメント計画の立案</li> <li>・まちづくりに関する社会実験・関連イベントに際してのアンケート調査等の実施</li> <li>・地域資源の発掘・活用に関する事業/市駅周辺の店舗・公共施設等で体験プログラム等を提供する「市駅・まちなか まちぐるみミュージアム」の企画運営</li> <li>・コミュニティ活性化に関する事業/市駅周辺の店舗・公共施設等で体験プログラム等を提供する「市駅・まちなか まちぐるみミュージアム」の企画運営</li> <li>・公共空間の維持管理及び利活用に関する事業/公共空間活用社会実験「市駅 “グリーングリーン” プロジェクト」の企画運営および対象空間の清掃・草刈り等の整備</li> <li>・地域活性化イベントの企画立案・運営事業/「市駅夏まつり」「孫市まつり」等のイベントの企画運営</li> <li>・地域資源・まちづくりに関する情報発信事業/まちづくりに関する講演会等の企画運営 HP・SNS 等による情報発信</li> <li>・地域団体のまちづくり活動支援事業/市駅まちづくり実行会議（地元商店街・自治会・和歌山大学の研究室による会議体）の運営支援</li> </ul>	
<b>■新潟古町まちづくり株式会社</b>	<b>2019/8/13 指定</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無料駐車券発行事業/古町エリアで共通の駐車券の発行</li> <li>・販促 Web 事業/ウェブによる地域情報発信。アーケード内のフリーWi-Fi の運営</li> <li>・まちづくり協議会/新潟市、商工会議所と三者による協議会（任意組織）で定期的な情報交換を実施</li> <li>・普及・促進事業/イベント、シンポジウムの開催</li> </ul>	

Q 5. 現在、指定している全ての都市再生推進法人との連携状況について (n=38)

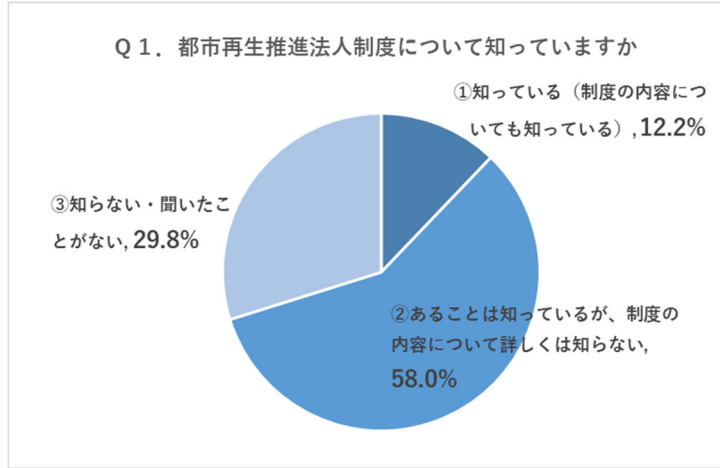
どの地方公共団体もいずれかの方法で情報共有は行っている。最も多いのは、メール等での活動状況等の情報共有。次いで、行政、法人と連携したまちづくり活動の実施となっている。



■調査（２）都市再生推進法人制度が活用されない原因等の把握

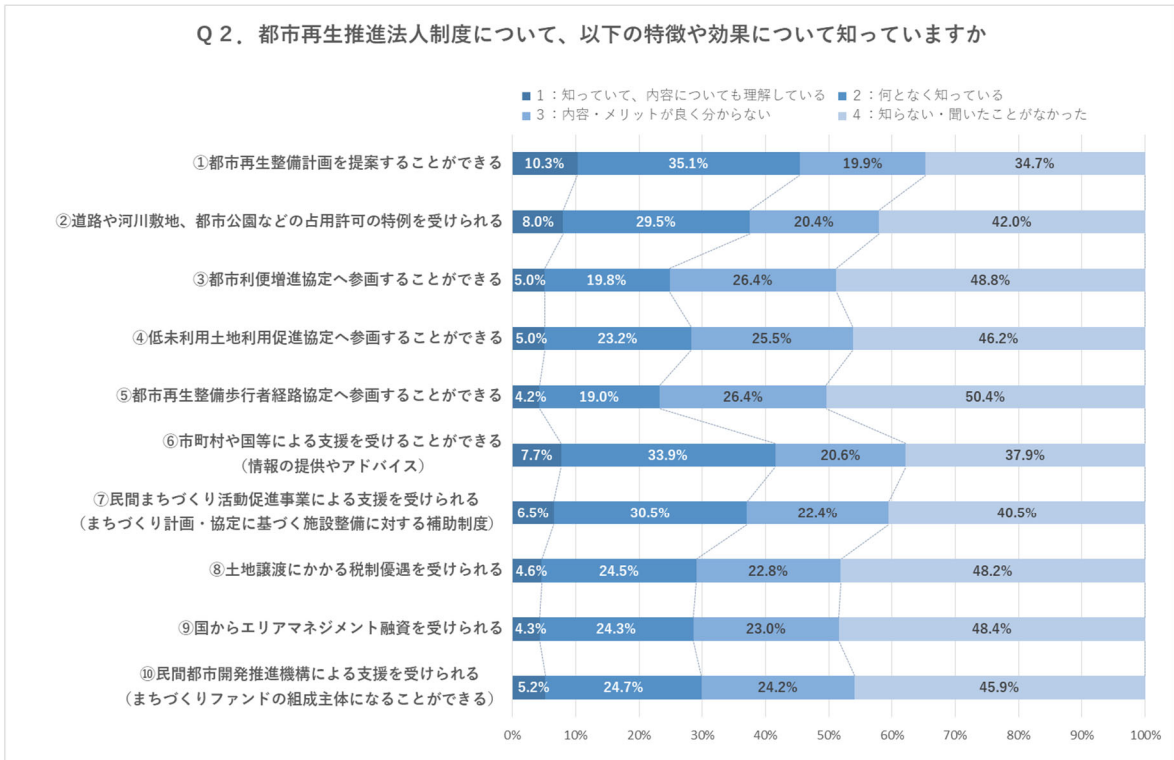
Q 1. 都市再生推進法人制度について知っていますか (n=1703)

制度の内容は詳しく知らない、制度そのものを知らないとの回答が 87.8%と認知度が低い。



Q 2. 都市再生推進法人制度について、以下の特徴や効果について知っていますか (n=1703)

最も認知度が高いのは、「都市再生整備計画の提案」について。全ての特徴や効果について、35～50%の地方公共団体が知らないと答えている。



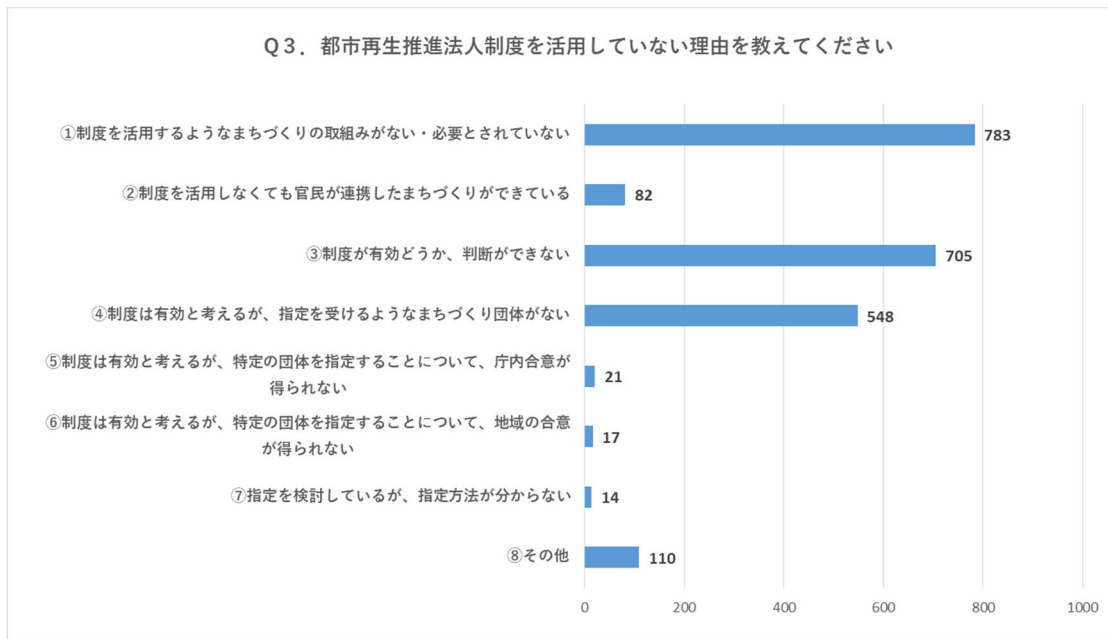


Q3. 都市再生推進法人制度を活用していない理由を教えてください【複数回答可】

(n=1703)

「制度を活動するようなまちづくりの取り組みがない」との回答が最も多く、次いで「制度が有効かどうか判断できない」が多く、どちらも40%以上の地方公共団体が選択している。

「その他」の回答は、準備中・検討中という趣旨の回答に次いで、制度そのものを知らないことが活用につながっていないとの趣旨の回答が多く、どのような地方公共団体にとって、制度が有効か、効果があるかなどについての認知度向上が必要とされている。



その他の回答のうち、主な趣旨は下記である。

- ・制度を知らないため・理解していないため という趣旨の回答  
(都内であっても認知度が低いとの回答もあり)
- ・現在、準備中・検討中、必要だと考えている という趣旨の回答  
(人材の育成中、指定にあたって協議中、まちづくり団体の組織検討中など)
- ・団体がいないなど体制が整っていないため という趣旨の回答  
(知識と人材不足、人口規模の小ささによるものや市の体制不足、担当課が決まっていない、などの回答もあり)
- ・そもそも検討していない・有効であると考えていない という趣旨の回答  
(自治体にとっての必要性・メリットを感じない など)
- ・その他、指定の基準設定が難しい、活用するための進め方が分からない、都市計画区域外等など対象地区外であることなどの回答もあった。

■調査（3）先進まちづくり事例の調査

先進事例が「ある」と回答した120地方公共団体が記載した先進的なまちづくり事例を実施する団体および事業内容を以下に掲載する。

市区町村	団体名	組織形態	活動の分類				先進性を示すポイント	目的・活動内容	取り組み体制	実施時期	活動の特徴、成果	制度、資金	活動のHP
			A	B	C	D							
札幌市	札幌大通まちづくり株式会社	①株式会社	A	B	C	D	全国で初めて都市再生推進法人の指定を受け、本市に対し都市再生整備計画の変更提案を行い、道路占用許可の特例制度を活用している。	地区の賑わい創出、商店街の活性化、今後加速する建替の支援などを目的とし、公共空間活用・交通問題対策・まちづくりについての指針やガイドラインの検討支援などを行っている。	まち会社と、商店街や商業施設、本市などで構成される会議体を設け、密に情報を共有しながら取り組みを進めている。	2009年9月 会社設立	「取り組み体制」と同じ	【活用している制度】 ○都市再生推進法人 ○道路占用許可の特例制度 など 【資金源】 ○都心部6商店街、大型商業施設、商工会議所、本市等による出資 ○エリアマネジメント広告事業・都心共通駐車券事業などの収益事業	<a href="http://sapporo-odori.jp/">http://sapporo-odori.jp/</a>
札幌市	札幌駅前通まちづくり株式会社	①株式会社				D	・札幌市北3条広場は、隣接する民間敷地の再開発の際に事業者により広場化の提案を受けて都市計画決定され、事業者の負担により整備が実施された。 ・広場管理者は市であり、札幌駅前通地下広場の指定管理を行っている札幌駅前通まちづくり株式会社が指定管理者として北3条広場の管理も行って、地上・地下が一体となったまちづくりを行っている。 ・まちづくり会社は沿道企業・地権者が主体となって立ち上げたものであり、札幌駅前通地区活性化委員会等の団体を通じて積極的にエリア内での連携を推し進めながら、北3条広場における賑わい創出事業等を実施している。	北3条広場は「市民等に多様な活動や休憩・滞留ができる場を提供し、都心全体のにぎわいを創出することにより、集客交流の活性化と独自の都市文化の創造を促進し、もって札幌の魅力と活力を高めるとともに、より豊かな市民生活を実現する」ことを目的としている。まちづくり会社は駅前通沿道企業など様々な関係者と連携しながら北3条広場を舞台とした賑わい創出を実施し、駅前通エリアのみならず都心全体の活性化に貢献している。	常勤役員2名、職員14名	平成22年9月 設立	札幌駅前通の様々な活動における窓口的な役割を持っており、沿道地権者等と緊密に連携しながら活動を行っている。これによりエリアの一体感と価値向上に大きく寄与している。	エリアマネジメント広告、自主事業収入、指定管理費	<a href="https://www.sapporoekimae-management.jp/">https://www.sapporoekimae-management.jp/</a>
釧路市	くしろ輝く日曜朝市実行委員会	④任意団体				D	時間帯を日曜日の朝に限定している点	7月7日(日)～9月29日(日)の毎週日曜日午前6時30分～9時に、市役所防災庁舎前広場にて、約10店舗の朝市を開催している。釧路市の魅力的な人・モノ・情報などあらゆる資源を朝市で広め、「域内循環」に取り組みながら、釧路の魅力を高めていくことを目的としている。また、周辺に多数の宿泊施設がある防災庁舎前広場で実施することで、宿泊率を高めたり、中心街の賑わいを創出したりする狙いもある。	実行委員会8名(うち、実行委員長1名、事務局長1名、監査役2名)	2019年7月7日～9月29日	特徴としては、中心街に宿泊している観光客やクルーズ船乗客をターゲットにしているため、日曜日の朝の開催としている点などが挙げられる。	・輝くまちづくり交付金(釧路市補助金) ・参加料収入	くしろ輝く日曜朝市フェイスブック <a href="https://www.facebook.com/946asa1/">https://www.facebook.com/946asa1/</a>
富良野市	ふらのまちづくり㈱	①株式会社		B			大型商業ビルのリノベーションを地域需要に見合う形で短期間で事業実施した点	本市の中心市街地活性化を総合的に推進する目的で設立。TMOとして活動しており、本市中活計画で公益的ディベロッパーとして位置付けられている。「フラノマルシェ」を中心とする商業施設の運営をはじめ公共施設の指定管理などまちづくりをビジネスとして成り立たせている。	中活計画に基づく官民連携	平成29年度	国庫補助金(経産省)、株主(金融機関)からの事業資金借入れ、市による補助金や土地賃貸	特になし	
利尻富士町	鷲泊市街地まちづくり協議会	④任意団体	A	B	C	D		鷲泊市街地の道路拡幅整備と連携したまちづくり計画の策定に関し、長期的視点に立ち総合的で一体感のある「まちづくり」に向けた計画に必要な協議を行うことを目的とする				<a href="http://www.town.rishirifuji.hokkaido.jp/rishirifuji/dd.aspx">http://www.town.rishirifuji.hokkaido.jp/rishirifuji/dd.aspx</a>	
利尻富士町	鷲泊市街地整備促進期成会	④任意団体						鷲泊市街地整備に伴う諸問題の対策を講じ、併せて市街地の活性化に向け街づくり活動を促進することを目的とし、街づくり活動に関わる地区住民の意見調整にあたる。				<a href="http://www.town.rishirifuji.hokkaido.jp/rishirifuji/dd.aspx">http://www.town.rishirifuji.hokkaido.jp/rishirifuji/dd.aspx</a>	
弘前市	かみどて朝市実行委員会	④任意団体				D	JR弘前駅と、市内6中心商店街のうち3商店街が連なる土手町通りとをつなぐ歩行者専用道路「(愛称)えきどてプロムナード」を会場に、毎年朝市が開催されており、継続的・安定的に運営され、地元にも定着し、賑わいづくりやコミュニティ形成などの効果が見られる点。	同委員会の母体となっているのは弘前土手町商店街振興組合及び弘前市旅館ホテル組合で、本事業の実施のために組織されており、商店街に朝の賑わいを創出するために活動している。	商店街振興組合の役員と旅館ホテル組合の事務局が企画及び実行部隊として従事しており、機動性の高い運営体制となっている。	毎年6月～10月 の日曜日	現体制となる前には、農産物に限定し、農業者が販売するマルシェが開催されており、実施体制が現体制に移行するまでは行政による資金面での支援もあったが、現在は自走での運営となっている。必要最小限のコンパクトな運営となっており、規模は大きくないものの、その分、資金面や運営面で管理しやすい体制となっており、継続実施され地元で定着している。	ほぼ自己資金で運営し、一部は弘前市中心市街地活性化協議会から補助を得ている。	<a href="https://ja-jp.facebook.com/hir osaki.asaichi">https://ja-jp.facebook.com/hir osaki.asaichi</a>
黒石市	横町十文字まちそだて会	③NPO		B			空き店舗を活用し、テレワークの社会実験や映画の上映など、中心市街地における新たな拠点(第3の場)を形成する取り組みを行っている。	中町と横町の交差点(横町十文字)を起点に、中心市街地に市民がほっとくつろげる第3の場を形成するため、まち歩きや空き店舗の活用、各種イベントを実施している。	当該法人をメインとし、観光協会、青年会議所、商工会議所、行政などと連携している。	R1年度～	会員の職種がさまざまであるため、多様な事業に対応できる。	良好な都市環境やテレワーク拠点の形成などに関するモデル事業 民間まちづくり活動促進事業	<a href="http://kuroishi-machisodate.com/">http://kuroishi-machisodate.com/</a>
大船渡市	株式会社キャッセン大船渡	①株式会社	A				複数の地元事業者によるコラボ企画	・住民等に対し、QOLに資する知恵や技術を提供するとともに、事業者が有する魅力や専門性等を伝え、商業活性化に繋げる ・事業者に対し、異なる事業者同士で住民等のQOLに資する取組みを考え、提供していただくことを通じて、自らの役割や商材の新たな魅力に気づいていただく	主催:㈱キャッセン大船渡、講師:地元事業者	春・夏・秋・冬の各1～2回	・地元事業者(単一事業者ではなく、複数の事業者によるコラボ)を講師として、住民等に季節のライフスタイルを提案するイベントを実施している ・新規顧客の開拓のほか、住民等の意見を活かし店舗づくりや商品開発等に繋がっている	市の補助金等	<a href="http://kyassen.co.jp/notice/20181224832/">http://kyassen.co.jp/notice/20181224832/</a>
大船渡市	株式会社キャッセン大船渡	①株式会社				C	未利用資源の利活用に関する企業連携	資源の地域内循環	1)未利用資源提供者 ・㈱キャッセン大船渡＝エリア内の刈り草 ・エリア内のフィナリー＝摘果りんご	随時	・㈱キャッセン大船渡では、廃棄物の再資源化に取り組む企業と連携し、ワイン醸造会社で発生する摘果りんごや絞りがす、区域内美化作業の刈り草等を再資源化する合同実証実験を実施している ・地域資源循環を高めるものと期待される	なし	<a href="http://kyassen.co.jp/notice/20180813631/">http://kyassen.co.jp/notice/20180813631/</a>

市区町村	団体名	組織形態	活動の分類				先進性を示すポイント	目的・活動内容	取り組み体制	実施時期	活動の特徴、成果	制度、資金	活動のHP
								2)利用者 ・資源循環に取組む企業 ＝実験(化粧水への転用、肥料化等)					
大船渡市	株式会社キャッセン大船渡	①株式会社			D	都市再生推進法人が管理者の異なる公共施設の一体的な維持管理活動に参画し、賑わい創出の場としての活用を含め、官民連携した管理体制を整えようとするもの	官民連携による公共施設の維持管理体制の構築と賑わい形成を一体的に進め、高質かつ効率的な管理や活用を実現していくための体制を構築する	1)公共空間の活用、維持管理活動の協力者 ・株式会社キャッセン大船渡 2)公共空間の管理者、活用イベント等への協力者 ・県(河川及び道路)、市(河川法面及び道路)	随時	・大船渡駅周辺地区の道路及び河川等に関して、官民連携による公共施設の維持管理体制の構築と賑わい形成を一体的に進め、高質かつ効率的な管理や活用を実現していくための土台として、(株)キャッセン大船渡と岩手県(県道管理者、河川管理者)、大船渡市(市道管理者)の4者で都市利便増進協定を締結 ・当該協定により、施設管理者の理解のもと、(株)キャッセン大船渡においては、公共施設を活用したイベント等の社会実験や、ベンチ・サイン・植栽等の環境整備や清掃活動を各街区借地人と協働しながら実施しやすくなった ・なお、公共施設管理者においては、行政投資だけに頼らない維持管理体制を構築することができるものと期待している	エリアマネジメント活動資金を分担する仕組み(前述の市の貸付規則に基づく)	<a href="http://www.city.ofu.nato.iwate.jp/uploaded/attachment/17662.pdf">http://www.city.ofu.nato.iwate.jp/uploaded/attachment/17662.pdf</a>	
花巻市	花巻家守舎	①株式会社			B	花巻市で第1号となる家守舎を設立し、駅周辺エリアにある10年以上も使われていなかった空きビル(代表が所有するビル)をリノベーションし、飲食店やヨガスタジオ、シェアオフィスなどを開店。花巻市におけるリノベーション物件第1号をプロデュースした。	花巻駅前エリアをスモールエリアに設定し、「チャレンジする大人が集まるまち」の実現を目的に活動。	代表取締役1名、取締役3名	2015年4月	花巻市で第1号となる家守舎。花巻市におけるリノベーション物件第1号を手掛けた実績をもとに、活動エリアの遊休不動産において、物件オーナーと事業希望者とのマッチングや事業支援を行い、リノベーション事業をプロデュースしている。		<a href="https://www.facebook.com/hanamakiyamorisha">https://www.facebook.com/hanamakiyamorisha</a>	
花巻市	上町家守舎	①株式会社			B	1973年にオープンした老舗百貨店が2016年6月に閉店。地元高校生による存続署名活動、花巻家守舎の運営引継ぎ検討を経て、2016年6月新たに上町家守舎を設立し、2017年2月に1階フロアと6階「マルカン大食堂」を再開した。	中心市街地の老舗百貨店における大食堂の復活と周辺エリアの遊休不動産を活用したリノベーション事業をプロデュース。	代表取締役1名、取締役3名	2016年6月	老舗百貨店の経営者から承諾を得て「マルカン大食堂」を再開するとともに、多くの従業員を引き続き雇用している。	クラウドファンディング、ふるさと融資	<a href="https://www.facebook.com/hanamakiyamorisha">https://www.facebook.com/hanamakiyamorisha</a>	
二戸市	株式会社カダルミライ	①株式会社			D	P-PFIにより宿泊を伴う温浴施設を整備し、その施設と都市公園を核とした地域振興、地場産業、観光振興を行い地域経済の好循環を生み出す。	地域ならではの食、歴史、宝を生かしたイベントを切れ目なく開催し、地域経済の活性化を図る。	まちづくり会社である(株)カダルミライが中心となる予定	令和2年度から令和21年度	今後の活動となるため実績なし	公募設置等管理者制度(Park-PFI)	<a href="https://kadarterraced.net/">https://kadarterraced.net/</a>	
仙台市	たちまちグリーンマルシェ実行委員会	④任意団体			D	酒販店が持つ得意先の人脈を活かしたイベントを展開することで、地域の飲食店を巻き込みながらネットワークを広げている。	公共空間(都市公園等)を活用した青葉区立町周辺への回遊性の向上と賑わいの創出。	青葉区立町内の飲食店事業者等を中心とした会員により構成	平成30年11月、令和元年5月、8月、11月	マルシェを新技術や新しいアイデア(パークウェディング)などの社会実験の場としても活用している。	後援名義使用承認、都市公園内行為許可、マルシェは出店料、婚礼企画は参加費をそれぞれ徴収。利益の一部は、次回の開催資金に充当。	<a href="https://www.facebook.com/pg/tachimachigreenmarche/posts/">https://www.facebook.com/pg/tachimachigreenmarche/posts/</a>	
仙台市	Sendai Development Commission INC.	①株式会社			D	公園内で実施するマルシェ等で得た利益の一部で公園の環境整備(ベンチや遊具の補修)を行う等、市の維持管理費抑制に寄与する取り組みであること。公園を核とし、地元町内会や公園周辺の商店主等との調整を図りながら地区の魅力向上にかかる企画を開催している。	「公園を核とした環境教育」をテーマとし、マルシェ、雑貨製作ワークショップ、親子参加できる商売体験を通じた社会参加プログラム等を企画・運営。イベントを通じて町内会や公園周辺にある個性的な商店主等との顔が見える多世代交流を図るイベントの企画。	役員3名、社員1名	平成29年7月設立以降、年2回程度、定期開催している。	町内会への事前相談や町内会行事(公園清掃)等に日常的に参加し、地元の理解を得て定期的に開催している。	後援名義使用承認、都市公園内行為許可、道路占用許可、公園内設置管理許可。マルシェは出店料+売上の数%を徴収。利益の一部は、次回の開催資金に充当。	<a href="http://sdcinc.jp/">http://sdcinc.jp/</a>	
仙台市	一般社団法人荒井タウンマネジメント	②一般社団法人			D	全国で初めて都市再生特別措置法に基づき、民間組織が街区公園でスポーツ施設を設置・運営。	長期的価値向上につながる賑わいのあるまちづくりを展開するため、各種事業を通じて地区の発展に寄与するとともに、広く社会貢献に資することを目的としている。主な活動内容は、都市利便増進協定を活用した荒井東1号公園(都市公園)におけるパークマネジメントの実施、地元住民と連携するマルシェを開催しているほか、平成30年度においては都市局所管の民間まちづくり活動促進事業を活用し、新たな収益事業の可能性を検討する目的で、道路区域内において広告展開を行う社会実験を実施している。	民間事業者等	(設立)平成25年5月(都市再生推進法人指定)平成28年1月	・制度(都市再生特別措置法や民間まちづくり活動促進事業)を積極的に活用し、活動財源確保と地域還元のスキームを検討および実施することで、新たな活動に積極的に取り組むことができ、これまで多くの賑わいづくり(あらフェス等)が実現している。 ・地域住民が主体となる活動(マルシェ)を定期的(1ヶ月に1回)に開催することで、住民の活躍する場づくりを実現している。	(活用制度)都市利便増進協定制度(資金源)上記「まちづくり活動の主な目的・活動内容」に記載の取組みによる。	<a href="http://www.arai-tm.com/(荒井タウンマネジメントHP)">http://www.arai-tm.com/(荒井タウンマネジメントHP)</a>	
大崎市	(株)醸室	①株式会社			B	地元のシンボルとして江戸時代後期に建てられた大小10棟ほどの酒蔵や母屋を一体的にリノベーションした商業施設である。	地場産品や地域ブランド等の情報発信基地として、中心市街地の活性化の役割を担っている。	テナント営業のほか、イベント、ワークショップやホール内でのコンサート、敷地内に祀られている神社の例祭etc	通年	各種イベント開催による利用実績(H30.1~12月)→約12,000人		<a href="https://www.kamuro.info/">https://www.kamuro.info/</a>	
大崎市	(株)アクアライト台町	①株式会社			B	シネコンをはじめ、核となる集客テナントを中心とした商業施設である。	シネコンによる強力な集客力に加え、地場産品や地域ブランド等の情報発信基地として、中心市街地活性化の役割を担っている。	地産地消、お祭りイベント会場	通年	広大な駐車場を利用した、各種イベントスペースとしての利活用		<a href="http://www.xpress.ne.jp/~rione">http://www.xpress.ne.jp/~rione</a>	
女川町	女川みらい創造株式会社	①株式会社			C D	町道への道路協力団体制度活用 道路空間及び周辺公共空間を活用した事業展開	町道への道路協力団体制度活用 道路空間及び周辺公共空間を活用した事業展開	女川みらい創造株式会社 連携体制:女川みらい創造、町、商工会、観光協会及び周辺関係団体の計8団体で「おながわレンガみち交流連携協議会」を組織し、毎月定例会を実施	通年	道路空間や女川駅前商業エリア活用した事業展開 平成30年度実績 79件(道路以外を含む)	道路協力団体制度		

市区町村	団体名	組織形態	活動の分類	先進性を示すポイント	目的・活動内容	取り組み体制	実施時期	活動の特徴、成果	制度、資金	活動のHP	
大館市	大館市御成町南地区活性化協議会	⑤その他		D	極力金銭をかけずにイベントを開催	イベントを開催し地区住民との親睦を深め、地域の賑わいの強化を図る。	商店街振興組合員や町内の方々により構成	月2回協議会を開催	区画整理事業(工事)への要望やイベント等の考案	まちづくり団体事業費補助金申請(市による補助金交付)	
新庄市	一般社団法人最上のくらし舎	②一般社団法人	B		地域資源を活かした、まちの魅力向上と総合的な地域課題の解決を目的とし、遊休資産を活用した場づくりや生業づくりに加え、活動を通じた人材育成や情報発信を一体的に推進することで、持続可能なまちづくりプラットフォームを構築する。また、活動を点から面へと展開することで、エリア価値の向上を目指す。				http://mogaminokurashi.com/		
上山市	NPO法人かみのやまランドバンク	③NPO	B		官民連携して収益ベースでまち再生を図る	空き家・空き地を利用し、小規模連鎖型区画整理事業やリノベーションのプロデュース等を行う	宅建士、司法書士、土地家屋調査士、建築士、大学、金融機関等	令和元年7月から	空き地を利用した広場の整備。温泉街を利用したマルシェ	空き家対策の担い手強化・連携モデル事業	
大江町	ポート	④任意団体	B		空き家のリノベーション	大江町まちなか交流館の利活用を通して、地域経済の活性化、交流人口の拡大、重要文化的景観の保存を図る。	理事長1名、副理事長2名、理事11名、事務局員2名	平成30年5月～	マルシェ開催等で地域の活力向上に資する事業に積極的に取り組んだ。	指定管理者制度	
いわき市	じょうばん街工房21	④任意団体		D	低利用の広場(都市公園ではなく行政財産)の利活用に向け、協議会を設立し、今までの行政財産使用許可の窓口を地域団が担うこととし、利用料を徴収・維持管理へ還元する体制を構築。	利用促進に向けたPR活動や申請の受付のほか、先導的イベントを実施。	地域まちづくり団体が組織した委員会(10数名程度)と市役所のメンバー	2018～	毎月1～2回程度の委員会を開催(市も参画)し、継続的な活動につなげている。	市が地域と協働で策定(改定)した「常磐湯本地区まちづくり計画」の具現化支援として、2017、2018、2019の3ケ年にわたって先導的取り組みを支援(100万円/年)	
伊達市	伊達マルシェ実行委員会	④任意団体		D	商店街の道路と空き地を活用し、歩いて楽しい一過性のイベントを数回実施し、商店街の活性化に取り組んだ	市が実施した歩いて暮らせるまちづくり整備事業(都市再生整備計画)に合わせ、商店街へ出向くイベントを実施する。	商店街の商店主が中心となり実行委員会を結成し実施した	平成26年度から	当初は市内で1カ所のみでの取り組みであったが、4カ所の他地区でも実施し、商店街の活性化の一助として定着してきている	当初は、都市再生整備計画のソフト事業として実施した	
大熊町	おおくままちづくり公社	②一般社団法人	B		不動産利活用支援事業を行っていること	目的:帰町・移住した住民が新たな環境で生活を始めるための環境づくり 主な活動内容:不動産利活用事業、ふるさと絆づくり事業	公社内に相談窓口を設け、不動産の売買・賃貸のマッチングを行う	平成29年10月～		町からの出えん金	
浪江町	一般社団法人まちづくりなみえ	②一般社団法人		D	原発事故により帰還が進まないなか、未利用の公園を活用して都市部や浪江町出身の学生を招待し、キャンプを行いながら浪江町の課題や将来に向けて話し合いの機会を創出している。	1.まちづくりの企画、立案、管理、運営及びコンサルタント事業 2.道の駅及び交流情報発信拠点施設の管理及び運営事業 3.公共施設等の管理、運営及び幹旋に関する事業の受託事業 4.住民支援サービス事業 5.各種イベントの企画、立案、管理、運営及びコンサルタント事業 6.商業、工業、農業、林業、水産業及び畜産業の復興支援事業(定款より抜粋)	事務局長 1名 事務局次長 1名 その他地域づくりコーディネーター など	学生の夏休み時期に実施	不明	http://www.mdname.jp/	
水戸市	株式会社まちなみとラボ	①株式会社	B		『美しいまち・水戸』『楽しいまち・水戸』『稼げるまち・水戸』の3つを実現し、水戸のまちの経済を動かし、水戸のまちの創生に繋げる。雇用を創出し、新しい人の流れを起し、若者の希望を創出する。水戸のまちに新たな価値(=共感=利益)を生み出し続ける。 ・水戸らしいライフスタイルのプロモーション事業 ・マルシェやバザール等の市場開催事業 ・リサーチ&コンテスト事業 ・リノベーション事業 ・空間の利活用を促進する管理運営事業 ・市や商店街、地域コミュニティとの連携事業 等		平成28～30年度	・古いマンションの空き室をリノベーションし、新たなまちなか居住者を推進(空き室の大家と5年間の賃借契約後、リノベーションを実施し入居者とまちなみとラボが賃借契約。5年間でリノベーション費用を回収し、5年後にリノベーション済みの物件を大家へ返却/その間、大家の家賃収入は低くなるが、返却後は家賃収入の増大+リノベーション済の物件の返却) ・新規創業者の支援(クリエイターの小規模な商品販売や情報発信の場の提供)を図るため、インキュベーション空間の整備を実施(民間のシェアオフィスが整備されている同じ建物内に、イベントスペース・ポップアップストアを整備・運営)	水戸市補助金 地方創生推進交付金	http://www.machimito-lab.com/	
結城市	結いプロジェクト	④任意団体	A		見世蔵や酒蔵等を会場として使用したイベントの開催	音楽フェス・アートイベント	株式会社 TMO 結城が企画運営	毎年、春に音楽フェスを開催し、秋にアートイベントを開催している。	見世蔵や酒蔵等を会場として使用することによって、地域資源の利活用を図っている。また、イベントの参加者同士の交流を通じて、地域資源の保存・活用に対する意識の高揚を図っている。	チケット収入・クラウドファンディング	https://yuiproject.jimdo.com/
牛久市	牛久都市開発株式会社	①株式会社		C	少子高齢化に対応した日常生活圏の再編の検討		協議会(自治会、民間団体、民間企業、PTA、他関係機関)	H25-26	定住促進、交流空間、生活機能強化、歩行空間再編、コミュニティバス等支援をテーマに検討 交流空間、バス停留所などを整備	民間まちづくり活動促進事業補助金	
つくば市	つくばセンター地区活性化協議会	④任意団体		D	広場やペDESTリアンデッキといった公共空間を活用した取組みの実施	・環境整備活動(花の維持管理、清掃、防犯/ストロール等) ・イベント実施、イベント支援 ・情報発信	協議会:中心市街地に立地する企業や市内の企業55企業 事務局:専任2名、兼任5名	通年	・花壇の整備や清掃活動により、景観を保持している。 ・広場やペDESTリアンデッキといった公共空間を活用したイベント実施やイベント支援をすることで、中心市街地のにぎわいを創出している。	資金源:会費、イベント協賛金等	http://www.tsukucen.net/about/
つくば市	ペデカフェ推進団体	④任意団体		D	広場や公園、ペDESTリアンデッキといった公共空間を有効活用するため、市民や学生等の任意団体が行うにぎわい創出のための取組み(イベントやパフォーマンス実施等)について、市がペデカフェ推進団体として指定をし、市と協働で当該活動が円滑に行えるようにするもの。	・にぎわい創出のためのイベントの実施 ・オープンカフェの設置 ・簡易路上店舗や移動販売車の設置 等	主催:市民や学生等の任意団体 共催:市(学園地区市街地振興室) イベントの運営は主催者が行い、市は公園や道路の許可申請、広報支援などの側面支援を行う。	通年	広場やペDESTリアンデッキといった公共空間を活用したイベント実施等により、中心市街地のにぎわいを創出している。	資金源:イベント協賛金 等	https://www.city.tsukuba.lg.jp/jigyosha/machinami/machidukuri/koukyokukan/1002154.htm

市区町村	団体名	組織形態	活動の分類	先進性を示すポイント	目的・活動内容	取り組み体制	実施時期	活動の特徴、成果	制度、資金	活動のHP	
ひたちなか市	ひたちなかまちづくり	①株式会社	A		本市の観光資源である国営ひたち海浜公園において育成されるネモフィラ及びコキアを、駅からほど近い都市計画公園に整備し、市内回遊を図っている。	(目的)中心市街地の活性化 (内容)勝田駅東口フードパーク構想、駐車場運営、レンタサイクル事業、貸室、カフェ運営、環境美化活動	プロパー社員1名、フルタイムパート1名、ショートタイムパート12名	通年	年間6回実施されている「勝田駅東口フードパーク構想」によって、来街者が増加した。	出資金、市補助金、商工会議所からの受託事業、REVIC ファンド、駐車場収入、その他自己資金	https://hcidi.jp
筑西市	筑西地区交通安全協会	⑤その他		C							
宇都宮市	特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構	③NPO		D	アーケード内道路におけるオープンカフェの実施	道路を活用した憩いと賑わいの空間の創出 アーケード内店舗と連携したオープンカフェの設置	会員による部会活動(プロジェクト会議の設置)	2017年4月29日～(2016年に社会実験を実施)	店舗の個性を活かした休憩設備が設置され、通りに賑わいが生まれている。飲食店を中心に出店が進み、空き店舗が減少、週末・夜間の通行量が増加している。	道路占用許可の特例制度(都市再生整備計画への記載) 市から団体への事業補助(地方創生推進交付金を活用) ※一部参加店舗からも負担金を徴している。	http://www.machidukuri.org/
足利市	特定非営利活動法人コムラボ	③NPO	A		民間が設置した地域の拠点によって共創される新しい地域活動	中心市街地の駅近くでカフェ&シェアオフィス「マチノテ」を「知的対流拠点」として運営。地域の新しい「やりたい・かなえない」を共創する活動を行っている。	多種多様なスキルを持つ地域住民をカフェスタッフとして雇用。各分野の専門家がNPO役員のため、より専門的な相談対応も可能。	随時	カフェ形態のため、まちづくりに興味のない市民も来店し、まちの情報に触れることができる。イベント・ワークショップの会場として市民への貸出を行い、スペースと情報の共有化が図られる。地域メディアやまちづくり会社などの事務所としてシェアオフィスが利用されている。	NPO会費、寄付、施設による直接収入	https://www.com-labo.com/
栃木市	合同会社ボウルズ	⑤その他	A		民間団体(合同会社ボウルズ)と地域おこし協力隊とが連携した地域振興	【目的】 ・地域の資源や生業をつなぐことを通して、栃木市の可能性を広げていく事業の創出。 【活動内容】 ・地域資源(ヒト・モノ・コト)の発掘及びPR ・創業支援、就業支援 ・地域の素材や作物をもとにした料理・商品の開発 ・教育プログラム開発 など(例) ・新規創業する店舗の改修支援 ・地場産の作物を用いたジャムの開発 ・伝統工芸の木樽作り、箒作りなどのワークショップ開催	合同会社ボウルズが運営するインキュベーションカフェを活動拠点として、社員及び従業員と地域おこし協力隊が連携し、活動を推進。	平成28年2月～	【活動の特徴】 ・地域おこし協力隊と連携し、地域の資源(ヒト・モノ・コト)や生業をもとにした事業創出を行う。 【成果】 ①中山間地域の住民と若者の交流、資源活用 高齢化が進んでいる中山間地域の地域行事や学校行事に、地元出身者や市内の若者が関わる機会を創り、住民から地域資源の活用方法などを学んでいる。高齢のため収穫できない柚子などの作物を活用し、料理やジャムとして提供している。 ②新規創業者との事業協力 店舗改修などを支援した新規創業者(カフェ、花屋など)と共に、結婚式やイベントを企画するなど、地域の若者の新たな関係性を築いている。 ③地域と学校が協働した探求学習プログラムの開発 農業高校と協働して、地域の資源や生業について探求学習を進めている。 ・木樽を用いた味噌作りを、木樽の製造者、糀・味噌の製造者、農業者が協働して実施。生徒たちが木樽や味噌づくりを学んでいる。 ・種から育てる箒作りを、箒の製造者、農業者、地域住民が協働して実施。箒草(ホウキモロコシ)の栽培や種の保存に取り組み、生徒たちが箒作りを学んでいる。 ・農業や製造業を営む若者を講師に招き、学習と交流を深めている。 ④地域における生業の豊かさや美しい風景を育む商品開発 地域の農業者と製造業者と協働して、地域の土地と資源を活用していくための商品開発に取り組んでいる。 ・木樽を用いた手作り味噌キット ・地草を用いた箒 ・地場産の茶葉を用いた焙じ茶とブレンドコーヒーのセット	地方創生加速化交付金	
栃木市	栃木県立栃木農業高等学校	⑤その他		C	地域住民を巻き込んだSDGsによる環境整備事業	これまで、太平山における林道、観光道整備を行ってきた同校生徒から、新たに防災や減災、環境教育の拠点として、この林道を活用、守っていきたいという声が上がっており、多くの主体(市民・観光客・企業・教育機関など)を巻き込んだイベントを企画、開催している。	同校生徒及び教員を中心としたSDGs	NPOと連携しての環境活動を通年 その他、地域住民や建設業、観光客などを対象にしたワークショップ活動を複数回開催	とちぎ夢ファーレ(栃木市市民活動推進事業費補助金)等	http://www.tochigi-edu.ed.jp/	
高崎市	高崎まちなかオープンカフェ推進協議会	④任意団体		D	都市再生特別措置法の改正に基づき、道路占用許可の特例制度を活用して実施	開放感あるロケーションで中心市街地を訪れる人々を迎え入れる舞台装置として、また中心市街地の新たな回遊性と賑わいを創出するため、オープンカフェを実施する。	「高崎まちなかオープンカフェ推進協議会」を設置して(事務局は高崎商工会議所)事業を運営	毎年4月から11月までの間	特徴:参加店の負担軽減のためのオープンスペース用備品購入補助 成果:歩行者・自転車通行量の増加	高崎市補助金 出店料	http://www.takasaki.or.jp/takacafe/
高崎市	高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会	④任意団体		D	都市再生特別措置法の改正に基づき、道路占用許可の特例制度を活用して実施	①中心市街地の活性化 ②中心市街地の回遊性の向上 ③中心市街地からCO2を削減 ④放置自転車の減少と自転車マナーの向上	「高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会」を設置して(事務局は高崎商工会議所)事業を運営	通年(利用時間は午前9時から午後10時まで)	特徴:無料(デポジット方式)・無登録の貸出 成果:歩行者・自転車通行量の増加	高崎市補助金	http://www.takasaki.or.jp/takachari/
高崎市	まちづくり協議会	④任意団体		D	都市再生特別措置法を活用した路上での飲食スペースの確保	(1)通りのマネジメント (2)通りの賑わいの向上に資する活動 (3)周辺地域及び高崎フィルム・コミッションとの連携	会長 1名 副会長 若干名 書記 若干名 会計 若干名	平成29年12月14日から	中央銀座アーケード街の賑わいの創出を活動の趣旨としている	都市再生特別措置法・会費	なし

市区町村	団体名	組織形態	活動の分類	先進性を示すポイント	目的・活動内容	取り組み体制	実施時期	活動の特徴、成果	制度、資金	活動のHP	
					(4)側面建築物の不燃化や車両の不法進入防止等、安全な街づくりに係る活動 (5)老若男女が安心して来街できる街づくりに係る活動 (6)その他、協議会が定める活動	監査 2名 事務局 高崎市役所商工振興課					
桐生市	一般社団法人 Kiryu United	②一般社団法人			D 公共空間の有効利用のための様々な社会実験を行っている。	「稼ぐ都市経営」を目指し、桐生市の保有している利用の少ない公共施設を有効に活用する。		随時		<a href="https://www.facebook.com/kiryuunited2019/">https://www.facebook.com/kiryuunited2019/</a>	
下仁田町	下仁田まちづくり委員会	④任意団体			D 特産物の下仁田ネギや昭和レトロな町並みの活用	活動に賛同する町民や各種団体、町と包括連携協定を結ぶ高崎商科大学の協力。	①「下仁田へ行ってんべ〜祭」毎年11月最初の日曜日 ②他イベント日程に合わせて企画	<b>■特徴</b> 委員手作りのピザ釜で、地元名産の下仁田ネギを使ったネギピザを作り、販売。 <b>■成果</b> 町外から人を呼び込み、街中を散策していただき、下仁田の風情、自然、人情などの魅力をアピールすることで「下仁田町に行きたい」という気持ちを喚起すること。 町民一人一人が情報発信者であるという意識を持って、地域資源について「何もない」から「誇れるものがこれだけある」と言えるような町民の意識改革、意識醸成につなげ、町と住民との協働意識によるまちづくりを図ること。 下仁田駅周辺、町の歴史や伝統文化、地元農産物等の地域資源の有効活用により、町活性化の一助となること。 高崎商科大学の協力を得ることで、若い世代に地域の果たす役割や良さを実感していただき、地域づくりの担い手となる人材育成の一助とする。	下仁田町まちづくり支援事業補助金 イベント売上・寄附		
草津町	草津温泉観光協会	②一般社団法人	A		観光イベント全般	観光産業の向上		通年	草津町で開催する多くの観光イベント等に携わる。	<a href="http://yulovekusatsu.inter-source.jp/index.html">http://yulovekusatsu.inter-source.jp/index.html</a>	
草津町	草津観光公社	①株式会社	A		町の観光スポットの施設管理。	新たな観光資源の発掘。	草津町の第3セクターを担う。スキー場や温泉施設、道の駅等の施設運営管理を行なう。	通年	バンジップ草津を今年4月オープン。	<a href="https://www.932-onsen.com/green/index">https://www.932-onsen.com/green/index</a>	
さいたま市	一般社団法人アーバンデザインセンター大宮	②一般社団法人		B	道路拡幅予定地を活用した、まちの賑わい創出に資する取り組み(社会実験)を行っている点。	産・官・学・民が広く連携したまちづくりを推進することを目的とする。 地元まちづくり団体の会合に参加、まちづくりに関する情報発信、社会実験等	さいたま市及び地元まちづくり団体と連携	平成29年3月～	社会実験の実施により、道路拡幅予定地を活用することで、まちの回遊性が創出される可能性を明らかにした。	自治体からの運営委託料及び、都市利便増進協定に基づく施設貸出しにおける「まちづくり協力金」	<a href="http://www.udco.jp/">http://www.udco.jp/</a>
秩父市	特定非営利活動法人ちちぶまちづくり工房	③NPO	A		地域資源を発掘し物語性を持たせた情報発信に取り組む	ガイド活動等を通じた地域の魅力発信	組織内に部会を設け対応(例:ガイド部会)	通年	秩父地域の16のモデルコースを開発、ガイドの実践	主として会員の会費による	なし
本庄市	GOGOHALLOWEEN!!実行委員会	④任意団体			D 交通量の多い道路を歩行者天国にして仮想パレードを行い、道路空間を活用している点。	新たな地域の魅力を創造し、世代を超える楽しさの共有や、集客効果のあるイベントを行うことで、地域の活性化をはかるために10月にHALLOWEEN イベントを開催する。	主催:GOGOHALLOWEEN!!実行委員会 後援:本庄市、商工会議所、こだま青年会議所等 協力:商店街連合会、市内高等学校、観光協会等	2018.10.28	地域を代表するイベントになることで、参加者にこの地域の歴史や伝統などを知ってもらえる。	本庄市まちなか再生事業補助金	<a href="http://gogohalloween.sadist.jp/">http://gogohalloween.sadist.jp/</a>
本庄市	(公社)こだま青年会議所	④任意団体	A	B	D まちなかに存在する空き店舗や世界文化遺産登録された建物を利用している点。	地域の豊かな自然とレトロなまちなかを会場にしてアート作品を展示することで、地域のさらなる盛り上がりや外部への魅力発信を目的としている点。	主催:(公社)こだま青年会議所後援:地方自治体、商工会議所等 協力:本庄ケーブルテレビ(株)等	2018.11.2～11.18	参加者にとって地域の魅力を知ってもらうよい機会となっている。また、様々なワークショップやダンス等のパフォーマンスを同時開催しており、多くのクリエイターにとって収益の場となっている。		<a href="http://kodama-art-festival.info/">http://kodama-art-festival.info/</a>
本庄市	まちづくり活動勉強会	④任意団体			D 土地区画整理事業により生まれた「新しいまち」を盛り上げるため、平成21年に発足した団体。年間を通じて、様々なイベントを開催している。	住民のまちづくりへの参加を目的としている。定期的な会議のほか、清掃活動や様々なイベントを開催している。最近では、本庄早稲田の杜地区内にあるマリーゴールドの丘公園にて、昆虫探イベントを行った。	まちづくり活動勉強会(事務局:本庄市都市計画課)	年間を通じて活動(年数回イベントを実施)	住民同士が顔を合わせるきっかけとなっており、交流の場として活用されている。また、イベント開催時には地元企業の協力もあり、地域の活性化にも繋がっている。	本庄早稲田の杜まちづくり協議会交付金	<a href="https://ja-jp.facebook.com/HonjowasedaMchiben">https://ja-jp.facebook.com/HonjowasedaMchiben</a>
草加市	そうかリノベーションまちづくり協議会	④任意団体		B	市民で構成される協議会が行政と連携しながら、民間主導・公民連携によるリノベーションまちづくりの取組を推進している。	協議会は、そうかリノベーションまちづくり構想(の理念に基づき、草加市におけるリノベーションまちづくりの普及啓発活動を通じて、リノベーションまちづくりへの理解を深めるとともに、広く市民等の参加を促しつつ、民間主導・公民連携によるリノベーションまちづくりの取組を推進し、地域課題の複合的な解決を図ることで、持続可能なまちを実現することを目的とする。	役員11名、会員20名	2016年5月	リノベーションスクールの運営など、リノベーションまちづくりを担う人材の発掘・育成を担うことを目的とし、リノベーションスクールから生まれた家守会社などで構成する「家守部会」を中心に、遊休不動産を発掘する「不動産部会」、建築の面から家守や事業者をサポートする「建築部会」、地域で家守や事業者を金融の面から支える「金融部会」、学生に学びの場を提供し、まちと大学の接点を創出する「学生連携部会」が、それぞれが連携しながら、リノベーションまちづくりを推進している。	年会費、視察受け入れ料金、リノベーションスクール受講料	<a href="http://www.city.soka.saitama.jp/content/s1403/020/010/050/PAGE00000000000043247.html">http://www.city.soka.saitama.jp/content/s1403/020/010/050/PAGE00000000000043247.html</a>
草加市	つなぐば家守舎株式会社	①株式会社		B	リノベーションスクールから誕生した空きアパートをリノベーションし、子連れで働けるシェアアトリエ。	「仕事につながる」「母親とつながる」「地域につながる」の3つの“つながる”を軸に『女性が輝いて生活できるまち』を目指して、子連れで働けるシェアアトリエつなぐばを運営している。	家守会社は2名。シェアアトリエの住人(入居者)11人。	2018年6月	DIO(Do it ourselves!)私たちの暮らしはわたしたちでつくる!をコンセプトに、アトリエでは、利用者同士が共に子どもを見守りながら仕事をしており、女性創業スタートアップ事業などで創業した女性を中心となり、おやつ係、ごはん係が日替わりで変わるカフェを併設している。また、隣接した公園を活用したイベントなども開催し、子育てママたちの憩いの場所となっている。	事業収入	<a href="https://www.tsunagubayamorisa.com/">https://www.tsunagubayamorisa.com/</a>

市区町村	団体名	組織形態	活動の分類			先進性を示すポイント	目的・活動内容	取り組み体制	実施時期	活動の特徴、成果	制度、資金	活動のHP
草加市	株式会社 奏草舎	①株式会社		B		リノベーションスクールから誕生した公共用地(道路整備残地)を活用し、2つのカフェを併設する賑わい、憩い、繋がりを創出するコミュニティパーク	安全な食を通した賑わい・憩い・繋がりをテーマとした体験や空間を作り、“住みたくなるまちづくり”をしていくため、カフェや休憩スペースを兼ね備えたコミュニティパークを運営している。	奏草者(事業主3名、従業員・アルバイト10名)	2018年8月	草加市の遊休地を活かし、草加産野菜を中心に安心、安全でおいしい食材を利用したおむすびや具だくさんのみそ汁などを提供するカフェスタンド、起業を考えている人のチャレンジショップ、休憩スペースを併設し、ナイトマーケットなどのイベントを定期的に行い、非日常を演出し、周辺エリアの価値を高めている。	事業収入	<a href="https://soso-sha.com/sosopark/">https://soso-sha.com/sosopark/</a>
柏市	一般財団法人柏市まちづくり公社	⑤その他	A		C D	道路空間の利活用する仕組みを作り、市民団体や企業に利用してもらい、駅前の賑わい創出を実現	駅前の賑わいと憩いある空間創出を目的に、道路空間の有効活用のための仕組みを作り、利活用を実施	当公社事業担当及び一部業務委託により実施	2016年4月1日～	一定の条件を満たした活動であれば、道路上に食事・購買施設の設置等が可能であり、道路空間を活用した賑わい創出が可能であり、市民団体のみならず、企業プロモーションなど多岐にわたる活動に利用されている。	道路占用許可の特例・自己財源	<a href="http://www.kashiwa-machidukuri.or.jp/work/wdeck">http://www.kashiwa-machidukuri.or.jp/work/wdeck</a>
柏市	一般財団法人柏市みどりの基金	⑤その他			C	柏市と官民連携まちづくりに向けた協定を結び、民間主導のまちづくりを推進	公園内にオープンカフェを設置し、地域のにぎわいを創出する他、協定地区内の複数の公園で一体的なエリアマネジメントを実施	一般財団法人柏市みどりの基金が実施(都市利便増進協定に基づき)	平成30年3月	公園利用者による	民間まちづくり活動促進・普及啓発事業	<a href="http://www.mlit.go.jp/report/press/to-shi05_hh_000192.html">http://www.mlit.go.jp/report/press/to-shi05_hh_000192.html</a> , <a href="http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/110600/p045566.html">http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/110600/p045566.html</a>
柏市	一般社団法人UDCKタウンマネジメント	②一般社団法人			C		(1)柏の葉地区に所在する公共施設・公共空間等の維持・管理・運用 (2)柏の葉地区に所在する公共施設・公共空間等の活用 (3)柏の葉地区の情報発信・PR (4)柏の葉国際キャンパスタウン構想の推進並びに当該地域における持続的な都市経営に係る事業 (5)その他前各号に附帯又は関連する一切の事業	組織図参照	平成31年1月18日～	柏市所有のアクアテラス(調整池の高質化後)の管理業務受託等		
市原市	いちはらリノベーションまちづくり実行委員会	⑤その他	A			新しい手法を用いて市原ならではのまちづくりを考える講演会を民間主導で実施	空き店舗などの既存資源を活用した地域の魅力づくりに民間主導・公民連携で取り組む「リノベーションまちづくり」について、今後市原市内で実践していくための意識づくりを行う講演会を実施	いちはらリノベーションまちづくり実行委員会	2019年7月22日	公共施設の空きフロアを利用民間主導、役所は後援リノベーションまちづくりの普及啓発に貢献	チケット料金	<a href="https://renovation-ichihara.peatix.com/">https://renovation-ichihara.peatix.com/</a>
市原市	Co-saten(オープンロード合同会社)	⑤その他		B		アーケード街の一角のリノベーション	コワーキングスペースの運営、イベント企画、地域PR	オープンロード合同会社	2019年1月15日から	地域住民や地域内外の事業者と協力しながら進めている	使用料、イベント参加料	<a href="https://co-saten.com/">https://co-saten.com/</a>
八千代市	八千代台まちづくり合同会社	⑤その他	A	B	D	イベント事業やリノベーション事業を実施することで、不動産オーナーや不動産会社に協力してもらい、遊休不動産の解消につなげているところ。また、補助金に頼らず、得られた収益をもとに事業展開を行い、収益を地域に還元する仕組みを構築しているところになります。	【目的】 八千代台地域の活性化、住みよいまちづくりに繋がる事業を行う。事業の黒字化、利益の増大、また継続を目指し、地域への再投資を行う為に、地域で活動する団体等と連携し、事業を行う。 【主な事業】 ・イベントの運営・プロデュース事業 ・リノベーション事業(遊休不動産の利活用) ・出版事業 ・物販事業 ・PPP事業(官民連携)	代表1名 副代表2名 執行役員5名 社員6名 アドバイザー1名	平成29年3月～	【活動の特徴】 補助金に頼ることなく、民間のアイデアや行動力を活かした事業を行っています。 【成果】 ・事業によりまちづくり活動に主体的に参加した市民の数 約300人(平成30年度) ・道路を活用するイベント「Book Street」を年2回開催。平均来場者数3,000人 ・オリジナルTシャツを150枚販売(平成30年度) ・救急キット300個を自治会及び社会福祉協議会へ納入(平成30年度) ・合同会社 売上350万円(平成30年度)	社員14名による出資金及び事業で得られた収益。	<a href="https://yachiyodai-machi-llc.com">https://yachiyodai-machi-llc.com</a>
富里市	日吉商店会	⑤その他		B	D	市の玄関口の大通り沿いの空き地、空き店舗前に約100店(ワークショップ、体験、販売ブースなど)を配置する「ひよし青空市」を開催し、地域住民の交流の場及び近隣からも人が集まるイベントとなっている。	ひよし商店会と住民との共同イベントを通し地域活性化を図る。	日吉商店会主催、以下の地域団体が協力している。日吉台小学校自治会連絡協議会、青少年相談員日吉台小学校区、ひよし子ども会	毎年5月10月	日吉台大通り沿い約2kmに渡り様々なブースが並び街歩きしながら、出店者や来訪者と交流できる。普段通り過ぎてしまう商店会の店舗に立ち寄る機会を創出している。	なし	なし
富里市	日吉商店会	⑤その他			D	住宅地の中の都市公園内で、地域住民の買い物支援及び交流の場をつくるため、定期的にマルシェ「とみ市」を開催。	ひよし商店会と住民との共同イベントを通し地域活性化を図る。	日吉商店会主催、日吉台小学校自治会連絡協議会が協力	毎月第一日曜日	地区社会福祉協議会も出店し地域住民の交流の場をつくっている。	なし	なし
富里市	日吉商店会	⑤その他	A			街歩きとグルメを合わせたイベント「ひよしはしご酒」を開催し、地域住民に地域の商店会で飲食するきっかけを提供。	ひよし商店会と住民との共同イベントを通し地域活性化を図る。	日吉商店会主催、日吉台小学校自治会連絡協議会が協力	11月頃	商店会のイベントに自治会も協力し、地域ぐるみのイベント体制を構築している。気になってはいるが日ごろ立ち寄らない飲食店にもイベントで訪れることで、以降、来店につながっている。	なし	なし
大多喜町	株式会社わくわくカンパニー大多喜	①株式会社	A			日本版DMO候補法人として運営している	大多喜町の観光振興を目的としており、今後町で立案する観光総合戦略等の計画の実施主体として活動する	町、町内企業、マイナビ、地域金融機関で構成	平成30年8月27日設立	町営駐車場の管理	地方創生推進交付金	<a href="https://wakuwakuotaki.jp/company/">https://wakuwakuotaki.jp/company/</a>
千代田区	一般社団法人日比谷エリアマネジメント	②一般社団法人	A		C D	千代田区との区有維持管理協定により区有地の施設(収益施設を含む)をエリアマネジメントが運営し賑わい創出事業や施設維持管理を実施している。	イベントの実施、駐輪場の運営事業、道路上や地下街壁面を利用広告事業、等	正会員:5名、賛助会員:千代田区、有楽町区、事務局:三井不動産	平成27年3月～	先進性を示すポイントに記載の通りです。	区有施設での商業店舗や駐輪場の運営益、広場へのイベント誘致による収益	なし
千代田区	NPO法人大丸有エリアマネジメント協会(通称:Ligare)	③NPO	A		C D	丸の内仲通りアーバンテラス(道路上設置オープンカフェ)の整備・運営を始めとし、路面店のテラス部分(歩道)等も一体的な空間と捉えた道路空間活用が先進的である	歩行者の利便増進や賑わい醸成、まち中での新たなコミュニティ形成の基盤とすべく、丸の内仲通りの車道を車両交通規制し、日常的にはアーバンテラス(オープンカフェ)、土日祝日等には行政、民間等の様々な主体を巻き込みながらイベント等を実現している。	アーバンテラス(オープンカフェ)については当協会にて運営しており、外部イベントについては大丸有懇談会策定の「道路空間活用のご案内」にも記載の通り、当協会が「担い手」となってイベント全体のコーディネート	平日11時～15時、土日祝11時～17時	丸の内仲通りを行き交う歩行者の「日常」として広く認知され、憩いの場となっている。	千代田区条例、国家戦略特区道路占用事業(丸の内仲通りの位置付けはなされているが道路占用については先述の条例を適用)	リガーレHP <a href="http://ligare.jp/">http://ligare.jp/</a> ※記載の取り組みのみを紹介するHPは無いです

市区町村	団体名	組織形態	活動の分類				先進性を示すポイント	目的・活動内容	取り組み体制	実施時期	活動の特徴、成果	制度、資金	活動のHP
			A	B	C	D							
千代田区	秋葉原タウンマネジメント	①株式会社	A	B	C	D	自治体等からの直接的経済的援助を受けていない	秋葉原のまちの魅力や価値を向上させるため、「まちを守る事業」、「まちを活かす事業」を推進している。	株主、取締役、社員の協働による	平成19年12月より現在にいたる	地域の住民、企業、行政機関の協働によるまちづくり	都市再生推進法人指定による、千代田区からの指導・助言。地域特性を生かした広告・駐車場等の収入	http://www.akinatmo.jp
中央区	日本橋室町エリアマネジメント	②一般社団法人				D	別紙1のとおり	別紙2のとおり	別紙2のとおり	年間を通して	地元、区と連携したイベント開催により地域の賑わい創出	国家戦略特別区域法の道路占用の特例	https://muomachi-area.jp
港区	一般社団法人新虎通りエリアマネジメント	②一般社団法人	A		C	D	広幅員道路を利用した道路内建築物の設置や店外客席・オープンカフェの設置やイベントの実施【D】	(目的)道路空間等を良好な状態に保持し、その空間を用いてまちの価値の向上を目指すエリアマネジメント活動の推進(活動内容)①道路内建築物での物販・飲食事業オープンカフェの実施【D】②道路上の広告塔、パナー等を活用した広告事業【A】③道路空間を活用したイベントの実施【D】④清掃活動の実施【C】	新虎通りエリアマネジメント協議会と、協議会が定めた方向性・方針に基づき活動を推進する実働部隊である一般社団法人新虎通りエリアマネジメントが連携・協働	2014年度～年間を通じ実施	(特徴)新虎通り及びその沿道における道路利活用(成果)・道路内建築4棟、オープンカフェ11件【D】・広告事業の営業開始【A】・道路を活用したイベント実施7件(H30年度実績)【D】・月4回清掃活動及び除草活動【C】	【資金源】・会費・道路占用料免除・道路上の広告塔、パナー等を活用した広告収入(予定)	https://shintora-am.jp/
港区	一般社団法人竹芝エリアマネジメント	②一般社団法人				D	①旧芝離宮庭園の活用⇒常開放されていない文化財庭園を活用している点 ②竹芝ふ頭の活用⇒通常活用されていない港湾施設を活用している点	①竹芝地区の活性化を目的とし、旧芝離宮恩賜庭園の夜間延長開放のライトアップイベントを実施 ②竹芝地区の活性化を目的とし、竹芝ふ頭公園を活用し、地域コミュニティーイベント、プロジェクトマッピング、島しょ紹介等を実施	①主催:公益財団法人東京都公園協会 共催:一般社団法人竹芝エリアマネジメント ②主催:一般社団法人竹芝エリアマネジメント	①2018年11月、2019年7月 ②2015年以降8月に実施	①特徴:公共空間の活用 成果:2018年来場者約9,600名、2019年来場者約6,700名 ②特徴:公共空間の活用 成果:2019年来場者数約5,000人	①制度:特に無し 資金源:自主財源、協賛金、公益財団法人東京観光財団の助成金 ②制度:特に無し 資金源:自主財源、協賛金	https://takeshiba-am.com/
墨田区	NPO法人 燃えない壊れないまち・すみだ支援隊	③NPO		B			・空き家のモデル的防火・耐震化改修を行ったスペースを寄り合い所(ふじのきさん家)として、誰も活用できる防災活動の拠点として活用 ・企業、区民、高等研究機関の協賛を得て改修・再生事業を実施し、これを母体に寄り合い所(ふじのきさん家)を墨田区北部地域の燃えない壊れないまちづくり推進する組織:燃えない壊れないまち・すみだ支援隊を立ち上げ ・すみだの'巣'づくりプロジェクト(芝浦工業大学学生ボランティア活動)と連携し、防災遠足や防災観光ふるしきを活用した防災学習プログラムや、民生委員と協力した防災子ども食堂など実施	【活動目的】 寄り合い所(ふじのきさん家)を拠点に、墨田区北部地域木造密集市街地の建物の防火性能、耐震化の普及・啓発と地域の絆・居場所づくりを目的に活動を実施。 【主たる活動内容】 ○防火・耐震化改修などの研修・視察の受け入れ(年10回程度) ○防災子ども食堂(月1回) ○すみだの'巣'づくりプロジェクトと連携した防災まちづくり事業 ・防災観光ふるしき(愛称:なまず風呂敷)日常から防災情報にふれるツールとして、防災観光ふるしきを製作、小学生の学習プログラム用のツールとして活用する他、販売も実施。 ・防災遠足 むこうじま高齢者総合支援センターやこうめ高齢者とうめ総合支援センターと東京都公園協会などと協力して、年1回の防災避難行動プログラムを実施 ○ふじのき寄り合い事業 ・寄り合い所を週5日(火、水、木、金、土)オープン ・ふじのきランチ(週2回)柳沢幸子氏(和洋女子大学監修) ・むこうじまDAY(むこうじま高齢者みまもり相談室による高齢者向けプログラム)(月1回) ・ふじのき将棋倶楽部(月2回) ・ふじのき音楽倶楽部(月1回) ・交流事業(和洋女子DAY:和洋女子大生による交流プログラムや、福島県玉川村こぶしの里のマルシェ)などを実施	・理事6名(代表:小出治氏(四川大学教授)) ・寄り合い所については、地域のボランティアスタッフ7名による運営 ・すみだの'巣'づくりプロジェクトとの連携協力による防災まちづくり事業の実施 ・理事6名(代表:小出治氏(四川大学教授)) ・寄り合い所については、地域のボランティアスタッフ7名による運営 ・すみだの'巣'づくりプロジェクトとの連携協力による防災まちづくり事業の実施	2013年3月30日～	・寄り合い所として、地域住民への生きがい、寄合の場を提供(年間約4,000人) ・防災観光ふるしき(愛称:なまず風呂敷)を活用した防災学習プログラムの展開(2018年度2回、2019年度2回、計4回) ・企業協賛による防災まちづくり 空き家改修への企業協賛(11社・団体) 防災観光ふるしき(7社・団体)	・事業収益(ふじのきカフェ事業収益、防災観光ふるしき販売、多目的室利用料等) ・助成金(新たな公共支援事業(東京都)、すみだの夢応援助成事業(墨田区)、高齢者職域開発モデル事業助成(東京しごと財団)、子ども食堂応援プロジェクト助成事業(オリックス宮内財団)、育てる助成(トヨタ財団)など ・寄付(企業、個人)	ふじのきさん家HP: https://www.fujino-kisanchi.net
品川区	一般社団法人大崎エリアマネジメント	②一般社団法人	A	B	C	D	平成26年のまちづくり法人国土交通大臣表彰において、国土交通大臣賞を受賞	各街区の公開空地や歩行者デッキ等を活用し、イベントなどを展開することによる、新たなにぎわいの創出やまちの魅力向上	社員13名 事務局体制(事務局長以下7名)	平成19年より	主に公物の利活用による活動展開(地域貢献事業、収益事業)	制度:国家戦略特区 資金源:公共施設・公共空間の利活用	http://www.ohsaki-area.or.jp/ http://osaki-busterminal.tokyo/
世田谷区	二子玉川エリアマネジメント	②一般社団法人				D	公共空間の質の向上や街の魅力を高めるための活動	①まちづくり支援・協力(事例)「花みず木フェスティバル」 ②水辺空間の利活用・演出(事例)「多摩川綱引き大会」 ③公益還元(事例)「かわのまちアクション」	実行機関が「一般社団法人二子玉川エリアマネジメント」、決定機関が「二子玉川エリアマネジメント」となっており、協議会は検討・協議、(一社)二子玉川エリアマネジメントを事業運営主体とすることで、両輪体制による事業推進が図られている。	平成27年4月より任意団体として活動。その後平成31年1月に一般社団法人化した。	・まち、公園、河川敷が一体となった地域のにぎわいの創出 ・地域の防災意識と自然環境の保全意識の向上		https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/003/002/003/d00139408.html
豊島区	グリーン大通りエリアマネジメント協議会(GAM)	④任意団体				D	道路と公園を一体活用したイベントを定期開催	◆目的 グリーン大通りをにぎわいのあるおしゃれな質の高い空間とし、もって国際アート・カルチャー都市を推進していくこと。 ◆活動内容 ・賑わい創出活動(イベントの実施) ・維持管理活動	・GAMを実施主体とし、イベント企画運営を(株)nestが担っている。※nestはGAMのアドバイザーとして参画。 ・区は、GAMの事務局として加入している。	原則毎月第三土曜日	・平成29年度よりイベントを定期化したことで、着実に来街者の認知度が向上している。 ・近年は、外国人の来場者も増加傾向にある。	・イベントの売り上げの0.5%を「南池袋公園を良くする会」に納め、公園の維持管理等に充当している。 ・区が警備・イベント企画運営費を委託料として支出	http://ikebukuropark.com/mip-greenblvd/



市区町村	団体名	組織形態	活動の分類	先進性を示すポイント	目的・活動内容	取り組み体制	実施時期	活動の特徴、成果	制度、資金	活動のHP	
					・景観向上活動 ・その他上記目的を達成するために必要な活動				している。 ・国家戦略特区(道路占用の特例)		
豊島区	一般社団法人 Hareza 池袋エリアマネジメント	②一般社団法人	A	D	Hareza 池袋(三棟の建物、公開空地、公園および周辺道路を含めたエリア名称)を活用したエリアマネジメント活動	未定	2019年11月1日～	本格稼働前のため未定	■資金源(制度) ○建物共用部分のスペース貸出による収入 ○フラッグ及びデジタルサインエージ等を活用した広告収入 (屋外広告物特例許可) ○公開空地を利用したイベント実施による収入(しゅれまち団体登録 ※今後取得予定) ○中池袋公園における指定管理業務の中の自主事業による収入(指定管理制度) ○その他、エリアマネジメント運営者である本社団法人による資金調達	ホームページは2019年9月中に掲載する予定です。	
豊島区	シーナと一平	①株式会社	B		リノベーションによる空き家活用(とんかつ屋→旅館)	現在の運営体制は確認中	2016年3月～現在	2015年3月に豊島区で開催されたリノベーションスクールの題材となった元はとんかつ屋であった空き家物件について、スクールで家主に対して事業提案を行った面々が中心となって、建物のリノベーションや事業展開を行っている。単純に建物をリノベーションするのではなく、椎名町商店街のハブ的な役割を担い、地域の価値を高めていくことを目的としている。スクール修了後の事業プラン作成、家主の説得、クラウドファンディングによる資金調達等全て自分たちで行っており、補助金も一切利用していない。	旅館及びコミュニティスペースの売り上げ	http://sheenaandipei.com/	
北区	赤羽駅東口地区まちづくり全体協議会	④任意団体	A		地域に愛着を持った住民主体のまちづくり活動・将来に渡る魅力あるまちづくりの誘導	地域住民を中心に協議会を設立し、区が事務局として活動している。	年1回(2月～3月)総会、年3～4回幹事会・ブロック部会の実施。	HP参照	なし	http://www.city.kita.tokyo.jp/machisuishin/jutaku/toshikakaku/machizukuri-02/kyogikai.html	
北区	志茂まちづくり協議会	③NPO		C	地区の防災性能と居住環境の向上・安全で住みよいまちづくりの推進	地域住民を中心に協議会を設立し、区が事務局として活動している。	年2～3回協議会の実施。	HP参照	なし	http://www.city.kita.tokyo.jp/machisuishin/bosai-bohan/bosai/taisaku/shimo/kyogikai.html	
北区	西ヶ原まちづくり協議会	④任意団体		C	地区の防災性能と居住環境の向上・安全で住みやすく文化的なまちづくりの推進	地域住民を中心に協議会を設立し、区が事務局として活動している。	年2～3回協議会の実施。	HP参照	なし	http://www.city.kita.tokyo.jp/machisuishin/bosai-bohan/bosai/taisaku/nishigahara/kyogikai.html	
板橋区	アーバンデザインセンター高島平(略称「UDCTak」)	④任意団体		C	D	公:板橋区、UR都市機構 民:町会連合会高島平支部、商店街連合会第七支部 学:UDCネットワーク、学識者個人の立場での参加	平成28年11月設立	UDCは、地域に拠点があることが一つの特徴であるが、高島平については、機能(組織体)としての設立を行い、拠点施設を持たない形でスタートしている。成果としては、地元行政等に対し、政策提案や提言を行うとともに、地域住民と企画段階から一緒になってイベントを立ち上げるなど、協働まちづくりの機運を高めている。	自主財源はないが、設立の発案者との立場から区職員が事務局を担う形で運営支援するとともに、委託事業者を通じて、各種事業の資料作成等のサポートを行っている。	https://udctak.jp/ https://www.facebook.com/UDCTak/	
武蔵野市	むさしのマルシェ実行委員会	④任意団体		C	D	公開空地において、市民参加のマルシェを地域活性化、地域交流、住みよいまちづくりを趣旨としてしている。年間5回程度のマルシェイベントを開催し、武蔵野エリアでがんばっている店舗を応援している。	実行委員会形式、毎回約30店舗を募集	概ね3月、5月、7月、9月、11月の年5回	地域住民による実行委員会形式、推計2,000～3,000人程度の来場者 地元商店会との連携や、行政とともに道路空間を活用した社会実験に参加。	実行委員会委員の会費、出店料	http://mu-maru.com/
青梅市	株式会社 まちづくり青梅	①株式会社	B		経済活力の向上、回遊性の向上	(株)まちづくり青梅は活性化に資する各事業について企画・調整・運営などのマネジメントを行い、	平成28年度～	新規店舗の増加等		http://life-ome.com	

市区町村	団体名	組織形態	活動の分類			先進性を示すポイント	目的・活動内容	取り組み体制	実施時期	活動の特徴、成果	制度、資金	活動のHP
日野市	豊田駅南口周辺地区まちづくり協議会	⑤その他		C	D	地域が主体となって、駅前広場等でビール祭りを開催 地域活動の担い手を緩やかに集めている。	活性化の推進役となることを目標としている。 活動としてアキテナ不動産(空き店舗・空き家のマネジメント)等による町並み再生等。	権利者・商店会・商業者・自治会の代表が参加する、地区まちづくり協議会で、方向性を議論し、調和のとれた街並み形成のため、建築等に際して、デザインガイドラインへの適合を求め、審査する。 地域の賑わい向上と、地域活動の担い手を確保するため、イベントを開催し、商業街区事業者、地域活動の実践者、周辺住民の意識向上を図る。				<a href="http://www.city.hin.o.lg.jp/shisei/machidukuri/chikukei/1005347.html">http://www.city.hin.o.lg.jp/shisei/machidukuri/chikukei/1005347.html</a>
横浜市	みなとみらい21公共空間活用委員会	④任意団体			D	公共空間でのオープンカフェやイベントの実施	みなとみらい21地区の公共空間をエリアマネジメント活動の一環として活用することにより、賑わいや憩いの場を創出し、良好な都市空間を形成する。	みなとみらい21地区内の公共空間を活用する意向のあるもので構成	通年	公共空間の活用、地区の賑わいや憩いの場の創出	横浜市市街地環境設計制度、横浜市特定街区運用基準ほか	<a href="https://www.ymm21.jp/lively-creation/mm21public.html">https://www.ymm21.jp/lively-creation/mm21public.html</a>
横浜市	ヨコハマ芸術不動産推進機構準備会	④任意団体		B		「不動産×クリエイティブ」	目的:アーティスト・クリエイターの集積・定着の促進、防火帯建築を中心とした遊休不動産の創造的活用の推進 活動内容:「芸術不動産事業」として、主にアーティスト・クリエイターとオーナーのコーディネートを実施。 (1) 相談窓口の運営 オーナーを主な対象とした芸術不動産事業に係る相談窓口を運営し、相談対応を行う。 (2) オーナー等の発掘・啓発事業 芸術不動産として活用可能性のある物件や意欲のあるオーナー等の発掘、芸術不動産ガイドブックの発行などの啓発事業を行う。 (3) モデル事業立ち上げのコーディネート (1)及び(2)を通して得られた情報や関係に基づき、モデルとなる遊休不動産活用のコーディネートを実施。 (4) SNS 等による情報発信 啓発事業の情報、参考事例、アーティスト・クリエイター、オーナーの情報などを Facebook により発信。	横浜市の委託により、共同事業者(建築、不動産など5社)が「ヨコハマ芸術不動産推進機構準備会」として取り組む。 ※ 委託業務の中で、将来的に当該役割を民間組織が自立的に担う可能性についても検証。	平成30年度～(市の事業開始:平成17年度)	【特徴】 ・創造界隈として、文化芸術・まちづくり・創造的産業の三位一体による取組を面的に展開するゾーンでの取組。 ・防火帯建築をはじめとした、横浜ならではの歴史的風情をもった建物の活用。 ・アーティスト・クリエイターのネットワークを生かした活用や、マスターリース事業者による一括借り上げ型、DIY型など、アーティスト・クリエイターやオーナーの状況に合わせた、柔軟な活用を展開。 【成果】 ・アーティスト・クリエイターのネットワークが広がり、対象地域のアーティスト・クリエイター等の利用ニーズが向上。 ・モデル事業を実施したオーナーの満足度は高く、新たな投資につながっている。 ・モデル事業では、入居後もも屋上や壁面の活用、相乗効果を生む多様な用途での活用、入居者の地域活動の参加など、創造界隈の活性化につながる好循環を創出。	横浜市からの委託業務	(Facebook ページ) <a href="https://ja-jp.facebook.com/pages/category/Real-Estate/">https://ja-jp.facebook.com/pages/category/Real-Estate/</a> 芸術不動産-566087123723006/
小田原市	小田原かまぼこ通り活性化協議会	④任意団体			D	地元事業者を中心に組織する協議会が、交流イベント、景観修景、空き店舗の活用など様々なまちづくりの取組を主体的に進めており、イベント時も市と連携し、公共空間を効果的に利用している。 【小田原宿場祭り】 道路(市道)の一部をイベント時の交流空間として使用し、街並み景観と一体性のある開放的な場を創り出すことで、地域住民と来訪者の交流が促進し、賑わい創出に大きな効果を上げている。	「小田原宿の歴史性を活かしたまちづくり」をメインテーマに地域の活性化に向けた取組を展開。小田原宿場祭りをはじめ、空き店舗の活用や景観の向上に向けた地区住民へのヒアリングなどに取り組んでいる。	小田原かまぼこ通り活性化協議会は地元事業者、自治会、市役所等で構成されている。協議会の中心である地元事業者は、小田原駅前にて合同会社かまぼこ発信隊として小田原おでんの店舗をかまえ、収益を協議会活動にも充当している。	平成28年度から年1回開催(今年度4回目)	【小田原宿場祭り】 道路空間(市道)の一部に300畳の畳を敷き詰め、座って飲めるお祭りとして設えることで、約1万人の集客効果があり、地区の活性化に寄与している。	市単独補助金	<a href="https://www.odawarakamabokodori.com/">https://www.odawarakamabokodori.com/</a>
新発田市	合同会社 ミライズ	⑤その他		B		これまで各地で実施されてきたまちづくりは、従来行政や地域の組合、協会といった団体が主導、実施しているケースがほとんどであった。今回、合同会社ミライズは完全に民間ベースの旅館同士で会社を造り、自らまちづくりを実践。 ・各店舗で取扱いしているコンテンツ及びオペレーションは従来なかった独自のものである。一店舗に集約するのではなく、あえて温泉街に点在させることで回遊性を高め、点ではなく、面として温泉街全体で新潟県のコンテンツを体験できるように設計。 ・ミライズの取組により空き家・空き店舗の再生だけでなく、月岡温泉の商店街そのものの景観を、「歩いて楽しい温泉街」に修景していくため、月岡温泉観光協会などと連携して基金を創設し、一般店舗でも趣旨に合ったファサード整備を行う際に、整備補助をする制度の構築	・月岡温泉の旅館有志で合資会社を設立し、魅力的な温泉街づくりを実践・新潟県の魅力的なコンテンツ(米、酒、煎餅 など)を取り入れた店舗展開 ・ファミリー層やカップルのデートコースとして、新たな客層開拓・行政や関係機関と連携した景観整備。温泉情緒の醸成に尽力・地域内雇用の創出と実現 ・空き店舗を活用したスピーディーな店舗開設。毎年1店舗ですでに6店舗を展開	月岡温泉の中心事業である旅館の経営者が集約して、事業を実施するための意思決定の速さ、考えの親和性、専門的知識及び人脈を活用できる組織。・経営・運営オペレーションについては各旅館ホテルの経営者が行っていることから、継続的に事業実施が可能。店舗スタッフについても地域住民による正社員を含め、総勢10名を雇用しており、温泉街再生、繁栄のため今後も継続的に事業を行っていくこととしている。	温泉街自体の魅力を向上させることこそが賑わいを取り戻す手段と考え、空き店舗や空き家の再生をスタートする。 2014年4月合同会社ミライズ設立 2014年6月旧銀頭店だった空き店舗を日本酒の専門店として再生オープン 2015年4月旧お土産店だった空き店舗を発酵食品や海産	県外観光客に対する新潟県自体の魅力的コンテンツの提供と周知、掘り起こし・回遊人口を増やすことで温泉街の継続的な賑わいを創出する・温泉街自体の空き家や空き店舗を地元経営者が自ら再生することでの景観整備・地域住民や既存商店の意識改革の促進(危機感と景観に関する意識を変える)と協力体制の構築・地域内雇用の創出と実現・各種取組をメディアにリリースすることによる月岡温泉自体の知名度向上と新鮮な情報発信・リノベーション事業で培った人脈やスキームを構成各社に取り入れるとともに他地域にも拡散・純粋にビジネスとしての利益上記を目的として毎年1店舗ずつ空き家、空き店舗の再生を継続している。これにより地域住民や既存商店の自発的な取組みや意識改善が明確に見えるようになっていく。また月岡温泉観光協会と連動して、町並み全体の景観改善にも取り組んでいる。これらの取組によって、以前には見られなかった宿泊者数の温泉街回遊により(宿泊者数の約32.5%)、賑わい創出に大きく貢献し、温泉街全体への日帰り客など、新たな観光客の来訪に役立つとともに、ミライズが経営する店舗以外への店舗へも経済波及効果が表れている。	・資金調達や運転資金については自前で実施することにより、行政の補助金や助成金に頼ることなく、店舗の利益のみで継続運営が可能でビジネスキームとなっている。また年間利益を次の店舗の改装費用に充当する手法で毎年継続しており、空き店舗や空き家のリノベーションを継続的に実施することが可能。 ・ミライズの取組により空き家・空き店舗の再生だけではなく、月岡温泉の商店街そのものの景観を、「歩いて楽しい温泉街」に修景していくため、月岡温泉観光協会などと連携して基金を創設し、一般店舗でも趣旨に合ったファ	<a href="http://www.tsukiokaonsen.gr.jp/walk/">http://www.tsukiokaonsen.gr.jp/walk/</a> (新発田市月岡温泉観光協会HP)

市区町村	団体名	組織形態	活動の分類	先進性を示すポイント	目的・活動内容	取り組み体制	実施時期	活動の特徴、成果	制度、資金	活動のHP	
									サード整備を行う際に、整備補助をする制度の構築		
南魚沼市	牧之通り組合	④任意団体	C	・住民が主体となって行った景観づくり。 ・住民と行政が一体となった空間づくり。	主な目的 ・自分たちが住みやすいまちづくり。 ・子・孫の時代に誇れる町にする。 ・地域の歴史的、文化的資産を活用したまちづくり。 活動内容 ・まちなみ形成協定、デザインルールの策定	住民＋新潟県＋南魚沼市	平成13年～22年	活動の特徴 ・住民が主体となり取り組み、建築協定を定め、街路整備事業に合わせて街並みの統一を行った。 ・私有地に雁木を整備した。 成果 ・平成23年度、国土交通省「都市景観大賞(都市空間部門)」を受賞。 ・平成27年度、「アジア都市景観賞」を受賞。	新潟県まちなみ空間創出整備支援事業を活用(雁木整備)	<a href="http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/soshiki/kensetubu/toshikeikakuka/toshikeikakakari/ga-iro/1451902809932.html">http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/soshiki/kensetubu/toshikeikakuka/toshikeikakakari/ga-iro/1451902809932.html</a>	
氷見市	うみのアパルトマルシェ実行委員会	④任意団体	D	マルシェを通じて新規出店者の発掘	商店街の新しい担い手発掘や空き店舗を活用した新規出店を増やすことによる商店街の新陳代謝促進	氷見市中央町商店街振興組合と周辺の若手グループの組織団体	H28.7月～現在	マルシェ開催時には市外県外の多くの来場者が参加。今年度には開催場所の商店街の空き店舗に2店舗新規出店。	マルシェの出店料	<a href="https://www.instagram.com/uminoaparutomarche">https://www.instagram.com/uminoaparutomarche</a> <a href="https://uminoaparutomarche.wixsite.com">https://uminoaparutomarche.wixsite.com</a>	
輪島市	社会福祉法人佛子園	⑤その他	B	日本版 CCRC タウン型生涯活躍のまちづくり	社会福祉法人佛子園と公益社団法人青年海外協力協会(JOCA)がジョイントベンチャーで立ち上げた輪島 KABULET プロジェクトでは、市街地の空き家・空き地などの既存ストックをリノベーションして多世代交流施設や子育て支援施設に再生するとともに、地域住民の「拠り所」「居場所」の提供と継続的な利用を促すことで、中心市街地の再生や多世代型地域コミュニティの形成による「生涯活躍のまち」を目指している。	事業者である佛子園の職員や JOCA の隊員及びその家族が移住者として輪島市に居住し、各施設の運営のほか、各種イベントの実施やまちづくり協議会等への参加など、地域の担い手としてまちづくり活動に取り組んでいる。	2015年～	多世代や多様な価値観を持つ人が集い、交流する場を創出することで、交流人口の拡大や移住促進につながっている。 地元雇用者数:令和元年8月時点 49名 施設利用者数:平成30年度(拠点施設) 50,180人	H27 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)先駆的事業分(タイプI) H28 地方創生加速化交付金 H29 社会資本整備総合交付金(都市再構築戦略事業・空き家再生等推進事業)	<a href="https://wajima-kabulet.jp/">https://wajima-kabulet.jp/</a> <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/ccrc">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/ccrc</a>	
福井市	まちづくり福井株式会社	①株式会社	B	D	【B】2015年からリノベーションスクールを開催し、まち中にリノベーションされた物件が生まれ、エリアの活力維持や創出につながっている。2018年からは福井オリジナルのリノベーション講座を開始した。 【D】公共空間(市道・都市公園)の一般利用を促進させる。また、低価で備品の貸出も行っており、イベント主催者の備品準備の負担が軽減される。	【B】遊休不動産の有効活用によるまち再生の推進とリノベーションの担い手の発掘・育成を行うことで、中心市街地の魅力向上を図る。 【D】福井市とまちづくり福井株式会社が都市利便増進協定に基づき、役割分担しながら、協定区域内の公共空間(市道・都市公園)を利用して、賑わいの創出を目的としている。	【B】講座の主催者であるまちづくり福井と福井市が、講師陣とともにリノベーションに取り組もうとする参加者をサポート。 【D】まちづくり福井が管理・運営。	【B】2015年～ 【D】2018年～	【B】カフェやイベントスペース、空き地の活用など、13件の個性的なスポットや新しいコミュニティが生まれている。 【D】2018年度実績 オープンテラス 42回、モデルイベント7回、一般利用96回 アンケート結果 89%の方が事業実施について良いと回答	【B】2015～2017年度:リノベーションスクール支援事業補助金(市単)、協賛金、自主財源 2018年度:「関係人口創出事業」モデル事業、協賛金、自主財源 2019年度:クラウドファンディング、協賛金、自主財源 【D】2018年度:民間まちづくり活動促進事業費補助金、都市利便増進施設の利用料収入 2019年度:都市利便増進施設の利用料収入	【B】 <a href="https://renovation-fukui.jimdo.com/">https://renovation-fukui.jimdo.com/</a> 、 【D】 <a href="http://www.ftmo.co.jp/">http://www.ftmo.co.jp/</a>
福井市	新栄リビング	④任意団体	B	借地を活用し、土地の権利については、民営駐車場と近隣の市営自転車駐車場を等価で賃借し、借り受けた駐車場を地元商店街へ無償で貸与する形を取っている。共同研究として行政・大学が連携し、地元関係者と継続的な協議を行うことで、事業スキームが成立している。	中心市街地にある新栄商店街周辺地区にある駐車場を屋外広場化して、まちなかの憩いの空間として滞在を促すほか、各種イベントを開催してにぎわいを創出することを目的としている。	新栄商店街の店主や取組に賛同する者で組織し運営	2014年～	2015年度の調査では、来場者の86%がまちなかの印象が好転したと回答 2015年から空き店舗数が減少に転じ、30店舗あった空き店舗が半減 分散型自転車駐車場の利用率が向上した	自主企画や場所貸しによる収入 クラウドファンディング 地元企業(前田工織株)からの寄付(デッキ等)	<a href="http://shinsakae.wixsite.com/terrace">http://shinsakae.wixsite.com/terrace</a>	
勝山市	勝山市観光まちづくり会社	①株式会社	B	国の有形文化財である「旧料亭花月楼」の全面改修を行い、1階は郷土料理を中心にファミリー層向けのバイキングレストラン、2階は意匠的な特徴を生かし旧料亭の趣きを残した「勝山左義長まつり」の体験が可能な広間とした。まちなかの賑わい、集いの場として、機能性とエンターテインメント性を高めたシニア層や女性客向けも楽しめる施設を目指し運営して	観光の産業化	勝山市観光まちづくり(株)が勝山市の観光活性化の中心となり、出資者である勝山市や、交通事業者、農林漁業者など多様な関係者が参画	平成28年に株式会社を設立し、現在活動中	勝山市観光まちづくり(株)が勝山市の観光活性化の中心となり、出資者である勝山市や、交通事業者、農林漁業者など多様な関係者が参画するなど官民が密接に連携した運営	地域DMO	<a href="https://katsuyama-navi.jp/">https://katsuyama-navi.jp/</a>	

市区町村	団体名	組織形態	活動の分類			先進性を示すポイント	目的・活動内容	取り組み体制	実施時期	活動の特徴、成果	制度、資金	活動のHP
						いる。また現在、市内で受け入れ不能な団体観光客の昼食の需要の受け皿となっている						
越前市	まちづくり武生	①株式会社		B		空き店舗のリノベーション・入店を支援	次世代に“まち”を継承していくため越前国府の歴史・文化を礎に地域の新しいつながりをつくり武生のまちの魅力を高める			近年複数件の入店があり中心市街地活性化に利している		<a href="https://www.machi-take.com">https://www.machi-take.com</a>
坂井市	一般社団法人三國會所	②一般社団法人		B		地域資源を活用したリノベーション	空き家となった古民家(築100年以上)をリノベーションし店舗を募集。賃借料を財源として、新たな物件の購入や改修を行っている。	地域住民、学生、行政職員等が集い、委員会を立ち上げた。	H25～H27	空き家解消に伴い、移住者が発生。移住者が店舗運営することにより周辺一体の賑わい創出に寄与。	ふるさと創造プロジェクト推進事業補助金	<a href="http://mikunikaisyo.org/machiya/">http://mikunikaisyo.org/machiya/</a>
おおい町	まちづくり会社リイト	⑥わからない	A			完全民間によるまちづくり会社の設立	商工会館移転に伴うテナント棟としての運営管理を見据えたエリア全体の利用も含めた企画。将来的に地域商社を目指す。	商工会員有志9名が共同出資で設立。事業計画を策定中。	2018年～	上記のとおり		
おおい町	NPO法人 森んこ	③NPO		B		無住集落全体を使い、過疎地域を活性化の視点とした活動。	新しい里山の暮らしをつくる場所として、多くの人が集い・遊び・学び・体験できる場所に整備していく。	森んこが主体となり、地域住民と協力して活動。	2005年～	上記のとおり	新福井ふるさと茶屋支援事業補助金等	<a href="http://oisako.xsrv.jp/">http://oisako.xsrv.jp/</a>
甲府市	まちづくり甲府	⑤その他	A	B								
長野市	長野市中心市街地活性化協議会	④任意団体	A			観光案内とは異なる案内人独自目線のまちあるき	長野市の魅力再発見、まちづくりプレイヤーの発掘	主催：長野市中心市街地活性化協議会(事務局：株式会社まちづくり長野)	毎月2回(基本的には第三金曜日、第三土曜日)	単なる観光案内ではなく、案内人の独自目線でまちあるきを行うため、同じ場所でも異なった切り口で新たな発見がある。 平成30年度 24回実施 延 127人が参加	長野市中心市街地遊休不動産活用事業	<a href="http://machikurashi.com/">http://machikurashi.com/</a>
長野市	NPO法人夢空間松代のまちと心を育てる会	③NPO	A			「プラタモリ」などのテレビ番組風のツアー、テーマやストーリーを設定したツアー、遠隔地を結ぶタクシーツアー等多様なツアーの開催により地域の良さを理解し楽しむ機会を提供している。	地域資源を活かした「まち歩きコース」の開発、各種まち歩きツアーを実施	夢空間単独(事務局4名、会員約180名)による。	通年	平成30年度 20回開催 約200人が参加	長野市松代歴史文化の発信・誘客補助金	<a href="http://www.npo-yumekuukan.com/">http://www.npo-yumekuukan.com/</a>
中野市	結文舎 まちのアーティスト	④任意団体		B		アーティストやクリエイターなど、表現活動や地域活性化事業を生業とする仲間が集まり、空き店舗を改修して交流の場を創造した。また、子育て世代支援や創業支援を通して、ゆるやかなつながりを創出している。	中野市内の若手クリエイターの事業創出を図るため、空き店舗を自分手地の手で改修しコワーキングスペースと交流の場を創造した。	構成員8名	・空き店舗改修：H28年度 ・コワーキングスペース：H28年度～	シェアスペースを整備しイベントを多く実施することにより、当初の目的の子育て世代だけではなく高校生や「中野市若者会議」とも繋がり幅広く活動することができた。また、集客効果が波及し、周辺の商店街の活性化にも貢献している。成果：長野県 平成28年度地域発 元気づくり支援金 優良事例 知事表彰 受賞	・長野県地域発元気づくり支援金・中野の子カラ応援交付金・施設利用料	<a href="https://yuibunsha.com/">https://yuibunsha.com/</a>
岐阜市	柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社	①株式会社	A	B		マーケット事業とリノベーション事業の連携	柳ヶ瀬の商店主・地域住民と一体となって、柳ヶ瀬に新しい商いを生み、土地・エリアの価値を高めて、次世代にまちを引き継ぐためのまちづくりを行う。	地元商店街と連携	H26.9～ 毎月第3日曜日に開催	地元商店街と柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社が毎月開催するマルシェ型定期マーケット「ぎふ柳ヶ瀬・サンデービルヂングマーケット」により、新たな若年層の買い物客が創出され、また約150の出店者がリノベーション事業の出店予備軍となることで、リノベーション事業「ロイヤル40」の顧客創出とテナント入居に寄与している。	自主財源	<a href="http://ysbmkt.com/company/">http://ysbmkt.com/company/</a>
多治見市	多治見まちづくり(株)	①株式会社		B		空き店舗の再生事業、リノベーション、賑わい創出	ヒラクビル運営・拠点整備による商店街の賑わい創出 喫茶わに、ひらく本屋、シェアオフィス4室、レンタルキッチンルーム、各種イベント開催など	同社スタッフ、東文堂書店、商店街店主等	H31年3月～	商店街のシンボルとして、一定の集客、賑わい創出ができています。	日本財団助成金	<a href="https://hiraku-bldg.com/">https://hiraku-bldg.com/</a>
静岡市	御伝鷹(みてた)まちづくり株式会社(都市再生推進法人予定)	①株式会社			D	都市再生推進法人による道路内建築物の設置(予定)	都市再生推進法人が、特例道路占用により道路内建築物(常設店舗)の設置・運営をすることで、該当エリアを恒常的にぎわい空間とする。	・協力団体として地元のマネジメント会社と連携 ・公共空間の活用手法については地元協議会において合意形成を図っている	令和2年度以降を予定	静岡都心の商業エリアから歴史文化の核である駿府城公園への玄関口として、カフェとシェアサイクルポート・観光案内機能を有した常設店舗の設置・運営を検討している。	-	<a href="http://www.city.shizuoka.jp/299_000091.html">http://www.city.shizuoka.jp/299_000091.html</a>
浜松市	浜松まちなかにぎわい協議会(浜松まちなかマネジメント株式会社)	④任意団体	A	B	D	民間主体によって設立されたまちづくり団体及び株式会社が自ら活動財源を確保しつつ、中心市街地活性化に向けた各種事業を展開している。	「自分たちのまちは自分たちの手で」という意識で、民主主体の横断的な組織連携を図り、行政の支援を仰ぎつつ、浜松市中心市街地の集客力を高め、活性化を進めることで、この地域の事業価値の向上と発展に寄与することを目的として、平成22年4月に浜松まちなかにぎわい協議会が発足、その活動の財源を確保し、事業を実施するための株式会社を平成22年10月に設立し、現在まで各種事業に取り組んでいる。 ①まちなか多様性創造事業 「新しいコト・ヒト・価値が交じり合い「コト」が起こる場所」をコンセプトにセミナースペース、レンタルスペース、展示スペースやコワーキングスペースのある「コミュニティスペース Any」を開設、運営することで、多様な人々が集い、様々なコトを起こしている。 ②まちなか回遊促進事業 中心市街地への来街者の増加や滞在時間延長を図るための回遊性向上を目的として、「得するまちのゼミナール(街ゼミ)」、「ほろ酔い祭り浜松バル街」、雑貨市「まるたま市」等のイベントを商店街等と連携しながら開催するとともに、まちなかで開催される多くのイベントを支援している。 また、物販店、飲食店の両方で利用できる「まちなかぐるぐるチケット」というプレミアム商品券を発売する等、中心市街地の魅力向上に取り組んでいる。	中心市街地に関連する企業、団体の多くが会員(56団体)となり、一部の企業、団体から職員を出向し、実働部隊として各種事業に取り組んでいる。	通年	民間主体によるまちづくり活動であること ※行政から基本的に資金援助はしておらず、規制緩和等により当該団体の活動を支援している。	エリアマネジメント広告事業 駐車場事業 指定管理事業 イベント支援事業 等	<a href="http://www.hamamachi.jp/machinaka/">http://www.hamamachi.jp/machinaka/</a>

市区町村	団体名	組織形態	活動の分類				先進性を示すポイント	目的・活動内容	取り組み体制	実施時期	活動の特徴、成果	制度、資金	活動のHP
沼津市	一般社団法人 lanescape(レーン スケイプ)	②一般社団 法人		B		D	異なる専門性を持った民間人と公務員兼業許可を受けた職員の役員で構成した法人	沼津市のまちなか南エリアの遊休不動産・空間を活用したエリアマネジメント 不動産オーナーと起業者の間に入り、物件の賃貸や改修等による事業化支援及び自主事業の実施	3人(役員)	2017年11月 設立	民間不動産活用5件、公共空間活用1件	金融機関の融資	<a href="http://numazu-j.net/lanescape.html">http://numazu-j.net/lanescape.html</a>
熱海市	NPO法人 atamista	③NPO	A	B									<a href="http://atamista.com">http://atamista.com</a>
島田市	菱谷 真美子	⑤その他				D	公共空間を民間の手によって有効活用されている点	空き店舗が目立つ中心市街地において、JR島田駅前の小規模公園を活用し、店舗を運営することにより日常の賑わいを創出し、空間活用の可能性や市民のニーズを調査する。市が事業者を公募し、審査を経て菱谷氏に決定した。	店舗は市内設計事務所が担当 お弁当屋やカフェが日替わりで営業予定	令和元年10月7日～令和2年3月10日(予定)	今年度は社会実験として、店舗を運営する。その結果を見ながら、今後の運営を決定する予定。		<a href="https://maiwei.mimozaka.co.jp/">https://maiwei.mimozaka.co.jp/</a>
藤枝市	株式会社まちづくり藤枝	①株式会社	A				中心市街地の拠点複合施設内のスペースを有効活用し起業・創業を支援	起業・創業や新ビジネスの創出を支援するとともに、中心市街地の魅力や賑わいの向上を一体的に推進するため、起業などを指す人が気軽に出入りできるチャレンジショップ的なスペース(店舗数:9ブース)を開設。 名称:kokokara ※新たなビジネスの出発点(「ここから」スタートの意味)	藤枝市からの補助金を活用し、株式会社まちづくり藤枝が運営	平成29年12月～	登録件数(累計):72うち藤枝市外件数:40 稼働ブース数:709 周知イベント開催:2回 周知セミナー開催:5回 ※令和元年8月末現在	地方創生推進交付金	<a href="http://fujieda-machista.com/cgi-bin/form/acc.cgi?id=152481315329712">http://fujieda-machista.com/cgi-bin/form/acc.cgi?id=152481315329712</a>
藤枝市	株式会社まちづくり藤枝	①株式会社				C	IoTを活用した街なかシェアサイクルの取り組み	中心市街地を起点に中心市街地内や市内各拠点への移動利便性や回遊性の向上を図ることに伴い、交流をさらに促進させるとともに、まちの低炭素化による環境にやさしいまちづくりを推進する。	藤枝市からの補助金を活用し、株式会社まちづくり藤枝が運営	平成30年3月～	自転車設置台数:45台(全て電動アシスト付) ステーション設置数:16箇所、登録者数:315人 ※令和元年8月末現在 IoT利用の特長:IoTによる利用者の行動の見える化やマーケティングへの活用等、データの見える化による効果的な施策(観光、健康など)や事業展開が可能	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)	<a href="http://www.fujieda-machista.com/share-cycle.html">http://www.fujieda-machista.com/share-cycle.html</a>
藤枝市	株式会社まちづくり藤枝	①株式会社				D	JR藤枝駅周辺の道路や広場などの公共空間を有効活用した賑わい創出イベント	駅周辺広場・道路空間賑わい創出事業として3つの取り組みを実施 ・て～しゃばストリート事業(駅南北のメイン道路等を活用) 広域活動・交流促進のため、「芸術・文化創造」「交流・コミュニティ創造」「にぎわい・魅力創造」のいずれかのテーマに該当し、子どもから大人までが楽しむことができるさまざまな事業を展開することで、広域の人々の「活動・交流・発信・憩いの場」・「にぎわいの空間」づくりを推進。平成21年度から毎年10回程度実施。 ・プチマルシェ「love local MARKET」(駅南口広場を活用) JR藤枝駅の乗降客や駅周辺に集う人をターゲットにお洒落な空間や憩いの場づくりにより「活動・交流・賑わい」の創出や「まちの魅力・価値」の向上を図る。 プレミアムフライデーに先駆け、平成28年度から月末の金曜日に実施。毎年6回程度実施。毎回異なるテーマで、地元の名店が出店。 プレイスメイキングの取り組み。 ・駅周辺イルミネーション事業 本市の冬の風物詩として定着している駅周辺のイルミネーション装飾。賑わいのある商業地づくりと観光・交流の創出を一体的に推進する。静岡県内の街なかでは最大規模。平成22年度から毎年11月～3月実施。 「て～しゃばストリート事業」と一体的に行うことで、中心市街地の付加価値をさらに高め、賑わいと回遊性の創出により、歩行者通行量の増加や周辺の経済波及に寄与する。	藤枝市からの補助金を活用し、株式会社まちづくり藤枝が運営	前記「まちづくり活動の主な目的・活動内容」に記載	・3つの取り組みにより年間約5万人程度が来場。 ・平成24年度に「て～しゃばストリート事業」における経済波及効果分析を実施。当時10日間の開催で約1億2千万円の経済波及効果があり、その約6割がイベント外での効果と判明。 ・駅周辺イルミネーション事業について、平成28年度歩行者通行量調査で実施時と未実施時を比較すると、66.4%増加(延べ23万人増加。一日当たり約2,500人増加)。	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)	・て～しゃばストリート事業、プチマルシェ「love local MARKET」 <a href="http://www.fujieda-machista.com/llf2019/index.html">http://www.fujieda-machista.com/llf2019/index.html</a> ・駅周辺イルミネーション事業(2018年度ver) <a href="http://www.fujieda-machista.com/illumista_2018.html">http://www.fujieda-machista.com/illumista_2018.html</a>
菊川市	NPO法人菊川まちいき	③NPO				D	中心市街地の活性化や地域の交流に関する事業を行い、人々に活力ある文化的なまちづくりに寄与することを目的とする。具体的には、中心市街地活性化、文化・コミュニティの発信拠点、行政との協働、まちづくりへの参加協力、エコ活動推進。	地域住民を中心とした団体。正規会員20人、賛助会員40人	不定期	市登録有形文化財である赤レンガ倉庫を拠点に、作品展や講演、コンサートなどを実施し、市街地の活性化や地域住民の交流に寄与している。	菊川市1%地域づくり活動交付金	<a href="https://www.kikuceki.net/single-post/kikugawa-matiiki">https://www.kikuceki.net/single-post/kikugawa-matiiki</a>	
名古屋市	名古屋駅地区街づくり協議会	④任意団体	A			D	国家戦略特区を用いたエリアマネジメント広告の展開	中部圏の玄関口である名古屋駅地区において、多言語対応で多機能な歩行者案内板の設置等により、滞在者や国内外からの来訪者の利便性を高める等、国際競争力の強化や国際的な経済活動の拠点の形成を図り、スーパーターミナルの玄関口のおもてなし機能を強化する。エリアマネジメント広告の収益を活用し、公共還元事業を実施する。	委員会・事務局	2017年4月～	国家戦略特区道路占用事業(道路法の特例)を用いてフラッグバナー広告、広告付歩行者案内板、工事用仮囲い広告の3つの事業を実施している。得られた収益により、植栽帯の維持管理(花壇の整備)やエリア内にあるモニュメントのライトアップなどの賑わいづくり、清掃活動における用具購入など、公共空間への還元を行うことができる。	国家戦略特区	<a href="http://www.nagoyaeki.org/">http://www.nagoyaeki.org/</a>

市区町村	団体名	組織形態	活動の分類				先進性を示すポイント	目的・活動内容	取り組み体制	実施時期	活動の特徴、成果	制度、資金	活動のHP
			A	B	C	D							
岡崎市	(株)三河家守舎 ※都市再生推進 法人指定済	①株式会社	A	B		D	岡崎市が進める乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画(QURUWA 戦略)に基づき、籠田公園の西側に位置する連尺通り等において民間主体でリノベーションまちづくりを推進するとともに、将来の道路再構築を見据えた社会実験として道路空間活用を行っている。	目的:暮らしの質の向上とエリアの価値向上 活動内容: ①遊休不動産を活用したリノベーションまちづくり ②道路空間活用(歩道) ③情報発信(若い世代や、若い子育て世代向け)	都市再生推進法人の三河家守舎が主体となり地域の商店街と一体となった体制で活動している。さらに、リノベーションまちづくりで実績のある専門家等とも連携している。	リノベーションまちづくり:平成27年度(2015年度)から開始し、現在も継続中 ・道路空間活用:社会実験として、平成30年(2018年度)から開始、今年度も実施中。	リノベーションまちづくりにより、今までまちになかった新たな質の高いコンテンツ(カフェ、ラーメン屋、レストラン等)が生まれており、エリアの期待値が上がっている。さらに道路空間も活用していることから、エリアのイメージが変わりつつある。	民間まちづくり活動促進事業	<a href="http://rentoshaku.com/">http://rentoshaku.com/</a> <a href="https://www.instagram.com/rentoshaku/">https://www.instagram.com/rentoshaku/</a>
春日井市	高蔵寺まちづくり 株式会社					D	駅前のにぎわい創出、公共空間の有効活用、駅前再整備に向けた機運醸成	中古住宅のDIY手法の活用により中古住宅の価値や満足度を高めることで、魅力あるライフスタイルを提案する。	主催:市、UR 都市機構、まち会社(+NPO 法人)	平成31年3月24日、令和元年5月26日、9月15日(予定)、11月10日(予定)、令和2年3月(予定)	普段、通過するのみである地下道空間を、開催日限定で、駅前再整備後にイメージする商業施設などが立ち並ぶにぎやかな空間として活用することで、機運醸成を図る。(活動は継続中であり、成果は計測中)	特になし	<a href="https://kozojint.com/topics/news/3613.html">https://kozojint.com/topics/news/3613.html</a> ほか
春日井市	高蔵寺まちづくり 株式会社	①株式会社		B			公民連携のDIY プロジェクト	中古住宅のDIY手法の活用により中古住宅の価値や満足度を高めることで、魅力あるライフスタイルを提案する。	(主催)高蔵寺まちづくり株式会社 (共催)高蔵寺ニュータウン住宅流通促進会議(春日井市、春日井商工会議所、独立行政法人都市再生機構中部支社、株式会社UR リンケージ中部支社、高蔵寺ニュータウンセンター開発株式会社、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社大垣共立銀行春日井支店、高蔵寺まちづくり株式会社)	H29年度から	・ワークショップ参加者を一般募集し、プロデューサーWAGON WORKS Chikoさん監修のもと事業を実施 ・DIY ワークショップ実施により完成したモデルルーム ・モデルルーム紹介チラシ	平成29年度先駆的空き家対策モデル事業(国土交通省)フラット35リノベ	<a href="https://kozojint.com/topics/news/3710.html">https://kozojint.com/topics/news/3710.html</a> ほか
豊田市	一般社団法人TC CM	②一般社団法人				D	都市再生特別措置法に基づく道路占用許可特例の活用	賑わい創出やまちなかの回遊性向上を目的とした、公共空間の有効活用(イベント開催等)		2019年度～	道路占用許可特例による道路上でのイベントや、『あそべるとよたプロジェクト』として公共空間(民間の土地含む)を活用したイベント等を開催し、賑わいづくりに効果をあげている。	都市利便増進協定、道路占用許可特例制度	<a href="http://chukatsu-toyota.com/tc">http://chukatsu-toyota.com/tc</a>
蒲郡市	えきひろ活用実行 委員会	④任意団体				D	地域(総代区)と行政が協働で実施し、公共的空間を市民団体等が気軽に使えるよう、実証実験を行うもの。	公共空間の利活用について、地域(総代区)が中心となり、様々な催し(実験)を行い、通りに賑わいを創出する。	地域(総代区)及び行政で協働して実施する。毎回テーマを定めて実験を行う。	平成31年4月から令和2年3月末まで	歩道にマルシェやワークショップなどを開催。4月、6月の2回実施済。もともと人通りの少ない歩道であるため、多くの来場者があったとは言えない。周辺の店舗等へも説明に伺い、つながりができてきた。地域と議論を重ねるうちに、賑わい創出についての意識が、「商業的」な取り組みから、「地域で集える場所」へ変化しつつある。	がまごおり協働まちづくり基金	<a href="http://www.city.gamagori.lg.jp/unit/kyodo/osanpo.html">http://www.city.gamagori.lg.jp/unit/kyodo/osanpo.html</a>
蒲郡市	小江まちカフェ	④任意団体				D	小学校遊休地を畑として利用することから始まる。自治会、公民館、学校、保育園等と連携し、地域の顔つなぎを行う。	目的は地域の「顔つなぎ」。子供から高齢者までの居場所を作る活動を行っている。小学校遊休地で畑を作ったり、小学校図書館を一般開放して子供たちと高齢者が交流したりする機会を作っている。カフェでは、気軽にお茶を飲みながら話をし、子供たちが参加できるイベントを考え実施している。	自治会長や常会長経験者が主体となり、その他地域の高齢者が参加し、活動を広げている。	通年	それぞれの活動から、参加者が自主的に役割を担い、地域と子供たち、地域と高齢者をつないでいる。	蒲郡市民企画公募まちづくり事業助成金 はじめの一步部門(平成28、29年度)	東三河市民活動情報サイトとすこいネット( <a href="https://dosukoinet.jp">https://dosukoinet.jp</a> )
田原市	まちなか賑わいづく り実行委員会	④任意団体				D	シンボルロード花いっぱい事業により『日本一の花のまち田原市』を演出	シンボルロードを中心に季節の花で彩られたハンギングフラワーやフラワーポットを設置することで『日本一の花のまち田原市』の街なかを歩きかけや楽しみを創出する。	まちなか賑わいづくり実行委員会を中心に、近隣住民や店舗と協働による取り組み体制	通年	里親制度による花の管理など、地域ぐるみで花による修景に取り組んでいる。	まちなか賑わいづくり事業負担金(市負担金)	
朝日町	朝日まちなみ検討 会	④任意団体	B	C		D	『朝日まちなみ検討会』を地域活動の母体として、行政は事業推進に向けて連携している。	朝日まちなみプランを基本とし、転入者や来訪者等の視点についても考慮しながら地域の歴史・文化・事前環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくり、歩き集えるくらしやすいまちづくりを検討することを目的に結成された任意団体で、月1回程度の会議を実施。	現在16名の会員。	平成30年5月～	朝日まちなみプランに関する活動、まちづくりに関する活動、目的を達成するために必要な活動を行っており、朝日まちなみ検討会の会員の多数が、まちなみ整備事業のワークショップに参加いただき、整備計画案の作成に寄与された。	朝日町地域間交流補助金制度を活用し、補助金及び会員からの自己負担金を資金源として運営。	
東近江市	一般社団法人八 日市まちづくり公 社	②一般社団法人		B			1 古民家を店舗用にリノベーションしている。 2 地域のまちづくり会社がサブリース方式で物件運営を行っている。 3 テナント誘致においては、海なし県が求める海産物を扱う飲食店を誘致している。 4 地域連携協定を締結している南伊勢町の関係者にアプローチをかけたテナント誘致を行っている。 5 現地法人を設立してもらい鮮魚以外については、可能な限り地域食材を利用してもらうことで、域外へのキャッシュアウトを最小限にとどめるとともに、地域雇用の創出を図ってい	中心市街地の活性化を図るため、ハード・ソフト事業を推進している。	地域連携協定 東近江市(古民家所有者) ⇨南伊勢町 ↓ 設立 ↓ 物件を賃貸 みなみいせ商会(地域商社) 一般社団法人八日市まちづくり公社 ↓	平成30年11月	東近江市にある古民家を活用して、地域連携協定を締結する両地の地域活性化の仕組みを構築している。	市が行う古民家リノベーション費用は、地方創生拠点整備交付金を活用している。	

市区町村	団体名	組織形態	活動の分類			先進性を示すポイント	目的・活動内容	取り組み体制	実施時期	活動の特徴、成果	制度、資金	活動のHP
						る。 6 地域連携協定先の食材(鮮魚)を利用することで、当地の雇用創出が図られる。		テナント公募・物件を転貸 飲食店:魚や楓江庵(現地 法人が運営) ※みなみいせ商会の事業 部長が法人を設立				
笠置町	笠置まちづくり株式会社	①株式会社	A	B			1 笠置町及び近隣市町村連携による、まち・ひと・しごと創生の実現に関する事業 2 笠置駅周辺を主とする市街地整備等まちづくりに係る調査研究、企画調整、事業推進及び実施 3 笠置駅周辺を主とする活性化まちづくりに係る調査研究、企画調整、事業推進及び実施 4 国内・外国人観光客の増加、誘致、受入れに向けた事業計画及び事業推進、旅行業の実施 5 各種イベント、広告、宣伝、共同販促の企画調整及び開催 6 空家、空店舗、空地、駅舎等の活用のための不動産の取得、保有、賃貸借、管理、運用及び売買 7 街なみ整備、ストリートデザインに関する企画、事業推進及び実施 8 活性化まちづくりに係る情報発信、情報通信技術(ICT)の活用、広報ツール等の制作、実施 9 特産品、ご当地グルメ、美術工芸品、観光土産品の企画、開発、製作及び販売 10 観光・交流施設、宿泊施設、住宅、飲食店、物品販売店、健康施設、駐車場等地域活性化に必要な施設、店舗の企画、開設、誘致及び経営マネジメント 11 駐車場、コミュニティ施設、広場等の商業・生活基盤施設の整備、企画、建設、運営 12 書籍、印刷物の企画制作及び出版、販売、広告物及び宣伝事業 13 住民生活サポートに関する事業 14 笠置町及び周辺地域のまちづくりプロモーション、広域圏プロモーションに関する事業	アルバイト1名				<a href="https://kasagi-machi.org/about/">https://kasagi-machi.org/about/</a>
大阪市	御堂筋まちづくりネットワーク	②一般社団法人			D	使用行為の内容及び椅子等の形態・意匠等について、地元審査団体が自主ルールによる審査を実施	壁面後退部分を含む敷地及び当該敷地における建築物の所有者などで構成される審査団体	随時	地域にふさわしいにぎわいを創出		<a href="http://www.midosuji.biz/">http://www.midosuji.biz/</a>	
大阪市		②一般社団法人			D	本市が交通広場として土地所有する広場において、事業用定期借地契約を締結し、民間開発事業者が設置するグランフロント大阪TMOが、周辺歩道や民地内オープンスペースとあわせて一体的に管理・運営している。	交通広場としてふさわしい賑わいの創出と、新たな文化や情報を発信する拠点となることを目的として、広場施設を運営する。	グランフロント大阪 TMO が収益事業の実施も含め、広場を管理・運営している。	2013年度～	TMOの維持管理により良好な景観が形成されている。また、イベントも多数実施されており、賑わい創出に寄与している。		
堺市	泉北をつむぐまちとわたりプロジェクト	④任意団体	A		D	公園等の公共空間で各種許認可を取得し様々な社会実験を行い、行政や民間の事業化につなげている。	泉北ニュータウンの公共空間の活用やコンテンツの創出を通して、まちの魅力を創り・伝える市民活動	参加市民により規約、役員、事務局を組織	平成26年～現在	プロジェクトに参加する市民が、特産品の生産や、雑誌の創刊、公園での宿泊や飲食イベント等の展開、活動メンバーによる社団法人の立ち上げ(私立図書館の設置やコワーキングスペースの設置等を展開)、テレビ・ラジオ・雑誌等各種メディアでの特集等をおし、泉北ニュータウンに新たなまちの魅力や知名度向上に貢献している。	改正 都市公園法 資金源は全て自主資金による	<a href="http://senboku.wp.xdomain.jp">senboku.wp.xdomain.jp</a>
堺市	泉北ニュータウン住宅リノベーション協議会	④任意団体		B		空家活用のため、事業者や大学、まちづくりNPOや行政が連携して、地域におけるリノベーションや職住一体のライフスタイルの啓発や実践を行っている。	【目的】空家の活用、職住一体のライフスタイルの啓発 【活動内容】リノベーション住宅やリノベーション向きの空家等を巡るバスツアーや、職住一体の暮らしの実践者の見学会など	建築・不動産等の事業者、大阪市立大学、まちづくりNPOなどから構成される組織で堺市と連携して事業を行っている。	平成27年度～現在	リノベーション住宅やリノベーション向きの空家等を巡るバスツアーや、職住一体の暮らしの実践者の見学会、建築家からリノベーション設計を学ぶ講座、子ども向けのリノベーション教育、金融機関と連携したローン商品の開発などの各事業を通して、実際のリノベーション実践者や地域への移住者を生み出している。	資金はすべて自己資金による	<a href="https://senbokustyle.com/">https://senbokustyle.com/</a>
岸和田市	ゆめみヶ丘岸和田まちづくり協議会	④任意団体			C	都市・農・自然が融合したまちづくり。造成工事等のハード整備が完了する前から(まだ住民も企業も農業者もいない状態から)まちづくり協議会を立ち上げてソフト整備も行っている。	まちの発展と継続	1年に一度の総会をはじめ、役員による運営委員会、その下位の専門部会(企業部会・農部会・環境部会・居住者部会)の会議体を持ち、イベントや取り組み等について協議している。	平成23年に設立し、現在に至る。	さまざまなイベント等を通じて、会員同士の交流や地域との連携を図っている。特に自然を活用したイベントでは環境教育にも取り組んでいる。また最近では工場の建設ラッシュで企業会員が増え、BCP策定セミナーを計画するなど、企業部会の活動が活性化している。	・会費 ・林野庁より森林山村多面的機能発揮対策交付金	<a href="http://kishiwadama-chikyoo.com/">http://kishiwadama-chikyoo.com/</a>
茨木市	lbalab(イバラボ)	④任意団体			D					市単費	<a href="https://www.facebook.com/lBALAB.ibaraki/">https://www.facebook.com/lBALAB.ibaraki/</a>	

市区町村	団体名	組織形態	活動の分類			先進性を示すポイント	目的・活動内容	取り組み体制	実施時期	活動の特徴、成果	制度、資金	活動のHP
茨木市	次なる茨木・クラウドプロジェクト	④任意団体			D	市民ワークショップや広場の社会実験など、様々な形で対話や参加を得ながら施設機能、ゾーニング、管理運営計画に反映します。	lbalab+(イバラボプラス) かくれた公的空間の発見と実際にやってみる社会実験	業務委託業者 公募市民 市職員	令和元年	現在ワークショップ中で11月社会実験予定	市単費 業務委託	<a href="https://www.facebook.com/pg/IBALABibaraki/community/?ref=page_internal">https://www.facebook.com/pg/IBALABibaraki/community/?ref=page_internal</a>
大東市	大東公民連携まちづくり事業株式会社	①株式会社	A		C D	民間事業者による市営住宅の建替えを契機とした、公園・道路の整備等、公民連携手法を用いてエリア再生を行う。【morinekiプロジェクト(北条まちづくりプロジェクト)】	行政がもっているリソースと、民間企業がもっているノウハウを掛け合わせて、これまでにないビジネスをプロデュースする。 市民の健康や暮らしに貢献するのはもちろん、企業としての利益も追求することで、持続可能なサービスを構築。誰もが、いつになってもイキイキと住み慣れた街で自分らしい人生を過ごせる環境を創造したいと考えている。 「健康づくり」と「まちづくり」の両輪で、みんなの笑顔が集まる個性的な街をめざす。  活動項目 ・大東ズンチャッチャ夜市 ・地域健康プロフェッショナルスクール ・morinekiプロジェクト(北条まちづくりプロジェクト) 他	7名 (2019年4月現在)	2016年10月～			<a href="https://matituku.com/#service_contents">https://matituku.com/#service_contents</a>
神戸市	三宮中央通りまちづくり協議会	④任意団体			D	読書や食事など自由に使えるウッドデッキの休憩施設「KOBEPARKレット」を日本で初めて車道の一部(停車帯)を活用し、市が設置。当協議会がパークレット壁面を活用した広告事業を実施しながら、日常の維持管理を行っている。	目的:神戸の都心三宮と元町をつなぐ三宮中央通りにおいて、にぎわい・交流の場を創出(新たなビジネスチャンスの創出) 活動内容:清掃・植栽の管理・道路の巡回等	三宮中央通りまちづくり協議会と道路管理活用協定を締結しており、道路施設の維持管理を地元が担っている。	平成28年10月より社会実験により設置、平成29年4月より本設置	民学官連携、設置前後の歩行者交通量を比較すると、KOBEPARKレットを設置していない区間に比べ、設置している区間の交通量が多くなる傾向が確認された。	KOBEPARKレット壁面を活用した広告事業による協賛金	「官民連携による街路空間再構築・利活用の事例集～課題解決のプロセスを中心とした事例紹介～」(国土交通省都市局 街路交通施設課、平成30年3月)に掲載
	一般社団法人リパブルシティイニシアティブ	②一般社団法人			D	市民活力を導入した持続的ににぎわい創出	【目的】 東遊園地における日常的ににぎわいや利活用の創出による、都心・ウォーターフロントの活性化や回遊性の向上。 【活動内容】 公園内に構えた仮設の拠点施設において、カフェやアウトドアライブラリーなどの運営、自主プログラム(公園ガイドツアー、芝生の演奏会等)の企画に加え、公募プログラム(ヨガ、工作教室等)や育てるプログラム(芝生の補修、落書き消し等)を実施した。	期間中は毎日10時頃～19時頃(季節やイベント内容によって変動)カフェを営業し、店員を兼ねたスタッフが1～2名ほど拠点施設に常駐することで、公園のコンシェルジュとして公園利用者と行政との橋渡しの役割を担った。	平成28年6月25日から11月6日(135日間)、平成29年7月15日から11月5日(115日間)、平成30年5月25日から11月4日(94日間)	本事業を「アーバンピクニック」と銘打ち、様々なイベントプログラムを企画・運営した。 【H28】23種91回(参加人数:2300人以上) 【H29】27種101回(参加人数:2100人以上) 【H30】30種87回(参加人数:2900人以上) 広場の芝生化との相乗効果もあり、社会実験前までは閑散としていた時間帯にも、家族連れや若者が多く訪れるようになり、市民同士の交流の場としての役割を見出した。	市からの委託金:300万円	<a href="http://urbanpicnic.jp/(メンテナンス中)">http://urbanpicnic.jp/(メンテナンス中)</a>
神河町	かみかわ銀の馬車道まちづくり協議会	④任意団体		B		景観形成・にぎわいの創出		住民主体、事務局(町)			県・町補助金	
山添村	やまと観光推進協議会	⑤その他		B		本村における古民家を再利用した農泊体験施設を開設	空き家を改修し、インバウンド観光客向けの農泊体験・宿泊施設を展開。インバウンド観光客と地域の交流の場づくりや、地域循環型農泊ビジネスにするための取組として地域における観光コンテンツのブラッシュアップなどを行う。	協議会	H29年6月頃から	現在プレオープンを行ったところで、受け入れを行っていない。	農山漁村振興交付金(農泊推進対策)	
和歌山市	株式会社紀州まちづくり舎	①株式会社	A		D	民間自立型のイベントとして、毎月、4年以上継続開催	■「ポポロハスマーケット」毎月第2日曜日に開催。4年以上継続開催している、完全民間自立型イベント。毎回7～8000人の集客があり、出店者数も80～100以上を誇る。・イベント出店から実店舗出店など空き家・空き店舗の利活用へつなげるため。・商店街のエリア価値向上のため。	【主催】紀州まちづくり舎	毎月第2日曜	完全民間自立型イベント。7～8000人集客。80～100店の出店。商店街通行量の2年連続増加。	なし	<a href="https://www.kishumachi.com">https://www.kishumachi.com</a>
和歌山市	株式会社ワカヤマヤモリ舎	①株式会社	A		D	指定管理者制度を活用した公園の活用事例	■大新ピクニック 市営大新地下駐車場と大新公園の指定管理者として、公園を活用したマルシェイベント。平成30年10月、平成31年4月の2回開催。令和元年10月にも開催予定。約3000人を集客。 ・公園での収益活動による、駐車場と公園の管理	【主催】ワカヤマヤモリ舎	不定期	指定管理者制度を活用した公園での収益活動	和歌山市民間まちづくり活動促進交付金	<a href="https://www.facebook.com/dashinpicnic(大新ピクニック)">https://www.facebook.com/dashinpicnic(大新ピクニック)</a> <a href="https://www.facebook.com/wakayamayamori/(ワカヤマヤモリ舎)">https://www.facebook.com/wakayamayamori/(ワカヤマヤモリ舎)</a>
和歌山市	一般社団法人市駅グリーンプロジェクト	②一般社団法人	A		D	公共空間(道路)を使った社会実験	■市駅「グリーングリーン」プロジェクト 和歌山市駅周辺の公共空間(道路)を「緑と憩いの広場」として活用する社会実験。	【主催】一般社団法人市駅グリーンプロジェクト	年1回	公共空間(道路)の憩いの空間化	和歌山市民間まちづくり活動促進交付金	<a href="https://shiekigpp.wixsite.com/wakayama-ggp">https://shiekigpp.wixsite.com/wakayama-ggp</a>
田辺市	LLP(有限責任事業組合)タモリ舎	⑤その他		B		遊休不動産を活用したまちづくり会社	空き家・空き店舗を大規模改修したり、使いたい事業主と家主を引き合わせたたりて、中心市街地の活性化を目指す。	不明	H29.5 開業(シェアハウス)、H29.12(カフェ&バー)	築80年の古民家再生(ゲストハウス等・カフェ&バー複合施設)	田辺市商店街開業支援事業(建物)カフェ&バーするのクラウドファンディング活用達成(目標250万、3,029,000円集める)	<a href="https://thecue.jp/">https://thecue.jp/</a>
南部町	一般社団法人手間山の里	②一般社団法人		B		地域の賑わい創出を目的に、拠点について地元住民で検討。国・町の補助金を活用し地元住民の手で空き家を改修し拠点を整備。法人を設立し拠点の運営を行っている。	南部町手間地区の賑わい創出	理事4名・監事1名(地域おこし協力隊1名含む)	(H29年度)地元住民による検討委員会による検討・法人設立、(H30年	いつでも誰でも利用できる交流スペースを核にゲストハウス、カフェ&ダイナー、英会話塾などを運営 その他各種イベントの実施	運営費はゲストハウス等のテナント収入が主 拠点整備費は地方創生推進交付金を活用	<a href="http://temari.tottori.jp">http://temari.tottori.jp</a>



市区町村	団体名	組織形態	活動の分類				先進性を示すポイント	目的・活動内容	取り組み体制	実施時期	活動の特徴、成果	制度、資金	活動のHP
										度)改修工事、(H31年度)4月手間地区交流拠点施設「てま里」オープン			
倉敷市	倉敷まちづくり株式会社	①株式会社		B			・まちづくり株式会社によるエリアマネジメントに基づくテナントミックス、テナントリーシング ・事業運営会社の設立	・町家リノベーション施設の敷地及び周辺を含む街区のエリアマネジメント ・町家リノベーション及びリノベーション後施設の運営 ・立地周辺街区の町家リノベーション支援等々	・事業部制を導入 ・町家リノベーション施設運営事業を担う目的会社を他民間資本と合同出資し設立(株式会社)	平成24年度～現在	・倉敷美観地区に立地する町家リノベーション施設における起業での成功事例→後続を輩出 ・新たな雇用と賑わいの創出(来客数:年間約40万人以上)	・町家リノベーション事業 経済産業省戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金+市補助金 ・上記施設運営等資金源 倉敷市師弟管理事業(倉敷物語館、市営駐車場18箇所)	info@kmc.jp.net/service
広島市	広島駅周辺地区まちづくり協議会	④任意団体	A		D		エリアマネジメント団体(広島駅周辺地区まちづくり協議会)が、公共施設等(広島駅南口東西地下道等)を活用した広告事業を実施し、その収益をエリアマネジメント活動に充てることができる。	現在、有効に活用されていない広島駅南口東西地下道等の壁面を広告スペースとして活用し、協議会による自主審査により良質でにぎわいの創出につながるような広告物を掲出することで、広島駅南口東西地下道等の景観の向上やにぎわいの創出を図る。また、広告事業収益により自主財源を確保することで、エリアマネジメント活動の継続的な実施が可能となり、地域課題の解決や地域価値の向上につながることも、組織の自立性の向上を図り、地域の活性化に資することを目的としている。	広島駅周辺地区まちづくり協議会が市の認定を受け広告事業を実施	2019年8月12日～ 2019年11月11日	広島駅周辺地区まちづくり協議会が「広島市エリアマネジメント活動計画認定制度」を活用し、公共施設等の使用等に係る制限等の緩和を受け、「広島駅南口東西地下道等エリアマネジメント広告事業」を実施することで、地区の景観向上やにぎわいの創出を図ると共に、協議会の活動財源の確保により継続的なエリアマネジメント活動が実施可能となる。	広島市エリアマネジメント活動計画認定制度	http://www.ekimachi-hiroshima.jp
竹原市	株式会社 いいね竹原	①株式会社	A	B			空き家が点在する歴史的町並み地域に分散型ホテルを開業し、竹原地域の観光拠点の1つとして活用していく	＜活動目的＞ 竹原の活性化に必要とされる事業であって、行政だけでは取り組み難く、民間だけでは採算が取り難く、ボランティアだけでは継続が難しい事業に対して、行政の持つ信用力と、民間の持つ知恵と、ボランティアの持つ郷土を愛する情熱を活用して取り組み、新規事業の開拓、雇用等の創出を図ること地域活性化に貢献するとともに、持続可能な竹原の創生に寄与することを目的とする。 ＜活動内容＞ ・伝統的建造物群保存地区内の空き家(旧旅館、旧料亭、旧邸宅)を改修して観光拠点となる宿泊施設を整備。また、地産地消の食材を中心とした料理の提供。 ・地域特有の歴史・文化・自然を活かしたアクティビティの開発整備。 ・地域ブランド商品の開発及び全国販売。 ・地域の埋もれた(隠れた)製品の発掘と情報発信 ・空き家見守り事業		2019年8月開業		農林水産省 農泊補助金	http://www.iine-takehara.com/
尾道市	NPO 法人尾道空き家再生プロジェクト	③NPO		B			バラエティに富む空き家再生	空き家(古民家)再生や空き家バンク事業を通して、景観の保全、移住定住の促進等を図り、新たな文化・ネットワークコミュニティを構築する。	100名以上の会員とともに活動	平成20年設立から	空き家に対し、建築・環境・コミュニティ・観光・アート面からアプローチしている。	寄附金・文化庁補助事業・尾道市補助事業等	http://www.onomichisaisei.com
福山市	株式会社 築切家守(家守会社)	①株式会社		B			福山市が実施する「リノベーションスクール」の対象物件の全体リーシングを行った。	福山駅前エリア全体の価値を高めることを目的に不動産オーナーと事業者を結びつける活動を実施。	市内の経営者4人で運営	2018年4月	築50年以上の空きビルのリノベーション事業を支援	なし	なし
福山市	株式	①株式会社			D		公共空間に新しいにぎわいや魅力を生み出す事業を実施	公園でのPark-PFIの導入によるにぎわい創出に向け、公園において実証実験を実施	「リノベーションスクール」に携わったメンバーが中心となり企画・運営	2019年7月	公園において実証実験を実施	なし	なし
周南市	徳山あちこちマルシェ実行委員会	④任意団体			D		徳山駅前賑わい交流施設のオープンに伴い生まれた賑わいをまちへ波及させるため、賑わい交流施設の指定管理者や鉄道事業者をはじめとする各民間事業者等や行政が参加する「街と駅との連携会議」を定期的開催している。徳山あちこちマルシェはその会議の中で生まれたアイデアで、官民が連携して取り組んでいるものである。	駅から周辺商店街に点在するブースを回遊してもらうことにより、中心市街地全体の楽しみ方を見出し、日常的な賑わいを創出するきっかけづくりとして、駅周辺にて定期的にマルシェを実施している。	商工会議所、駅ビル指定管理者、民間まちづくり団体、行政等による実行委員会を中心に運営。	年6回程度開催	毎回バンやボタニカル、ワークショップ等といった様々なテーマを設け、JR徳山駅や周辺商店街を中心に県内外から集まるブースを展開。回を重ねるごとに知名度も上がり多いときには7,000人が訪れる等、市内外から多くの集客を得る人気イベントとなっている。		http://achikochi-marche.com/
松山市	まつやま健幸・振幸促進委員会	⑤その他			D		目的:心と暮らしと地域を豊かにする“場”を目指す。 活動内容:市道上で農産物・加工品・雑貨などを販売。	道路管理者が占用道路を許可し、占用申請した委員会が活動実施する体制をとっている。	月1回実施		「語る」「出会う」「学ぶ」「発信する」「備える」を盛り込んだ暮らしの提案を行う。		https://ojokamarche.blogspot.com
松山市	松山アーバンデザインセンター(UDCM)	④任意団体	A	B	C	D	公民学が連携するまちづくり組織	将来ビジョンの検討や都市区間のデザインマネジメント等のハード面、まちづくりの担い手育成や地域デザインプログラム等のソフト面、双方のアプローチから、総合的なまちづくりに取り組む。	公民学で組織する「松山市都市再生協議会」の実践組織として、活動を行うとともに、協議会に成果報告を行う。	平成26年度から現在	「都市景観大賞」都市空間部門 国土交通大臣賞受賞 「まちなか広場賞」大賞受賞 「グッドデザイン賞」受賞 等	内閣府 地方創生推進交付金	http://udcm.jp
四万十町		④任意団体	A				ミュージカルという芸能を生かした文化と地域の振興	地域出身の偉人を生かした文化の振興と地域振興。例年11月に商店街で上演。友好都市の熊本出張公演も	文化芸能の愛好家で郷土愛の強い住民有志	例年11月	地域の偉人と芸能による地域振興、公演盛況、出張公演も	町のイベント補助金	https://www.town.shimanto.lg.jp/tanikanjo/

市区町村	団体名	組織形態	活動の分類		先進性を示すポイント	目的・活動内容	取り組み体制	実施時期	活動の特徴、成果	制度、資金	活動のHP	
四万十町	特定非営利活動法人 LIFE	③NPO	A			働き方改革が求められている時代の創業準備支援	手仕事市という職人仕事をテーマにしたスポット市を定期開催	NPO 法人	例年 5 月の大型連休	100 ブースの出店、3,000 人の来場	出展料等	<a href="https://teshigotoic.hi.amebaownd.com/">https://teshigotoic.hi.amebaownd.com/</a>
北九州市	株式会社 北九州家守舎	①株式会社	A	B	D	北九州市内の遊休不動産を活用したエリアマネジメント	・北九州市内の遊休不動産解消の為、リノベーションを通じたまちの再生を行う。 ・遊休不動産活用事業を通じて、北九州市内で新しい事業の創出を行う。 ・遊休不動産活用事業を通じて、まちで継続的に事業を生み出す事の出来る人材を育成する。 ・以上のエリアマネジメント事業を通じて、小倉魚町をはじめとする北九州市内の中心市街地の回遊人口を増やし、歩いて楽しいまちになることを目指す。	建築士、インキュベーションマネージャー、大学教授等の多彩な経歴を持つ専門家集団により構成	2011 年～	北九州家守舎は、不動産の再生を通じて質の高い雇用を創出し、産業とコミュニティを再生することを目標とし、古い空きビルや空き家をリノベーションして再生する事業を、2011 年から実施。現在各地で開催されているリノベーションスクールの誕生の地としても有名。 5 年間で 15 件以上の不動産の再生と 400 人以上の雇用の創出を実現している。	事業収入	<a href="http://www.yamori.sha.com/">http://www.yamori.sha.com/</a>
佐賀市	特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが	③NPO		B		未利用地を活用した賑わい機能の設置 ～わいわい!!コンテナ2～	未利用地を原っぱ化し(Re-原っぱ)、読書スペース、小休憩所等の機能を持ったコンテナを設置し、集客と周辺への波及効果を見る社会実験	スタッフ2名	平成 24 年 6 月～	当該機能における集客のみならず、周辺エリアへの波及効果が見られ、これまで遊休不動産であった場所等が有効に活用され、エリア全体の価値の向上につながっている。	佐賀市による委託	
伊万里市	特定非営利活動法人まちづくり伊万里	③NPO	A	B		遊休不動産の利活用、ブランド商品の開発	伊万里市の中心市街地の活性化及び公益の増進に寄与することを目的に、まちづくり・産業振興イベント事業や地域ブランド商品の開発・販売事業等を行っている。		随時	伊万里まちなか零番館～十二番館の認定	【資金源】会費、寄付金等	【ブログ】 <a href="https://emachiimari.sagafan.jp/">https://emachiimari.sagafan.jp/</a>
伊万里市	特定非営利活動法人まちづくり波多津	③NPO	A			コミュニティ・ビジネスの展開	波多津町の観光や産業の振興を図ることで活力と魅力あるまちを形成し、地域社会に寄与することを目的に、コミュニティ・ビジネスの展開事業等を行っている。		随時	波多津ふれあい広場の改修、地場商品の販売	【活用している制度】自発の地域創生プロジェクト等(佐賀県事業) 【資金源】地場商品の販売売上げ	【Facebook】 <a href="https://m.facebook.com/npohatatsu/">https://m.facebook.com/npohatatsu/</a>
鹿島市	株式会社肥前浜宿まちづくり公社	①株式会社		B		国の重伝建地区の歴史的な町並みでのまちづくり活動の中から生まれた公社。地区内の空き家をリフォームし、古民家ゲストハウス、飲食店として運営。移住者の受け入れ先(就職)としても地域の活性化につながっている。	歴史的な町並みのなかでもまちづくり活動を、持続的な活動とするために、経済性を持つ株式会社を立ち上げることで地域のトータルコーディネート、空き家の活用、移住者の受け入れにつながる。	会社役員及び従業員	H30.1～株式会社立ち上げ	空き家を 2 棟改修し、ゲストハウス兼飲食店としてオープン。地域の課題となっていた、宿泊所の不足が解消された。また、従業員の多くが移住者である。		<a href="https://hizenhamas.huku.com/hamahako/">https://hizenhamas.huku.com/hamahako/</a>
基山町	基山フューチャーセンターラボ	④任意団体		B		駅前で4年間空き店舗となっていた文化的な価値が高い建築物を、佐賀大学都市工学部の学生と地域住民が改装ワークショップを行いリノベーション。様々なワークショップを開催し、「情報と交流の拠点」となっている。	全国の著名人を招いた「まちゼミ」、店舗の一角を活用した期間限定のチャレンジショップ、貸しスペース事業	会員(本会でのボランティア活動を希望する正会員と賛助会員)及び会員から選出された役員	平成 27 (2015)年 11 月 25 日～	著名な講師が基山町に訪訪することを SNS 等を有効に使いながらシティブロモーションを行うことが基山町の知名度を上げ、経済効果をもたらす。 また、「学びをやめない」という理念に共感を覚えた地域住民が立ち上げた「基山フューチャーセンターラボ」では、その理念さえも町全体で呼応することにより小規模多機能な住民自治へとつながると考える。	会費、地方創生佐賀県版「チャレンジさが交付金事業」、公益財団法人「佐賀未来創造基金」、佐賀県「佐賀 CSO さいこう事業」	<a href="https://kfc.kiyama.ab.jp/">https://kfc.kiyama.ab.jp/</a>
菊池市	NPO 法人きりぎり水源村	③NPO	A	B		旧学校跡地の指定管理を市より委託しており、地元住民でNPO法人を設立している。	菊池東中学校の跡地を活用したまちづくりとグリーンツーリズムの拠点施設である。主に、農業用水路を活用した自然体験や、郷土料理教室・栗ひろいなどの農業体験、キャンプなど、子どもたちが自然とふれあえる機会を提供している。		通年(イベントによっては夏季限定などもある。)	平成 24 年度 地域づくり総務大臣表彰を受賞 スポーツ文化ツーリズム 2018 を受賞	指定管理委託料	HP: <a href="https://www.suigen.org/">https://www.suigen.org/</a>
玉東町	ぶらっとぎょくとう	②一般社団法人	A			町特有の地域資源を活用した特産品の開発・販売	雇用の創出、賑わいの創出、基幹産業である農業の振興、事業推進による町の魅力向上、それによる定住人口の確保など町発展のための様々な効果を永続的に作り出していく体制の確立を目指すことが目的		平成 29 年 4 月に法人設立(活動は通年)	法人立ち上げにより、7 倍の売り上げ、新たな雇用の創出、農産物の価格(単価)の向上	地方創生推進交付金	<a href="http://www.plat-gyokuto.com/">http://www.plat-gyokuto.com/</a>
南小国町	株式会社 SMO 南小国	①株式会社	A	B		①地域資源を活用した旅行商品の造成から販売までを自ら一貫して実施 ②空き家を有効活用したコワーキングスペースを拠点施設に位置付けるとともに、町内での起業を志す人材の発掘、ビジネスプランの策定等を総合的に支援する人材を配備	①地域資源を活用した旅行商品や体験メニュー、特産品の開発及び販売 ②地域における起業促進のための環境整備	①地域おこし企業人制度や地方創生推進交付金等を活用し、日本人と外国人の旅行商品開発担当を配置し、インバウンドを含むターゲットに向けた旅行商品造成に取り組んでいる。 ②事業専任のマネージャー(当町への移住者)を中心に広域連携事務局である NPO 法人 ETIC 等と連携しながら取り組んでいる。	2018 年度～(同年度設立)	①今年度法人として旅行商品販売のための免許を取得し、本格的に旅行商品の販売を開始予定 ②拠点施設等において、町外者で起業等により本町に関わることを希望する人材を本町に招き、集中的にプランのブラッシュアップを行う起業塾を開催するとともに、町民の起業プランについて関係者を集めて集中的に話し合う戦略会議も開催。起業塾参加者(7名)から、10 月に農業関係で 1 名の移住、起業に至った。	地方創生推進交付金	<a href="https://minamioguni.jp/">https://minamioguni.jp/</a>
延岡市	株式会社まちづくり延岡	①株式会社		B		駅周辺整備を契機としたエリアマネジメント事業の推進	市が駅前に整備した複合施設における賑わいを周辺エリアに波及させ、地域の活性化を図るため、商業の再生や街並み景観の整備を行っている。また、株式会社まちづくり延岡では、駅前において再開発ビルの整備(令和3年度完成予定)も進めている。	株式会社まちづくり会社	平成 28 年 9 月～	株式会社まちづくり延岡では、複合施設や再開発ビルで生み出される賑わいを周辺商店街に波及させるため、ハード・ソフト両面で事業を推進している。周辺商店街においては、平成 29 年度以降、15 店舗以上が新規出店を行っているほか、各種イベントが開催されるなど、取組の成果が現れは始めている。	社会資本整備総合交付金 地方創生推進交付金	<a href="http://www.machi-nobeoka.jp">http://www.machi-nobeoka.jp</a>
日南市	Kiraku japan 合同会社	⑤その他		B		・空き家のリノベーション・有効利用	・中長期滞在型の観光客誘致 ・飢肥地区内で不足している宿泊施設の整備	まちなみ再生コーディネーターを中心とした、地域おこ	平成 27 年度～ 平成 30 年度	・空き家の再生	・地域経済活性化支援機構(政府系ファンド)	<a href="https://denken-obi.jp/obiproject/">https://denken-obi.jp/obiproject/</a>

市区町村	団体名	組織形態	活動の分類				先進性を示すポイント	目的・活動内容	取り組み体制	実施時期	活動の特徴、成果	制度、資金	活動のHP
								し協力隊及び民間など官民連携の事業推進			・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	<a href="https://www.nazuna.co.jp/property/ohya">https://www.nazuna.co.jp/property/ohya</a>	
串間市	くしまちづくり協議会	④任意団体	A			D	文化財(古民家)を中心とした民間資金による中心市街地のにぎわい創出	空き店舗の目立つ中心市街地商店街の再生とにぎわい創出	官民間わず20名程度の市民で構成しており定期的な会議を行いながら各種イベント等を開催	平成25年7月30日設立以降、毎年度取り組み	民間資金で電車(広電)を購入し、駅前の公共スペース等を活用して、にぎわいづくりのイベントを開催 平成30年度(国土交通省)手づくり郷土賞受賞	過去に社会実験や基本計画などを市補助金で実施 そのほかについては電車使用料や会員の会費等で活動	
鹿児島市	鹿児島中央駅周辺まちづくり推進協議会(愛称:KAGOCHU)	④任意団体	A				鹿児島中央駅周辺の既存の3組織『中央駅振興会』、『ウエストサイドストーリー活性化実行委員会』、『鹿児島中央駅東口地区連絡協議会』を中心として新たな街づくり推進協議会を設立し、既存組織の相互協力および、既存のまち案内活動を拡大し、案内活動の充実を行った。	鹿児島中央駅周辺のにぎわいや回遊性のさらなる向上を図るため、三連休や大規模イベント(おはら祭り、鹿児島マラソン)に合わせて鹿児島中央駅東口広場にてまち案内活動を行う。	会員の企業の社員等が継続的に活動を実施。また、市職員や高校生も一緒にまち案内活動を行うことで活動の充実を図っている。	三連休や大規模イベントに合わせて実施	H30年度は42日間(148.5時間)、1時間当たり16件、総数約2340件の案内活動を行った。	特になし	なし
鹿屋市	株式会社 Katasudde	①株式会社				D	廃校後の校舎を利活用し、リノベーションの手法で、観光交流拠点として整備した。	廃校となった小学校をリノベーションにより、インバウンドやスポーツ合宿等に対応した宿泊施設及び地域産品ショップを整備し、地域の魅力発信を行うことで、周辺地域の再生に貢献するもの。	株式会社 Katasuddeによる運用	平成30年度から	魅力発信による地域再生	民間都市開発推進機構による金融支援	—
沖縄市	特定非営利活動法人まちづくりNPO コザまち社中	③NPO				B	空き店舗解消を目的としたリノベーション・サブリースの展開。	まちづくりNPO コザまち社中では、空き店舗となった物件と商店街へ出店したい新規出店者をつなげるリノベーション・サブリース事業を行っている。空き店舗の所有者である大家さんは物件を貸したいとは思っているものの、老朽化や構造上の問題からリフォームが必須ではあるにも関わらず金銭的コストや労力的コストの面が大きな壁となり現状維持せざるを得ない状況がある。そこで、コザまち社中がコストを負担しリフォームを含めたリノベーションを代行し、かわりに一定の期間安く物件を借り上げている。リノベーション済みの、安く借り上げた物件を通常の値段でコザまち社中が出店者に貸し出し、借り上げた料金と貸し出した料金の差額を、リノベーション費用の返済費へ充てている。これにより、大家さんはコストをかけずに、物件を貸し出すことができ、新規出店者は相場の値段で使い勝手が良い物件を借りられるという、空き店舗の解消を目指したまちづくりNPO型のリノベーション・サブリースを行っている。			空き店舗の解消、新たな店舗の出店	商店街等店舗改修工事支援事業補助金(沖縄市役所商工振興課)	<a href="https://koza-npo.com/saburis/">https://koza-npo.com/saburis/</a>

■調査（４）『居心地が良く歩きたくなるまちなか』の形成に向けた官民連携の取組における制度上の課題・要望に関する調査

設定している６つの調査項目に応じて、以下に有効回答を提示する。

- ・①公共空間を活用したまちづくりを進めるうえでの官民協働の課題や要望については、協働できる民の不在など、マンパワーや人材の不足などについての課題が多くあげられている。
- ・②街路（道路）、公園、広場等の公共空間の利用関係で居心地がよく歩きたくなるまちなか形成につながることは、公園における活用インフラ整備（電源、上下水道、Wifiなど）や建蔽率の低さ、道路や河川使用や占用に関わる関係者等との調整・協議に関する課題、また河川に関わる規制緩和等があげられている。
- ・③景観保全のための広告物等の取り扱いについては、デザインの統一や基準の設定に関わる課題が多くあげられている
- ・④歩行者の安全性・快適性を高めるための駐車場出入口・配置の在り方については、他の項目についてほど回答は多くないものの、駐車場の集約化、適正化に関わる意見が多い。
- ・⑤まちの賑わい創出のための既存建物のリノベーションについては、耐震不足等既存不適格の建築物が多いことや建築基準法による用途変更制限、リノベーションに対する補助金などについての意見があがっている。

①居心地良く歩きたくなる空間の形成など、公共空間を活用したまちづくりを進めるうえで、官と民が協働する際の課題や要望
人手不足
人材不足
マンパワー不足、持続性に必要な固定財源の確保
専門人材、マンパワーの不足(町全体)
双方の話合いをリードするリーダーの不在。双方の協議する時間の確保が困難。
官民で協議する場がない。官民で協議を進める人材が不足している。
費用、時間、人材、様々な価値観を取りまとめるコーディネート力
民のニーズの把握や官と民のニーズとのマッチング等を行う手法等の知識や人材に乏しい。
行政側の財政状況、人材不足。多くの自治体が陥っている財政や人員不足などの困難な状況の中、そうした環境でも実行可能な範囲にうまく落とし込めるような国の政策も少ない。
・小都市におけるまちづくりの担い手不足 ・まちづくりの当事者意識の希薄さ 等々が課題となっています。
課題として、行政側の理解不足や意識の低さ。 また、パブリックマインドを持った民間プレイヤーの発掘の難しさが考えられる。
人員の不足・知識経験の不足が現状の課題です。
事業を主導する人材が必要(行政職員・住民は素人のためノウハウを持った人材)
民間の方々为主体的に活動できる行政の連携及び支援等のノウハウ
特に若い世代が極端に少なく、まちづくりに関心がないことによるマンパワーの不足
民間投資による公共空間を活用したにぎわいづくりについてのプレイヤーや団体の発掘に苦慮している。
プレイヤーの確保及び管理責任の分担など協議し、取り決めていかなければならない
協働可能な事業者が町内にあるのか
事業を実施するNPOや任意団体の母体となる民間の団体が無い。
地方の町村部では、本件の「民」にあたる役割を担う者は「いない」と言っても過言ではありません。

地域に根差したまちづくり人材の発掘・育成や、民間団体が取り組みやすい環境整備が必要
取組を主導していく民間のまちづくり団体の育成
当町では民間まちづくり団体等の活動はなく、如何にして官民連携のまちづくり体制の環境を整えていくかが課題となっています。
協同してくれる民間事業者が少ない
協働する民間団体の確保
地区によって官と協働する団体等がないところもあるので、この取り組みに賛同してもらえるかがわからない。
主体となって動いてくれる民のプレイヤー発掘が課題
管理の主体
連携する民間団体がいない。
空間が魅力的で長期的に有効活用されるためには、それぞれの地域の特性に応じた交流の場、憩いの場となるよう創意工夫を凝らして設置し、管理も含めて、民間団体において魅力的な空間の創出に取り組んでいただきたいが、実施主体となる民間団体が少ない。
住民主導のまちづくりを進める上で、キーパーソンとなる人材が居ないため、その人材の育成・発掘が必要と考える。まちづくりのエキスパートを派遣してもらい、ノウハウを構築したい。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりに対する根本的な意識改革及び将来への危機感の欠如</li> <li>・有効なマネジメント能力及び経験の不足</li> </ul>
民は、自らの仕事や商売がある中で、官と一緒に地域のまちづくりを考え、提案し、事業を行っていただくだけの余裕がないのが現状である。 その中でいかにパワーのあるプレイヤーを発掘し、民主導でのまちづくりに転換していくかが課題である。
民間で担えそうな団体がいない。
公共空間を活用してくれそうな民間事業者等の担い手を見つけるのに苦慮している。
協働可能な民がないこと。
パブリックマインドと質の高いコンテンツを併せ持つ民間の数が限られること
小規模自治体のため、民側にメリット・収益が少なく、担い手がいない
実績が乏しく、民間のまちづくり参入への意欲が希薄
財政面、民に対するメリット
担い手の創出、ビジョンの具体化にかかる財源の確保
地域住民との合意形成および資金の確保
参画できるような民間事業者の不足。官公庁における財源の確保。
場所の確保と財政的な負担
道路や公園の民間主体による活用を検討しているが、運営のための組織作りや資金の調達が課題。
役場職員の減少や、予算不足により、町が取り組めない点が課題である。
民が官に頼りきりにならず、自らリーダーシップを発揮して民を取りまとめること (民の動きが悪いと官主導となってしまう)
地域住民との合意形成
市民側の要望と行政側の施策との合意形成の図り方。
地域の合意形成
歴史的なまちなみの保全・活用を目指すにあたっては、土地利用の方向性を巡って、地権者との合意形成が課題。
ワークショップの参加率が悪い 実現に向けた地権者等の協力に時間を要する。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には公共空間は譲り合いで快適に利用するものなので合意形成が課題。</li> <li>・新たな取組みを行う際には、道路交通法等の遵守が制約となる。</li> <li>・人中心の歩行環境整備に費用が嵩むことは大きな課題。</li> </ul>
規制緩和策などを検討する際の関係者(地元、商店会、交通管理者、交通事業者等)との調整・合意形成方法(適時、適切に取り組みが開始できるような体制づくり)
道路管理者がイベント等の使用に協力していく考えでも、交通管理者(警察)が協力してくれないケースがあると聞きます。行政側で統一した考えのもと、弾力的な取組みをする必要があると考えます。
道路を含めた空間の活用を試みるにあたり、警察署との協議が難航するケースが多い。
道路を使用するにあたって警察機関の理解(道路使用許可申請が必要)
イベント開催等にさいして、道路占用などにおける警察の許可を受けることが難しい。
民間が道路を占有して賑わいイベント等を実施する場合、行政が係っているイベントでないと、警察からの道路使用の許可が下りにくい現状があり、行政が賑わいを生むイベントにどこまで関わり続けるのが課題となっています。
市内の連携
自治体、県、警察など「官の連携体制の構築」(県、警察の理解と協力)
官民連携を推進するためには警察との連携も必要
整備後の維持管理についての地元の継続的な協力
官民で連携を持続すること
緑地や休憩スペースを設けた場合、整備後の維持管理の分担をどうするか、継続的にできるのかという課題があると考えます。
民間事業者のアイデアやスピード感などが有効とを感じるが、行政と民間事業者との信頼関係の構築が必要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の合意形成過程において、公と民の仲立ちをする中間支援的な組織の存在が重要。</li> <li>・居心地の良さを、わかりやすく可視化すること。</li> </ul>
道路等に面している全ての敷地所有者の理解が得られるわけでないため、連続性が担保しづらく協働方法等の検討が必要となる。
官・民の勉強不足を感じる。いろいろな事例等の情報は入ってくるが、実務に関する研修や経験を積むための体験等の機会を増やしてほしい。官民共同で行える研修等があるとよい。
民間事業者との連携を実施する上で民間事業者との対話などの制度構築が本町では行われていない。
実績のある民間企業の情報が少なく、企業とのマッチングが図りづらいと思われる。
民間との協力関係の構築
官民の役割分担、アロケの設定方法がよくわからない。 実施する前年度には予算措置に向けて動く必要があるが、前提条件が不明瞭のため、金額等事前に設定できない。
地方都市では、大都市に比べ需要が小さいことに起因し、採算が合いにくく、リスクも高くなりがちであるので、民間との連携をどのように進めるかについて苦慮している。
民との折衝の方法
役割分担が明確でないため、円滑を欠いてしまう(課題)
民間まちづくり組織の立ち上がり支援
官と民の協力体制づくり(地域全体の合意形成、活動団体選定の公平性、行政内部の協力体制)
目指すビジョンの共通理解、役割分担の明確化、リスクとメリットの共通理解が欠かせないと思う。 市条例等により収益事業が制限される可能性があること。 道路封鎖の規制緩和(賑わいづくりのために歩行者天国は有効な手段だと考える。)
官民各々が今できることを理解・尊重し合い、イメージを共有しながら前向きに進められる環境整備が必要と考えます。
主体として官と民どちらが、まちづくりを進めていくのか、意思決定の問題に苦慮する。

<p>委託や指定管理によらず、管理・活用方法自体を民で取り組みやすい環境の整備。 公園や歩行空間（道路）は主として官設官営が前提であり、管理責任のあるため使用の制限や条件などが厳しく利用者の利便性が悪くなる。 使う人が使いやすく使うための抜本的な法改正等を望む。 全国的に実践できている事例もあるが、個々のマンパワーでは取り組みが困難。</p>
<p>有事の際には、当事者ではなく公共空間の管理者が責任を負うことになるため、事故防止など安全面での制約が大きい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な公共空間を利用しやすくする仕組み</li> <li>・責任の所在</li> </ul>
<p>道路の使用(占有)と管理を民間組織が行う際の責任分担(設置者の責任の軽減)。</p>
<p>官と民のリスク分担の調整を要する</p>
<p>官民が連携し、整備した歩行者空間等において、管理瑕疵を問われるような事態が発生した場合の責任の所在はどうなるのか。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・モータリゼーションの時代に整備した街路を歩行者中心に変えるには、既存のトラフィック機能や潜在する地域の自動車ニーズに適切な対応を行う必要がある。交通管理者や地域の理解を得ることが課題の一つ</li> <li>・どのような「民」の活動に対し「官」が協働すべきなのか、ベースとなる考えを行政内で整理する必要がある</li> <li>・役割と責任の分担の明確化が必要と考える。行政内部では「何かあれば、最後は行政側が責任を取らせられる」という意識を拭えないため、踏み出せない部分もある。</li> <li>・占有許可を行ったものに対するトラブル、クレーム対応に許可権者がどこまで責任を持たなければいけないのか、介入するのか、という問題が想定される。</li> </ul>
<p>官民のパブリック空間となるような場所がない。</p>
<p>まとまった公共空地の確保が困難</p>
<p>まちなかの道路は歩道と車道が分離していない道路が多く、また歩道があっても幅員が狭いため、民間が利用できるスペースが少ない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>①官と民での役割及び費用負担などの分担についての合意形成など</li> <li>②利用出来る公共空間及び用地が少ない</li> </ul>
<p>歩道等の整備に必要な有効スペースの不足、賑わい空間の確保に必要な有効スペースの不足</p>
<p>町内全域が傾斜地であり、そもそも活用できる空間が少ない</p>
<p>当県は自動車社会で「歩いて暮らす」と言う概念がそもそも薄い。 また、規模の小さな自治体では制度を活用するメリットを感じない(官と協働できる民がいない)</p>
<p>まちづくりを進めるうえで、広く一般の公共の用に供するまちとなるように、ある特定の民間団体が公共空間を独占的に使用するような事がないように配慮が必要である</p>
<p>特定の1社と中心に行くと、利益供与と取られてしまうこと。</p>
<p>関係者全員の合意ではなく、組める相手と組むことを正当化する仕組みが必要</p>
<p>歩きたくなる空間の形成を具体的にどうすればよいか分からない。</p>
<p>何を実施したらよいか分からない</p>
<p>どこと、どのように、どの補助金で進めていくべきか判らない。</p>
<p>内容・メリットがよくわからないため制度を学ぶ機会が必要。</p>
<p>制度運用の手順等の理解がなかなか進んでいないため、マニュアル整備とその周知をお願いしたい。</p>
<p>公共空間の利用に係る許可の判断・手続きを行う担当部署が都市再生推進法人制度を把握しておらず、スムーズな手続きが行われない。都市再生推進法人制度自体の広報活動が改めて必要と感じています。</p>
<p>対象エリアの設定や関係者との関係構築にかかる手法や手順が不明。</p>
<p>民間事業者による公共空間の活用についてメリットを理解できていないため、行政側でも官民連携の手法をより身近に感じられるように制度周知を図っていくなどの配慮が必要。</p>
<p>制度の周知があまりされていないこと。</p>
<p>制度自体の民間への周知や理解度を上げるための施策が必要</p>

お互いにどのような制度なのかを理解するための場を設けることが必要。
民間団体が需要を見込めるような条件が整った自治体における取組もしくは各自治体の規模に見合った民間団体の取り組みでないと、民間活力を活かしきれず財政負担のリスクがあると考えられる。そのため、このような取組を進める際の「民間団体の探し方・育て方・向き合い方」について、自治体担当者が深く理解する必要があると考える。
連携に関する事例収集を行うことで、地方都市にあったまちづくりの検討に役立てることができると思うため、事例の周知を徹底してほしい。
スタートアップの体制、進め方の具体的な内容は、各先進地に尋ねないと分からない。一から調査し、検討していくしかない。
官民が協働して事業をすすめる場合、役割等の比重が官民のどちらかに偏ってしまいがちであるため、官民の役割分担等が明確化されたモデル事例を紹介していただきたい。
公共空間の利活用の事例は多数あるが、一地方自治体では全国的事例を収集することが困難であり、各地方自治体等が許可した占用許可事例等を収集・展開する仕組みがあれば、先進的事例を取り込みやすくなるものとする。
公開空地の有効活用を図るための参考とする、各都市の考え方（許可する行為の内容や期間等）を整理した事例集の作成。
駅前周辺地域総合開発を推進中であり、駅前広場にデッキを整備し2階部分を市民や観光客が自然に集う憩いの広場空間とすることを検討中である。検討の参考とするために賑わい空間創出などの優良事例について、HPなどで引き続き情報提供いただきたい。
他市町での事例での課題等を知りたい。
オープンカフェ等の実施を検討している民間団体へ向けた実施事例やアドバイスなどをまとめた資料や説明会があるとよい。
民間事業者が参画する上で、直接的・間接的なメリットについて理解が得られないことが多く、民間事業者に対するインセンティブ等について明確に示すことが求められている。官民連携による制度活用により、民間側の具体的なメリット、収益構造、インセンティブ等に加え、実施に至る課題と対応策について、先進事例をもう少し深掘りした情報の紹介をお願いしたい。
オープンカフェやイベント時の歩道や散策道の利用の緩和
道路上の利活用（建築物の設置）に係るさらなる規制緩和
公共空間での商行為に対する規制緩和
都市再生推進法人などの位置づけがない場合、パブリック空間での行為許可の制約が厳しいと思われるケースがある。
継続的な賑わいの創出のためには、小さな社会実験が必要であり、そのためには仮設店舗による営業が適しております。しかし当市の場合、過去に屋台を禁止した事例があり、仮設店舗は限定的な運用（年3回まで）となっております。また、移動店舗に関しても牽引車と被牽引車の連結が許可条件となっており、賑わいの常駐化が難しい状況です。衛生・構造規定を強化することで食中毒対策は可能だと思われることから、賑わい創出の阻害となっている規制は緩和するよう、食品衛生法を所管している厚労省からの通知が頂けると幸いです。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民地が隣地しているパブリックスペースを再整備する際、民間による民地の開発と一体となったパブリックスペースの再整備が必要だと考えますが、現行の制度では正攻法での対応が難しい。</li> <li>・官民連携でのまちづくりの推進にあたっては地銀との連携が重要だと考えていますが、一つの関わり方として考えられる銀行からの地域の会社等への出資について、現行では銀行法で総出資額の5%までしか出資が認められていないことも課題の一つと考えます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続きの簡便化や要件の緩和</li> <li>・団体への財政的支援等</li> <li>・警察や道路管理者との協議について、占用許可をとる等の一連の手続きが煩雑であるという認識による、取り組みへの着手の躊躇</li> </ul>



<p>占用道路使用等の手続きの簡素化</p> <p>まちなかのスポンジ化対策として、空き家除却に対する補助制度が欲しい。 空き家除却に対する補助があれば、空き家の解体が進み易く、空き家空き地が市場に出回ることになり、居心地よく歩きたくなる空間の形成につながる。</p> <p>公共性の確保、民間の取り組みへの積極的な参加、取り組みの継続性(収益の確保等)</p> <p>23区では、固定資産税、法人住民税の課税権がなく、企業の成長が直接税収の増加と見えにくいいため、連携に対する考え方が弱いことが課題となっている。 住民の生活に対してより高い効果がある施策事例が広く紹介されると、さらなる官民の連携につながると考える。 また、公共空間を活用したまちづくりにおいて、フリーライダーは常に課題になっていると認識している。日本版 BID などの導入も先進事例としてあるが、国としてフリーライダーを作らない税制を含めた制度設計が必要ではないか。(役割分担、費用分担、持続可能な運営など)</p> <p>街路(官地)と沿道空間(民地)の一体的な舗装を行う際に、整備や管理の手法、費用負担についてネックになることがあります。</p> <p>地方都市では、民間が公共空間を活用したまちづくり活動を行ったとしても、十分に稼ぐことはできない。 地方都市で稼ぐノウハウや実際に稼いでいる事例の共有、さらには国による安定的な財政支援等も必要と考える。</p> <p>公共空間の活用を民間事業者が行うに際し、単純に占用料の減免だけでは、Win-Win の関係になりづらい。 民間側は公共空間を活用した事業単体では収益があがることは考えづらく、地域や街の魅力、価値があがることに対して間接的にもメリットを享受できる企業等に限られるため、そのような直接評価されにくい企業メリットを数値化できる指標があると、企業協力を得られるのではないかと思います。</p> <p>交通規制をかける場合の交通管理者およびバス・タクシー事業者との調整</p> <p>歩道状空地における駐輪、駐車対策</p> <p>特区や道路協力団体等のハードルの高さ(大規模自治体の意思決定、地元の意志統一等)。 ちょっとした官民連携による公共空間活用ができない (大事(おおごと)にならないと利活用できない。無許可露店等との区別をどうつけるのか等)。</p> <p>駅前再開発事業時における官民連携に資する公共空間を整備する際の国費補助率のかさ上げ</p> <p>道路占用や道路使用の許可に係る手続きに手間と時間を要することで、公共空間を活用したいという意欲がある民間企業や団体のニーズとマッチしないことがある。 都市再生特別措置法等により、道路占用許可の特例制度が活用できるが、オープンカフェ、広告板、コミュニティ・サイクルポート等の対象物件が限られており、歩きたくなるまちなか空間の形成に寄与するようなその他のツールが増えれば良い。</p> <p>空間形成の際に景観デザイナーに委託する際や、そのデザイン商品等いわば「贅沢品」になるので、既製品と同じようなものでもかかる費用がとて大きくなってしまふ・ 良いものを作りたいという思いは官も民も同じだと思いますが、夢は大きいのが懐は・・ というすれ違いが課題だと思います。</p> <p>・意見調整の機会の創出 ・市のまちづくり意向に基づいたゆとりある開発行為の推進</p> <p>道路上での日常的な出店等を実施する際に、備品類の収納場所を近くに確保することが難しいが、道路上に夜間残置する場合、警備員の配置が必須であるため、費用負担が大きくなってしまふ。</p> <p>交流の場ができることにより付近の住民より治安等に対する不安感が出た場合の対処法</p> <p>これまでににおいては、以下のような課題があったが、現在ではある程度の相互理解が図られているところ ・公共施設管理者及び交通管理者においては、本来的な施設機能を果たす目的以外で施設を供した経験に乏しく、都市再生推進法人の利活用意向に対して画一的な判断を行いやすい ・都市再生推進法人においては、スタッフごとに法令等や公共施設管理者・交通管理者の責務等に関する理解度が異なるため、スタッフによっては、協議や手続きに時間を要してしまふ</p>
---

<p>湖畔の賑わいの創出を目指している中で、湖周サイクリングロードにも絡めて民間活力の活用を検討しているが、まちづくり会社設立の是非や、利用者のニーズに合った業者選定等への関わり方、事業の進め方が課題となる。</p>
<p>公共空間を活用したまちづくりを官民協同で考えた場合、新たなビジネスやイノベーションを喚起する官民の出会いや交流(マッチング)が課題と認識しています。 公共空間には人の滞留・交流が生み出され、多様性にあふれているため民間投資と共鳴しながら「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成が非常に重要だと考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共空間において民間事業者の事業活動が促進されるよう、許認可などの手続きや規制緩和を検討。</li> <li>・沿道関係者と調整し、まちなみ整備方針(公共施設、商業施設、住宅)を策定する。</li> <li>・当該地区へ来訪した人々にまちなかへ出てもらうため、商業施設に対して、沿道空間が歩道空間と一体となるよう滞在空間の確保や植樹等による憩いの空間形成を促す。</li> </ul>
<p>豪雪地帯での冬期間の管理</p>
<p>広く民間企業を参画させるための補助制度の設立。 社会実験的に道路・公園空間を活用してにぎわいの創出を行う事業への支援</p>
<p>急坂、アンダーパス等の歩行者にやさしくない歩行者空間においてバリアフリー化を進めるための方策がほしい。</p>
<p>協働した際の維持管理</p>
<p>民間団体による公共空間活用への行政の関わり方について 『民間団体による主体的な公共空間の活用』を期待している中、民間団体が『継続的な行政からの支援(財政的支援を含む)』を要望されるケースがあることから、行政と民間団体の関わり方、事業支援の線引きの判断が課題となっている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園等の公共施設で行われるイベント等の事業後援に行政が関わることで、使用料を減免し収入が入らなくなる。イベント等で利用者が増加することで施設に対する負荷が増え、改修費や維持管理費が増えるが、その財源の確保が困難となる。</li> <li>・公共空間を利活用するに当たり、騒音や渋滞等の苦情により近隣住民等の理解が得られない場合があり、これらの人への理解を得られやすいように進めていくことが課題である。</li> <li>・公共空間を民間事業者が利活用するに当たり、誰がどのように評価し事業者を決定するのかが課題である。</li> </ul>
<p>国主導による勉強会の開催のほか、事業者への税制優遇や資金調達などのメリットや事業化に当たっての不安を解消する仕組みが必要と思われる。</p>
<p>歩行者の生活空間と自動車交通の分離を進めたまちづくり先進事例(ドイツなど)を紹介するとともに、公共交通と合わせたこれまらのまちづくりについての議論をより活発となるよう啓発していただきたい。</p>
<p>居心地のよいまちなか空間を形成し、維持・継続していくうえで、想定する使用者のニーズを把握することが重要と考える。 そのためにも地元有力企業や学校、金融機関等との異業種交流、意見交換等を定期的に行うことで連携を強固にし、官・民の間にある価値観や物の捉え方等のギャップを埋める必要がある。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都心は地下街や地下鉄などの地下空間が発展しているため、地下空間と地上との立体的な回遊性の向上や賑わい空間の創出など、新たなまちの顔づくりや価値の向上を図っていくことが求められている。そのためにも民間による大規模な再開発などの機会を捉えた地下空間との接続のあり方などについて、官民で共通のイメージを持って地下空間を活用・連携していくことが課題となっている。</li> <li>・道路、公園、河川敷、公開空地などの公共空間等を活用する際に、行政側の窓口が統一されていないことが課題。</li> <li>・交通規制(信号現示の時間や一方通行など)について、市民や地方自治体、街づくり団体等が、交通管理者に気軽に要望する仕組みの創設が望まれる。</li> <li>・賑わい創出のために、商店街などが継続的に公共空間を利用できるように規制を緩和してほしい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再生推進法人に対して市のもつ土地、建物等を賃借する際、公益性の低い(商業など民間寄りの)事業に供する場合に、賃料の減免に対するコンプライアンス(公平性の欠如、他事業者からの訴訟リスクなど)が課題となっている。</li> <li>・都市再生推進法人に対する特別の措置が可能である旨が明確にされる(助言等で法解釈を示すなど)などにより、その正当性が担保されることで、エリアマネジメントの実現が促進されると考えられる。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共空間の活用(ソフト)と公共空間整備(ハード)との一体的な進捗</li> <li>・公共空間の活用に関する民間プレイヤーの発掘・育成</li> </ul>
<p>これまで公共空間の活用を積極的に行っていないため、行政側が柔軟に対応できない恐れがある。行政側で公共空間活用の大義や位置づけを明確にする必要がある。</p>
<p>ハード部分(空間)の管理と、ソフト部分(イベントなど)の管理がバラバラのため、一本化できたらよいと考えている。協働先の民間団体の発掘が課題であり、また、民間に積極的に活用してもらうため、難しい手続きが簡略化されること、併せて、空間を管理する者(団体)が必要だと感じている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電線共同溝工事で地上機器設置が困難な箇所について、民地に機器設置の協力をしてもらいやすくするための方策(インセンティブ)を考えてほしい</li> <li>・民間空地等を利用して、休憩スペース(ベンチの設置)や、広場の整備等を行った後の維持管理について課題があると考えます。</li> </ul> <p>自治体が管理者となり、維持・管理を行うケースがほとんどと思われませんが、民間企業に利益があるような事業(店舗の設置等)であれば、民間側にも一定の負担や管理をさせるのが課題</p>
<p>都市再生推進法人が一体活用する場合は、公共区間における都市再生推進法人の権限を強化(占有権限など)</p>
<p>人口減少と商店街の活性化</p>
<p>空き店舗が多くまちなかの賑わいが少ない</p>
<p>資源が乏しい地方都市での民間投資を得られるような魅力や観光資源の創出</p>
<p>地方の自家用自動車の社会からの脱却は難しいことから、歩行者空間を整備しても活用が図れるのか</p>
<p>歩きたくなるような空間とするための施設の整備・充実。</p>
<p>まちづくりを行う団体(民)が行政(官)に相談する時の窓口を一本化すること。</p>
<p>予算上、政策的な考え方の相違</p>
<p>PFI 事業では、サウンディング等での調査後、広く公募を実施することが基本となっているが、事業者としては、契約の担保がない事業に、その段階ではアイデアを出しにくい。</p> <p>また、行政としても、当該市に適合した最適な事業者がいても、時間をかけて広く公募をする必要がある。官民連携事業を有効かつスムーズに事業化するためには、情報収集を一定行った後であれば、随意契約が可能であるような制度が必要であると考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画段階からの民の参画方法の検討</li> <li>・イベント内容による電力量の確保</li> <li>・道路使用申請1回当たりの申請期間の延伸等規制の緩和</li> <li>・歩道空間へのキッチンカーの乗入許可</li> <li>・トイレ、ごみなどの維持管理</li> <li>・官と民の役割分担と統一性の確保(共通認識が必要)</li> </ul>
<p>ウォークアブルな空間を利用した民間活力創出のためのガイドライン制定</p>
<p>管理者が異なる公共空間を一括で民間と協働するようにできる制度</p>
<p>歩道の確保</p>
<p>地方小都市のまちなかにおいても、総合設計制度や壁面線の後退制度、歩道に接する建築物敷地の所有者との管理協定の締結などにより底地の権利関係にとらわれることなく幅広い歩行者の空間を確保することが必要と考える。</p> <p>また、歩く事が健康増進に繋がり、結果的に医療費削減にも通ずることから、保健福祉部局との協力体制の構築も考える必要がある。</p>
<p>現況道路を一方通行とし、歩道を設置する方法もあるが、一方通行の文化が乏しいためなかなか理解が得られない。</p>
<p>制度そのものがまちの実態実情と乖離しており、活用イメージがもてない</p>
<p>当市のような小規模の自治体では、官民協働によるまちづくりの実効性、効果などがそれほど期待されていないと感じる。</p>

- ・交通結節点付近（駅やバスターミナル周辺等）に民地しかない場合、公共空間への土地の提供に関する地権者への助成・税制制度があればよい。
- ・多様な世代が利用する施設（郵便局や銀行等）の移転促進。
- ・歩行者と自転車と自動車の空間を適切にコントロールするガイドライン作成。
- ・対象地区のみは、歩行者優先の思想に基づく道路環境づくり。（歩行者信号設置）

- ・取組のスタートとなる構想等は、官民協働による策定が必要と考えるが、プロジェクトを実行する際に協定締結等を要件とする場合、どうしても機動力が劣ることが想定されるため、協定締結等をすべての要件とすることは避けたい。
- ・国の支援制度において立地適正化計画の策定を要件とされることが多いこと。
- ・中央大通りの管理・所有者が県であり、意思決定に時間を要すること。
- ・中央大通りに関して運用している民間所有の沿道建築物に対する補助制度の財源確保

道路空間を賑わい交流空間としても活用するため、本市ではこれまでに、兼用工作物管理協定の締結や道路占用の特例制度の活用により、地下歩行空間や広場、広場、道路上のテラスが整備・活用されている。一方で、基本的に都度申請を要する道路占用許可・道路使用許可の手続き上のハードルは依然として高いため、関係省庁の連携により、ポートランドのような、沿道事業者が軒先の道路空間を柔軟に活用できる仕組みづくりを期待するところ。

なお、当該仕組みの実現にあたっては、道路空間の利活用者（沿道事業者）に収益の一部を還元させるなど一定の条件を設けることも考えられるが、収益活用の条件は「道路空間の高質化」だけに限定することなく、広くエリアマネジメント活動に柔軟に活用できるようにすることを期待する。

- ・警察との協議で、にぎわい区域については道路を外すことも提案いただいているが、その際に道路法の網が外れるので、維持管理を誰がどのようにするのかの整理が必要。
- ・道路使用許可を与えることができる事項は法律で限定列挙されているため、ウォークアブルを推進するエリアを指定し、エリア内において WEDO の趣旨に沿う取り組みに対して柔軟な取り扱いを行うなどの通達があれば警察協議も進めやすくなるのではないかと。
- ・道路を人のための空間として広場化等する場合でも荷捌きのための許可車輛等を通行させるケースがある。その場合の舗装構造の考え方の整理が必要。（会検対策）
- ・LRT と人が共存するようなトランジットモールが、現行制度では不可能であると警察からは指摘されている。実現できるような制度創設が必要。
- ・パーソナルモビリティも、現行制度では歩道上での通行は不可能であるため、実現できるような制度創設が必要。
- ・都市再生推進法人を取得することのメリットが少ない。
- ・今後、まちなかを車中心から人中心の空間へ転換を推進していく中で、「居心地のよさ」や「歩きたくなる空間」など、現時点では定性的な効果としてしか示せないものを、整備の効果として定量的に算出できるようマニュアル等を作成してほしい。
- ・行政策定の構想では押し付けになるので、楽しい取り組みをしながら緩やかな官民連携で構想策定をしていきたい。
- ・神戸市において「道路管理活用協定」の制度があり、パークレット本体の扱いや広告導入の制度整理がしやすかった。
- ・ウォークアブルな空間の必要性を説明する際に、なかなか理解が得られない。車から人中心の空間へ転換することで、居心地がよく歩きたくなるまちなかになり、経済が活性化するなど、整備後の効果が見えるよう何か指標化が必要。
- ・エリアマネジメント用の資材を保管するための倉庫や、エリアマネジメントの活動用に必要なスペースを民間ビル内に設置する場合の補助制度の創設。
- ・エリアマネジメント組織の立ち上げに向けて取り組みを進めているが、リーダーとなりうる企業・人材がいないため、立ち上げに苦慮している。第三者的な立場でエリアマネジメントを進める企業や人材を派遣する制度があれば組織作りが進めやすい。また年度単位ではなく、長期間にわたって支援できる制度の方が継続性を確保しやすい。

現在、都市再生推進法人の指定に向けて、速やかに審査・指定手続きが行えるよう、審査基準や申請に必要な書類等を定めた要綱を策定中であり、併せて民間事業者等と、官民協働する際の課題や要望について意見交換を行う予定である。

行政において公共施設再編等による徒歩圏内の生活空間形成を計画的に進めていく中で、民間による公共空間を活用したソフトコンテンツの開発に期待している。

<p style="text-align: center;"><b>②街路（道路）、公園、広場等の公共空間の利用関係で居心地がよく歩きたくなるまちなか形成につながる（現行制度で設置が困難な施設の占有に関する要望等）</b></p>
<p>自動車依存型のライフスタイルの本市では、市街地内でも歩行者が極端に少ないという課題があると考えます。</p>
<p>食事購買施設、キッチンカー、ベンチや椅子等のストリートファニチャー、広告塔（デジタルサイネージ含む）、モニュメントなどのほか、本来の施設利用目的とは別に自由に利用できる“電源設備”や“WiFi”などが柔軟に設置できれば、活用の幅が広がると考える。</p> <p>国からガイドライン等が出されれば、管理者側も活用の許可を出しやすくなると思う。</p>
<p><b>【公園と道路を一体的に使用したイベント等の開催手続きの柔軟化】</b></p> <p>現行制度では、イベント等の開催にあたっては、各イベントごとに、公園においては公園管理者（市）に公園内行為許可が、道路においては交通管理者（警察）に道路使用許可が、それぞれ必要となる。</p> <p>ウォークアブル都市を推進するにあたって、道路や公園などの公共空間の一体的な利活用は不可欠であると考えられることから、例えば、ウォークアブル推進エリアとして（市が）指定したエリアにおいては、年間のイベントを一括して許可する仕組みや、公園、道路の使用許可をワンストップで手続きできる仕組みなどについて、柔軟な運用ができるよう検討いただきたい。</p>
<p><b>【便益施設を設ける場合の参酌基準の明確化】</b></p> <p>都市公園法第4条に規定される公園施設の設置基準では、一の都市公園に設けられる公園施設の建築面積を公園敷地の2%を参酌して自治体の条例で定めるものとされている。</p> <p>また、法施行令第6条において、基準の特例として休養施設等については公園敷地の12%まで設置可能とされている。</p> <p>また、P-PFI制度においては、当該基準の特例に便益施設（カフェ等）も追加されたところである。</p> <p>以上のような公園の利活用の取組が進む中、ウォークアブル都市を推進するにあたって、公園の立地特性に応じた柔軟な運用が必要であると考えられることから、特に、駅前や大通り沿いなどの人通りの多い立地において、便益施設の設置基準について2%以上を条例で規定できる旨、そのための条件や参酌基準の明確化について、柔軟な運用ができるよう検討していただきたい。</p>
<p>イベント用の電源や水栓。常設での日除けなど。</p>
<p>テーブルやイスを設置する場合、路面に固定することを原則としているが、条件付き緩和ができればよい</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・トランジットモールの一般市民の認知度アップへのPRや案内標識の設置</li> <li>・市が管理している鉄道用地での道路交通法規制や迷惑行為への対処方法</li> <li>・鉄道用地等の民有地への電線共同溝や歩道整備への補助金対象増</li> <li>・活用倉庫等の占有</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・回遊疲れを癒せる滞留機能としてのカフェ、軽食施設。</li> <li>・課金制の電源、上下水道、ガスのほか、テントなどを収納する倉庫、Wifi 環境、照明演出、暴走車の侵入対策となる可動ボラード、仮設・常設の屋根などのインフラ施設。</li> <li>・道路法、都市公園法及びそれらに付随する条例による、公共空間を使って金銭のやり取りが発生する営業行為、イベント行為の禁止の取扱について。街の賑わいや付加価値、来街者の楽しみに資する行為であれば、できるだけ緩和の方向に動ける制度を明文化してもらえるとよい。</li> <li>・道路空間を利活用する社会実験に伴う交通管理者（道路使用許可）との協議の中で、道路はあくまで賑わいの空間で無いことについて再三指摘を受けており、道路の位置づけがネックになっている。生活道路・遊戯道路、駅周辺のまちなかの道路について位置づけを行い、交通管理者、道路管理者と共有できるとよい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共空間を広範囲に占有して大音量を発生させるような取組みは集客力があり、まちなか回遊を促進するが、地域合意が必須であり、その合意形成が課題となる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家戦略特別区域法、中心市街地活性化法、都市再生特別措置法それぞれで占有許可対象が違っていることが課題と考えています。特措法の目的は違っても、利用者にとっては結果が重要でありそれぞれを分ける必要はないと考えています。</li> <li>・占有許可について、手続きが繁雑という声があります。オンラインなど簡易的な方法で許可できる手法を検討すべきと考えています。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行では都市公園には公園利用者のための施設のみを設置できることとしているが、必ずしも公園利用者でなくても、都市を回遊している人が自由に利用できる施設が設置できればいい。 (例)観光案内施設、商品の展示場的な施設(SONY PARK)、宿泊施設、アパレルなどの店舗、キャッシュディスペンサー等</li> <li>・屋根や、電源、WiFiが備わっていると効果的。</li> <li>・地盤国有地の公園におけるイベント等の許認可の協議(財務省との協議)にかなりの時間を要する。また、有料のイベントにかかる許可条件が厳しいことが課題。</li> <li>・映画撮影を誘致するフィルムオフィスのように、複数の公共空間における許認可手続きをまとめて担当する中間支援的な団体を設立。 (例)公園・道路を一体的に利用するマーケットの開催等</li> <li>・ワンストップで都市再生推進法人等が一括申請できるのは良い。ただ、当市の場合は任意団体のまちづくり協議会があるが、それを担えるかどうかは問題。</li> <li>・道路空間の利活用を行うにあたって、今ある道路(歩道含む)を使ったにぎわいづくりの社会実験を検討しているところだが、道路占用の許可が取れても道路使用許可が取れずに断念せざるを得ない状況もあるため、道路使用許可の柔軟な運用ができると良い。 (例:歩道上へのコンテナ設置など) (例:都市再生推進法人に対しては道路使用許可を柔軟に出すなど)</li> <li>・エリアマネジメント組織の立ち上げに向けて取り組みを進めているが、組織立ち上げ後の活動資金の確保に苦慮している。他都市では、指定管理料等で収入を得ている事例もあるが、地区においては、道路空間の利活用を主な活動と想定しており、指定管理などの収入が期待できない。例えば立ち上げ初期段階だけでも行政が支援できる仕組みなど。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡指定を受けている城山公園の活用制限。</li> <li>・道路使用許可の緩和。</li> <li>・緑地広場の創出が土地所有者にとってメリットを生むような制度の創出。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の独自性や特徴が感じられるまちなみづくり</li> <li>・まちなかへの公共交通手段の整備</li> <li>・歩きやすい道路整備、交通の安全面</li> <li>・歩行者と自動車の空間共存・分離調整</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路使用について、複数の部署(機関)への申請手続きが必要であり、その手続きを簡素化できると公共空間の利活用が促進され、居心地がよく歩きたくなるまちなか形成につながるものと考えられる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩いて暮らせるまちづくりを考える際に、すべて徒歩で移動するのではなく、2人や4人乗り程度の小型モビリティと連携することが必要だと考えていますが、現在の道路法や道路交通法、道路運送車両法では制限が多く実現が難しい。</li> <li>・市では歩行者自転車専用道路が多く整備されていますが、車両が走らなくても通常の道路法、道路交通法等の規定が適用されてしまうため、様々な取組みができるよう規制緩和されると良いと考えます。</li> <li>・公園や歩道等に、簡易図書館やイベント等を実施するための常設キオスク、ボーネルンド等の屋内子ども遊び場等が設置できると良いが、現行の制度では一部設置が難しい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩きたくなる環境下において、セグウェイの利用は、身近な移動手段になりうるものと考えているが、観光を含め、利用の発着点となる鉄道駅周辺において、セグウェイステーション(建物)を駅前広場上に設置する場合の道路占用基準や建築基準法上の課題</li> <li>・道路の占用の許可に係る無余地性については、「道路管理者が、経済的な要素や利用者の利便等を含めた諸般の事情を考慮できること」とされているが、その利用の占用基準などがほしい</li> <li>・道路管理者が設置する上屋等についても、建築物として道路内建築許可が必要であり手続きが煩雑(駅前広場等に賑わい空間としての上屋を設置しようとした場合、道路内建築物として、公益上の必要性の説明が困難となる。)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行空間を主とした道路構成(シェアードスペース的な考え)を検討するにあたり、公安委員会等関係機関に対する理解が得づらい。</li> <li>・高木植栽や芝生等による居心地の良い空間形成を検討するにあたり、維持管理費が増大するため、財源確保が必要となる。</li> <li>・まちづくりにおけるキーパーソンとなる人材が出てこない。</li> </ul>

・民有地側の舗装材(ILB等)を歩道側にも用いることによって歩道と民有地の設えの一体化を図る場合、舗装材のストックについて民間側の負担が大きいことが課題となっている。官民による協定の締結などの一定の条件を満たす場合に活用できる助成制度など、空間整備だけでなく、その後の維持管理に対する支援制度があると良い。

・店舗からの賑わいのしみ出しを考えると、歩道の占用場所は車道寄りではなく民地寄りの方が効果があると思われるため、使用目的によって占用場所を柔軟に対応できるような制度にしてほしい。また、有効幅員を確保できる場所では、賑わい創出等のために無余地性の基準を緩和し、店舗前の歩道(1mくらい)を商店街が食事施設や購買施設などを設置できるようにしてほしい。

無電柱化を計画していますが、高額な事業費が課題となっています。  
整備方法は「電線共同溝方式」が一般的ですが、低コスト手法による事例(実証実験)も増えてきており、実用化に向け未だ工法としては確立されていない状況です。  
各種検討会議や協議会等で事業者からの承認が得られにくいとの話も聞いたことがあります。  
今後設計を行うにあたり、低コスト手法の早期確立により整備手法の選択が増え無電柱化の推進に繋がります。

#### ○道路上でのサイン整備

・矢羽型サインを道路上に設置する場合には、道路管理者により設置の根拠等の見解が異なる。このため、池袋では、都道である明治通りと、その先の区道とで、同一サインによる案内ができない状況である。  
・道路上のサイン整備を効果てきにするため、道路法上の見解を示していただきたい。  
・例えば、現在、都区の道路占用基準は統一されたものだが、これを変更する端緒となるような技術的助言が欲しい

#### ○トイレ整備に関する国補補助の要望

・高齢者や障害者が安心してまちへ出ていくためには、誰でも利用できる公共トイレや民間のトイレ整備が重要となる。また、トイレを清潔に保つためには、維持管理に相応の経費が必要となる。ついては、公共だけでなく広く開放される民間施設のトイレ整備や維持管理への国費の充当や、都市開発諸制度の評価メニューとするなどの支援策が欲しい

#### ○路上への高速バス停

・現在、警視庁では、路上での新規の高速バス停を一律で認めない。道路断面や配分の見直しに合わせて、柔軟な対応を期待したい。

#### ○観光バスの取扱い

・路線バスと観光バスの法令上の扱いが異なるため、観光バスが路線バス停を併用することができない。一方で、観光バスを集約する路外空間を確保することが容易ではないため、結果として、道路上での乗降が散見され、車道だけでなく歩道通行への障害にもなっている。路線バス停の高速バス、路線バス観光バスによる「タイムシェア」や路上での観光バス専用駐車車ゾーンの設定などの「空間シェア」などを考えてい。

#### ○道路を活用したオープンカフェの運営について

・道路上でのオープンカフェについて、路上の屋台などで提供されたものを路上のテーブル、イスを利用して飲食することは、既に実施できている。しかし、既存の民間敷地内の路面店が、道路上のイス、テーブルへ料理を提供することは保健所及び警察の指導により許可されていない。サーブ方式が認められれば、路面店も営業面積が増えることにより収益もUPし、より道路に賑わいが出てくると思われる

#### ○無電柱化区間において、信号施設だけが架空配線になっており、景観上問題がある

#### ○路上に設置する看板について

・路面店のメニューなどを路上に設置することは違法であるが、賑わい創出の観点で考えれば、一定の条件を満たした上で、占用物として認めることも考えられる。そのためには、占用基準の変更が必要となるが、この端緒となるような技術的助言が欲しい

#### ①に関連するが、公園などの公共空間の長期占用(目的外使用)に関する許可等の明確な規制緩和

○公園を占用して利活用する際には、公共事業費の一部を事業者が支出するなどのアドバンテージが必要と考えております。一方、公共事業費の一部を捻出するためには公園での収入が必要であり、それが無いと事業者の事業継続が不可欠となります。

道路であれば広告物による収入も可能ですが、公園は広告物の占用が不可となっております。公園内における広告物の占用を条件付きで構わないので占用可能物件としていただきたい。

○まちづくりにおいて回遊性を高めるには、P-PFI 制度等を活用した公園内への拠点整備などが効果的と考えており、その事業性や市民ニーズ等を事前に把握するため、小規模な拠点を実験的に造る際の助成や規制緩和などの制度や、公園・道路などの所管に捉われない包括的な助成メニューの創設などがあると良いと思われま。

国有地(使用貸借用地)を活用し、自治体や民間企業において収益事業を行う場合の認可について柔軟な対応を要望する
イベント等の道路利用目的以外の倉庫設置に関して(要望)
カフェ等の有料施設は現行制度では、公園には設置できるが、それ以外の公共施設にもできると良い。
キッチンカー、ベンチ(道路占用困難)
トイレや飲食物販施設の設置
ハード面の整備が必要になってきますが、財政状況の苦しい中ではこの費用が大きな課題です。
パラソル・ミスト等の常設占用、販売行為(祭礼や既得的な行為に限られる)、道路使用許可(道路交通法)や食品衛生法との連携
まちの中心を通る国道は通行量が多く歩車分離もされておらず、通行者に危険な状態であったが、国道を迂回する町道が完成したことから、国道の歩行者空間可に取組み、歩きたくなるまちなか形成を推進したいと考えており、関係機関の協力をお願いしたいところ。
マンパワーの不足
移動志向を意識した導線の確保
一時的なイベントだと占用等の許可は下りやすいが、継続性(毎日、週末など)があると責任の所在等の問題で許可が下りにくい。
河川区域内での占用に関する規制の緩和
河川占用の関係で、河川敷等への施設設置が困難であるため、緩和等の処置への要望あり。
火気使用の規制
課題として、行政側の理解不足や意識の低さ。また、パブリックマインドを持った民間プレイヤーの発掘の難しさが考えられる。
街路、公園、広場等の交通ネットワークが整備されていない
街路を民間によるにぎわい創出をする上で、例えばベンチ一つを置くのにも公安からは道路使用の申請を求められることがあり、その申請は簡単なものであっても、民間にとっては大きな障害となり影響を及ぼすのではないかと。
街路事業で一部都市計画道路の整備を行いました。近隣に中学校やこども園があり、静かな環境を維持していくことがよいものと考えております。
街路整備に際し、高い費用対効果を得られる見込みがないこと。
管理者および警察の指導に対する対応や申請期間に日数を要するため現行制度の緩和や手続きの簡素化が望まれる。
休憩スペース、売店、スポーツアクティビティができる施設(例えば、東池袋公園の卓球スペースのようなもの)、これらの施設設置に必要なライフライン(水道、下水、電気の設備)
許可事例の情報提供があると企画しやすくなる。
空き家を整備してポケットパーク等の整備やベンチの配置を促進したいが、土地の所有者の問題でなかなか理解・承諾が得られない点。
建物軒先空間と沿道歩道空間のボーダレスな活用には、道路占用許可の基準(歩行空間を確保できているかなど)を建物側敷地と歩道側の一体的な空間の中で判断する(道路敷地のみで判断しない)ことが必要。
検討する人材が不足している。
現行制度で設置が困難な施設の占用
現行制度の適用条件・手続きの緩和等 例)無余地性の基準の判断にあたっての要素や考え方を示すなど
交通管理者との協議の簡略化と協力体制の強化を要望する。 道路と道路との間の島のようにしてしまう敷地がある場合に、そこで分断されてしまうため足を止める必要がある。その敷地の活用については規制を緩和する。
公園でコワーキングスペース等の働く施設の設置を可能にできないか。(民間事業者からのニーズあり)



公園等子供たちのための充実した遊具等設置ができればと考えます
公共空間(広場)の活用に向けたサウンディング調査に要する費用 各種イベント開催や空間整備に向けたプラットフォームの形成・運営に向けた支援の拡充
公共空間や民間空間活用における交通規制等に係る費用負担の助成
公共空間を民間利用に開放することは、エリアの価値を高めるだけではなく、今後の維持管理経費の財源確保の面からも有用と考える。 (例:公園が“低利用地”となるより、民間利用を促進することで、エリア全体への波及効果が期待され、官民両面からニーズはあると思われる。)
公共空間上への店舗の設置許可、運営費捻出のための民間広告物の掲出
公共空間占有に関しては、かなりオープンになってはきているものの、実施前の計画づくり等、困難な部分が多いかと感じます。 特に道路管理者、交通管理者(警視庁)との調整にハードルがあることもありますので規制緩和を希望します。
公共施設(庁舎・交流センター等公共建築物や広場、公園など)の整備が上記まちなかの形成につながる場合の補助制度の設立。公園空間を活用した公共施設の併設(整備)への要件緩和
公共施設整備における財源の確保や、整備に対する住民理解の促進に課題がある。
広場等の公共空間と接する商業施設等との境界を緩和し、商業施設が公共空間領域を侵しても良いような規制緩和策があればよい (例:飲食店のテーブルやイス、ブックストアの試読するためのベンチなどを広場などの公共空間に常設。その代わりに、広場の維持管理も商業施設が行うなど)
豪雪地帯であるため、12～3月は活用不可で通年利用不可
国費に関わらない都市再生整備計画の変更手続きの省略について 国費(都市再生整備計画事業)の交付期間中にエリアマネジメントに関連する計画変更(都市利便増進協定の記載等)を行う場合、本省による承認が必要となるため、計画変更に期間を要する。そのため、都市利便増進協定の記載等軽微な計画変更について、市の裁量による計画変更が可能となれば、迅速な事務処理が期待でき、民間団体の機運を失することなく対応できる。
財政面、事業に障害となる部分の法整備等
施設を整備したのちに、その場所へ住民等の利用者を誘導する手段がない。
芝生やカフェ等を効果的に活用できる公園が少ないこと
社会実験で取り組む際の占有許可手続き等の簡略化(審査手続き期間の短縮、占用料減免など)
社総交国費配分の充実。小規模な公園の建ぺい率の緩和。
車道を歩行空間として利用する場合の交通規制
収益が伴う占有制限(認可要件の緩和が必要)
周辺の観光資源をより活かすことに資すると思われる施設の中には公園内に設置することが都市公園法で建築の制限をされているものがある。 このため、観光とセットで公園整備を考える際は都市公園法の制限が課題である。
情報収集の段階であり、課題や要望等は現在のところありません。
新たな観光資源を現在作成しており、より歩きたくなる町づくりが進んでいる。
湖畔の利活用を検討している中で、ウォーキングを含めて、歩いて巡ることのできるまちの賑わい(諏訪湖畔の賑わい)創出に向けた検討。
世代間交流の創出
制度そのものがまちの実態実情と乖離しており、活用イメージがもてない
雪国のため、歩きたくなるまちなか形成には、除雪や融雪に係るハード整備も必要と考えられるため、補助対象への追加が望ましい。
占有許可関係の申請手続きの簡素化

占用手続きの簡素化、要件緩和が明確に進めば、活用の実現に一気に近づく。今の制度だと道路管理者や警察の理解を得るハードルが高い。
占用道路使用等の手続きの簡素化
地域住民との合意形成
地方都市では車移動が基本となるため、車移動＋街歩きが可能となる仕組みが必要
鉄道駅舎によって分断されている街区に、鉄道事業者と連携して、鉄道駅舎と一体となった歩行者空間をつくるための促進策がほしい。
店舗(特例以外)
電線の地中化及び無電柱化(国・県道の優先した整備化)
電柱の地中化
都市計画上の街路計画において旧来からの駅直近への交通広場設置への考え方を修正して欲しい(都の指導は駅直近のみしか考えていない)
都市公園の建物用途及び建ぺい率の緩和
都市公園全体の景観を乱さず周辺環境との調和を図れる場合において、ごみステーションの占用許可が可能になること。
都市公園内へのレンタル自転車ポート等、まちづくりに資する施設の設置要件の緩和。
都心部にある 2000 m <sup>2</sup> の街区公園は、利用頻度が低く利活用の必要性がある中で、公園では原則2%の建ぺい率でしか建てられず、立体公園制度で公園を上を持っていくと公園が使いづらくなるといったことが課題となっています。
道路(歩道) 占用をする場合、「歩行者の通行の妨げにならないこと」が最優先のため、カラーコーンとバーで歩行者とイベントの区別をするよう指導を受けることがある。 しかし、それは大変景観が悪く「居心地よく歩きたくなる」まちの風景ではないと感じている。 通行量などから判断し、画一的ではなく、臨機応変に対応してもらえると助かる。
道路、河川等占用許可に係る関係機関との調整を要する
道路・公園のもともとの機能を阻害するおそれがないか
道路と隣接する公園において、公園を歩行者空間とする際に、関係法令が異なることもあり、例えば保険の適用が難しいなどの課題がある。
道路や公園など占用の対象となる施設を所管する部局(占用許可を担当する部局)にまちづくりの観点がない。
道路管理者の変更
道路空間の活用にあたり、道路管理者・交通管理者との協議において、(現行制度で必ずしも実現できないわけではないのに)管理者の裁量に委ねられる部分が多く苦慮しています。
道路空間を活用する場合の占用基準の明確化(無余地性基準、空間確保の基準など) 道路法 32 条及び同法施行令 7 条の地域の実情に応じた柔軟な運用(現状では、占用許可対象施設が限定列挙されており、地域の実情に応じた道路空間の活用ができない)
道路使用許可(警察)の調整に時間を要するため、積極的な道路空間活用(国交省)との歩調を合わせての対応をお願いしたい。
道路使用許可の弾力化(年間を通じた許可の一括申請など)
道路上でイベントを行う際の通行止めや露天商営業許可手続きの一元化(道路占用と道路使用許可を分けずに一つの許可に統一)
道路上への遊具の設置
道路整備にあたって、賑わい空間の創出と歩行者の安全性の確保の両立が難しい場合がある。
道路占用、公園使用等が見込めるが、本市においては市街化区域のほとんどが住居の用途であるため、一戸建ての家屋が立ち並んでいるため、住民の合意形成が困難(騒音、ごみなど)

<p>道路占用許可の特例の制度については増えてきているが、交通管理者による道路使用許可については特例の制度がない。  (道路交通法第77条2項 使用許可基準「現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき」の判断について、祭り等の慣習性の高いものは認められやすいが、新たにぎわい創出の取り組みについては、交通管理者から難色を示される。)</p>
<p>道路法については、道路占用許可の弾力的な運用、許可の簡素化等の通達、ガイドライン等が示されているところであるが、交通管理者が所管する道路使用許可(道路交通法)との連携が必ずしも円滑に図られておらず、特に交通管理者の意向は各自治体で温度差が生じている。  占用の範囲について、道路法と道路交通法が同一見解で、許可されることを望んでいる。</p>
<p>道路法や都市公園法など、以前よりは緩和されているところもあるが、なかなか許可されにくいと思われる</p>
<p>特措法による道路占用特例制度は道路法の特例であり、道路交通法の特例ではないため、一層の警察の理解が必要となり、道路使用許可取得のため協議にかなりの負担が生じること</p>
<p>県と町とが平成27年7月に包括協定を締結し、共に連携を図りながら地域のまちづくりを進めているが、まちづくりの拠点となる都市公園内に設置を予定しているがん治療施設について、現行制度では設置が困難と判断し国家戦略特区への提案を進めているところである。  地域のまちづくりを進める上で、また町の活性化を図るために必要不可欠であるため、現行制度の解釈を緩和していただき、健康増進に寄与する当該施設の設置を許可願いたく要望する。</p>
<p>文化財への施設設置や飲食店の臨時出店回数に関する基準の緩和</p>
<p>歩いて楽しくなる空間の整備には、沿道景観形成が必要となるが、民間のファサード整備に対し補助金(国費含む)を設けるには、景観計画+街並み環境整備事業が必須となるため、ハードルが高い。</p>
<p>歩行者専用道路の弾力的な運用(イベント、占用、自転車や安全で軽微な移動システム等)</p>
<p>歩車道境界設備の多様化、自転車通行帯設置の推進</p>
<p>歩道の拡幅や安全面(ガードレール等)の整備。管理責任等の問題の解消。</p>
<p>歩道や休憩所の整備だが、冬期間の管理が難しい</p>
<p>歩道余剰空間を活用したオープンカフェや路上販売など、恒常的な賑わい活動を実施するために、警察に道路使用許可の弾力的対応をお願いしたい。</p>
<p>法的に設置が認められない施設はないが、イベント利用者が使用するイベント用備品を保管するための倉庫や、イベント利用者が衣装を着替えるための更衣室等に利用できる控室が設置できれば良い。</p>
<p>遊具以外の公園施設の整備にかかっている補助メニューの拡充してほしい</p>
<p>利用目的を固定しないでも柔軟に利用できる多目的の施設が設置可能になればと思う。</p>

### ③景観保全のための広告物等の取り扱い(デザインの統一、規制等)

<p>景観上または安全上支障のある民間の屋外広告物は、当然、設置者側が撤去・改修すべきであるが、改善が図られない場合の行政側の費用負担等を含めた対応について課題がある。</p>
<p>重要伝統的建造物群保存地区内における屋外広告物の規制について、周辺区域より厳しい規制が求められている</p>
<p>サインなど必要性が高いものに関しての規制緩和</p>
<p>景観協定等により地元がルールを策定している地域において、屋外広告物の許可や確認申請の手続きの前に、地元との意見調整を図ることに公的な位置付けを付与する制度の創設が望まれる。</p>
<p>当市では景観計画、屋外広告物条例のほか地区計画等を定めている。今後は、一部地区を対象とし、公共施設や沿道施設の整備の方向性を示す「まちなみ整備方針」の策定を進めている。</p>
<p>全国的に有名な景勝地や重要文化財が少ない本市にとって、景観保全に対する取り組みや広告物等のデザイン統一等についての検討が進んでいない事が現状である。  同じ様な都市の参考例などがあれば有り難い。</p>

<p>地区スケールにおける緑とオープンスペースの統合的な空間デザインの指針などの作成が必要。  (例)CSー市庁舎ー歩道空間ー東遊園地ー歩道橋ーWF 地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路と民地の境界部分における、民地側のセミパブリックのスペースの整備を促すための補助制度の創設。</li> <li>・市においては低層部のにぎわいや空間の広がりを目指しており、沿道建築物に公共空間との一体性やにぎわいの連続性を持たせるための手法として、建築物敷地内にピロティやオープンスペースの確保等が考えられるが都心部では限られた敷地のなかで、そのような空間を確保することが難しい。現在検討している、景観デザインコードの設定の中で景観面から誘導することも検討するが、ウォークアブル推進で別途、民間事業者スペース確保を促す仕組みが考えられないか。  (例)民地側に確保された空間と公共空間の一部を、事業者が一体的に活用する。  (道路空間の開放や、営利事業(カフェテラス等)への道路占用許可 等)  事業者スペース確保を促す優遇措置。金銭的補助など。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間照明に関するデザイン基準の策定。</li> <li>・まちの規模に応じた広告物の大きさを規制し、また素材を統一することで、色味の規制以上の効果が得られると考える。</li> <li>・ストリートファニチャーとして広告物など民間事業者の意識改革が必要。</li> </ul>
<p>10月1日から景観条例の施行を行う予定ですが、屋外広告物に関しては特に取り組みはありません。</p>
<p>P-PFI の取り組みに見られるような民間営業を公共空間に誘致した際の規制が厳しく、民間が求めるような広告物を掲出できない。</p>
<p>イベント時の広告物(バナー等)や設置物のデザイン統一・通景空間の確保⇒景観計画等で対応検討中</p>
<p>ウォークアブル推進都市の観点では取り組みを実施していないため、現時点では課題等を把握していない</p>
<p>エリアマネジメント団体の収入源として広告収入を得ることと、景観保全はトレードオフの関係にある。当市では、新たな広告物は屋外広告物条例の遵守はもちろんのこと、加えて屋外広告物審査会に諮る必要がある。馴染みにくい都市も多いのではないかな。</p>
<p>ガイドライン等によるデザインの統一による景観形成が望ましいと思う。  デジタルサイネージの効果的な利用など。</p>
<p>コーポレートカラーや広告物の大きさが広告物の許可基準になっておらず、景観面だけでは規制できない。</p>
<p>デザインコード等を検討する動き、場がない。一般的な広告物の規制はあるが、民が主体的に考えることが必要。</p>
<p>デザインの統一 ※他同一回答6件あり</p>
<p>デザインの統一、集約化などによる総量の規制、違反指導による改善が困難</p>
<p>デザインの統一が難しい</p>
<p>デザインの統一を図りたい</p>
<p>デザインや形状の規制により、統一感が感じられるまちなみ形成が必要と思われる。</p>
<p>デザインを統一することでエリアの一体感を出せる。</p>
<p>デザイン統一や規制を行った場合の該当事業者が負担する費用に対する補助制度</p>
<p>ベンチや照明灯、サイン(案内板、ピクトグラム等)などパブリックデザインの統一に係る費用等の助成があれば、積極的に利用したい。(景観デザインは大都市や観光地だけのもので、地方郊外などでは後回しにされている印象を受けるが、居心地の良い空間を創るためには必要と感じる。)</p>
<p>ほとんどの自治体が届出制としているため、無届け案件がほとんどである。また、古くなった屋外広告物が落下や倒壊等の危険を及ぼす恐れがあるため、一定期間で更新や撤去を義務づけるべきである。</p>
<p>まちづくりを実施していくうえで必要と思う。しかし、元々ある建物などデザイン統一を一度に行うのは難しいと考える</p>
<p>ゆとりと魅力ある歩行空間、街路樹等の緑の連続性、人溜まりとなる広場や憩いの場となるような配置やデザイン</p>
<p>維持管理の徹底</p>
<p>違反者への罰則の強化</p>
<p>屋外広告物、店舗看板などの大きさ、色彩の規制</p>

河川沿いや道路沿いの大規模な構造物や違反屋外広告物については、その存在が際立つことから、できるだけ修景や除却等の対策を行う必要があると思われる。
広告物などの高さや色の規制基準
街路沿いの簡易広告物(主にのぼり旗)4の設置区域の規制
各地域で景観条例を定め、厳密に管理している。
企業イメージと直結するため、色彩などの基準設定が困難。
既存の広告物への対応や考え方はどのようにすればよいか。
規制と緩和のバランスのとれた制度整備による景観保全
規制は必要。また、電柱等の埋設なども考慮したい。
景観の維持には一定のルールが必要である一方、広告物については、人の目を引く効果が必要となり、景観の秩序と相反することが課題となっている。道路占用許可の特例制度で広告物は認められているものの、自治体が所管する屋外広告物条例で厳しい制約がかかり、まちづくりを運営する組織の収入源としての活用も結果として難しいものとなっている。
景観形成を促進するデザインの統一、規制を図るための公的補助や地域住民の意識醸成が今後の課題であるとする。
景観計画については策定したが、条例等の整備や運用時期が未定
景観行政においては、既存の広告物等が残ってしまうことでの景観形成阻害につながる課題が考えられます。
景観行政団体の景観計画のコンセプトに基づいた統一的な意匠の創出が有効である。 具体的には建築基準法に基づく建築協定の締結などが方法として考えられるが、その実現には景観行政団体の策定する景観計画が特に重要である。 景観行政団体によって、景観計画により実効性のある具体的施策が記載されているような場合もあれば、抽象的概念のみが記載されているような計画もあり、実行性があるかないかという点において、計画の水準がまちまちであると感ずる。 ウォークアブル都市が景観行政団体である場合に、その都市の景観計画には、歩行者空間の意匠のあり方や実現の手法などについて、具体的記載を求めるなどの施策は有効であるとする。
景観条例において色を制限しているが、企業カラーはどうしても原色が多い為、お願いするのに苦労している。
景観条例の制定。明確な基準なし
景観条例等が制定されていない。 まだ景観保全に関して関心が薄い状況。
景観保全に必要となるほど、屋外広告がない。
景観保全に必要な広告物等の規制内容について、他市町の事例を知りたい。
景観法に基づく景観計画や、地域住民との協働で策定した屋外広告物に関するガイドラインなどにより景観保全に努めているものの、強制的な法的規制をかけるまでには至らず、地域住民の努力義務的な位置づけに止まってしまう。
建物所有者の投資意欲が低いことなどから景観の統一が難しい。広告物についても企業イメージを理由に規制等への理解が得られない
検討する人材が不足している。
現行の屋外広告物に関する許可手続きでは、民間クライアントのスピード感と合わない(時間がかかりすぎる)。
現時点で景観条例の設定までは考えていないため、占用物件とのデザインなど統一できない。
現状として、屋外広告物の規制強化に伴い、屋内広告物の掲示により同様の効果を得ようとする傾向があるが、屋内広告物は、京都市独自の条例に基づき規制はしているものの、屋外広告物法による規制根拠はないため、許可制に基づく規制や行政代執行を背景とした指導ができない。 このような状況を踏まえ、屋内広告物に対しても、屋外広告物同様に実効性のある規制や、指導ができるよう、屋外広告物法の改正等の法整備及びガイドラインの策定が必要とする。

個々の自治体ではなく、広い範囲での統一した規制等が必要ではないでしょうか？ 本県では小さな市町村毎に行うように県は言っていますが、県全体、または複数県を範囲として景観保護を 考えて規制をかけたほうが良いと考えます。
広域的な基準から発展し、地区に応じた独自ルールを作成することと、それを実現する努力(未申請物件へ の対処等)が課題。
広告物の管理の規制及び条件
広告物の表示の規制、色彩等の統一
広告物等のデザイン統一(アースカラーで原色を除くなど)
行政が指定する色彩と事業者が使用したい色彩(コーポレートカラー等)が異なる場合の調整が難しい
策定予定の景観計画に沿った景観となるように配慮する必要がある。当面は県条例に準じて進めていくが、 重点地区の設定等に伴い、必要に応じて市条例等を整備する必要がある
使用する色(マンセル値)を制限し、派手すぎないものとする。
事業による経済活動への影響を勘案した中で、景観保全が図れる規制のあり方(過大広告物の抑制など) について。
自治体によっては景観条例等で定めている所もあると思うので、その事例を紹介してほしい。
自然と調和し、外国人も容易に読み取れるデザイン
自然公園法や景観法の規制はあるが、違反者に対する措置を厳格化できないか。
質の高いデザインを常に維持できる体制の確保
周知徹底が困難。
場所ごとに居心地よいと感じる景観は異なるため、場所ごとでの規制は必要。
情報収集の段階であり、課題や要望等は現在のところありません。
条例・要綱のノウハウが必要
条例による規制
色彩・デザイン等の統一(色数の限定など) 広告物そのものを完全に規制する区域等の法制化(景観重点地区は認めてはならないなど)。当市では景 観に対する意識は低く、条例等での規制には相当の体力が必要となる。
制度そのものがまちの実態実情と乖離しており、活用イメージがもてない
制度の活用想定がなく、よくわからない。
県屋外広告物条例
単独でなく、景観が似ている周辺自治体で連携を高めることが課題。
地域・エリアが一体となった特性を活かしたデザイン・景観の創出
町イメージキャラクター掲載
町としての景観条例の制定。
町独自の景観条例策定によるデザインの統一・規制に伴い、地域の合意形成や予算確保が困難である。 後継者問題を抱えており、業者等の腰が重い。
町の景観条例
通りの個性など小さな範囲の地域性をふまえたデザインルールを見出すことや、見出したデザインルールに ついて地域の理解を深めることなどに関して、具体的な参考情報を多く提供して頂ければと思います。
店舗が設置している置き看板などが、店舗敷地から道路上にはみ出し設置されていることが多く、通行の妨 げになっており、置き看板などの対策が課題となっております。また、屋外広告物は、ビルの収入源となっ ており、ルール化等の合意が取りにくいことが課題となっております。
田舎の慣習が強く、広告主の理解がなかなか得られない。
都道府県が定める既存の景観条例との調整など(規制緩和など)
道路(歩道)境界からの離れを規制

<p>特定地域における屋外広告物に対して表示、設置、増設、改造、移設、又は色彩もしくは表示方法の届け出の義務付けと景観形成基準の設定をおこなっている。</p>
<p>歴史資料館に御指導をいただき、市・村・町が連携する広域組合において観光案内看板の統一について取組を進めている。</p> <p>また、先般の県での「文化財保存活用地域計画」研修会において、文化財及び周辺景観保全の重要性について再認識した。城跡については、最近になって土地所有者の営林署から観光看板の有料化及び既設看板の整理などの規制が新たに設けられ、町が指導を受けている。</p> <p>昨今、国・県・町が一体となり、町の歴史遺産を後世に引き継ごうとする取組が始まった矢先の出来事で、以前とは全く違う非協力的な対応に戸惑っている。</p> <p>昨年、営林署が主体となって城跡を整備しようと進めてきた事業について、町も大いに期待をしていたが、結果的に補修のような事業となり戸惑いを隠せない。</p> <p>歴史的遺産及び周辺の自然、景観を後世に引き継ぐため、「協力」「連携」をもって事業を進めることについて要望する。</p>
<p>区景観計画における重点地区では屋外広告物の基準や配慮事項を定めている。特に、今秋重点地区指定予定の地区においてはアートやプロジェクションマッピング等にも独自の地域ルールを運用していく予定なので、協議・調整が必要。</p>
<p>県屋外広告物条例</p>
<p>舗装、街灯、街路樹等の公共施設デザインと、民有地の各デザインを一貫して調整するためのデザインアドバイザーの必要性を強調していただきたい。</p>
<p>本市で策定した景観計画の中で、屋外広告物に関する基本方針を定めているが、法的拘束力がなく、企業がコーポレートカラーを使用する等、色彩の基準が守られないことがある。</p>
<p>無許可の屋外広告物に対して、どのような取組みを行い改善させたか事例があれば伺いたい。</p>
<p>無許可の看板も含め、既存の広告物が無数にある為、統一や規制が難しい。</p>
<p>建築を伴わない土地(空地・駐車場等)の設えやデザインのコントロール手法 民地内の一定の緑化等に対するインセンティブ(固定資産税・設置補助等)</p>
<p>様々な価値観を取りまとめるコーディネート力</p>
<p>良好な景観(※)を形成するためには、適切な指導を行うことができる専門的な人材の必要性を感じているところ、規模の小さい地方自治体においては、専門人材を雇用することは財政的に困難であるため、外部委託費も含めて国の補助等があると良い</p> <p>※単に“きれい”“整っている”まちではなく、住民や商業者の方々が、各々の建築物などの建築を通じて、自分や隣近所、歩行者等にとって心地よい環境をつくること</p>

<p><b>④歩行者の安全性・快適性を高めるための駐車場出入口・配置の在り方</b></p>
<p>「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成の検討において、検討する路線に駐車場がない場合に、整備に関する費用。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・集約による立体化を図ることで、駅周辺において、人々が集える空間への転用など、更なる土地利用を推進することができる。</li> <li>・良好なまちなみ形成にあたり、沿道商業施設等の広い駐車場がある場合が多く、建物の顔を沿道に向け、広い駐車場を裏側に配置する等の計画や更新をしてもらいたい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場と街中をつなぐ機能付与(シェアサイクル・カーシェア等)</li> <li>・駐車場施設を集約化して、フリンジに配置する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者優先道路、メイン通りの歩道を横断する車両の出入りが生じないよう、フリンジ駐車場や共同荷捌きを進めたいというニーズがあります。</li> <li>・現時点で不適切ということはありませんが、将来的に歩行者優先区間に駐車場の出入口ができる可能性があるため検討課題になっています。駐車場や荷捌き駐車場の附置義務、特に障がい者用駐車場をどうするかが課題と考えています。</li> </ul>
<p>ウォークアブル推進都市の観点では取り組みを実施していないため、現時点では課題等を把握していない</p>
<p>エリアマネジメントの観点で、駐車場の出入口・配置のあり方の適正化のニーズはあると考えられるが、個々の地権者の意識醸成が課題</p>

<p>エリア内に小規模の駐車場が点在しているものの、一方通行の道が多いこともあり、個々の駐車場も利便性が低い。目的地の近くに停めて散策するといった利用がしにくく快適性に難がある。</p>
<p>○駐車場の配置適正化等については立地適正化計画を定めることが前提となっていが、当区を含め特別区においては、将来人口減少もゆるやかなことから立地適正化計画の策定は現実的ではない。一方、区内の主要鉄道駅周辺では、開発時期調整等を目的とした規模の小さな路外駐車場が多数存在しており、歩行者空間が分断されている。また、現に駐車場利用車両の出入りがあるため、時間的な交通規制をかけることへも障害になっている。については、立地適正化計画の策定がなくても、路外駐車場の整備を抑制できるような制度が欲しい。</p> <p>○既存駐車場の取扱いについて  まちなかに賑わいをつくるため、単断面の道路において車両の時間規制導入を検討している。その際に、既に整備され稼働している東京都条例と大店立地法による附置義務駐車場と大店立地法による駐車場が課題となっている。東京都条例による附置義務駐車場については、手順を踏めば台数の緩和や隔地が可能であり、先進事例もある。一方、大店立地法については、交通規制に伴う緩和措置等がなく、大店立地法についても、規制緩和や柔軟な対応を促すための技術的助言がほしい。</p>
<p>ガードレール・ガードパイプの色統一(白色⇒ダークブラウン色)  反射材の統一(赤色系と黄色系がバラバラ)</p>
<p>コインパーキング等の駐車場が中心市街地において、虫食い状に立地しており、将来的なLRTの導入を見据え、今後、駐車場の集約化等による適正配置の推進のための方策を検討していく必要がある。</p>
<p>これからまちづくりについて考え始めている状況であり、課題や要望といったところまで至っていないのが現状です。</p>
<p>パブリック空間と駐車場が離れてしまう場合は、安全性快適性の確保が困難になってしまう。</p>
<p>まちなかでの建替えの場合、敷地が限られていることに加え歩行者動線上に出入口が設けられるため、歩行者の安全性や快適性が保てない。そのため、附置義務駐車場の同一敷地内への配置の考え方の緩和が必要</p>
<p>まちなかの空洞化による小規模駐車場の増加</p>
<p>まちなかの自動車(自転車含む)交通量の総量抑制を目的とした駐車場の隔地化や集約化により、駐車場(フリッジ駐車場含む)周辺に自動車交通が集中すると考えられることから、駐車場へのアクセス道路や迂回ルートの強化のための整備指針の作成や支援制度の創設。</p>
<p>まちなかへの自家用車の侵入を制限し、小規模なコインパーキング等の駐車場を大型の駐車場に集約したい</p>
<p>ミラーの設置、歩道・車道とも一時停止線を設ける等。</p>
<p>安全性の確保からは駐車場の集約化が必要と考えられる。</p>
<p>一般・特定路外駐車場以外の月極め駐車場等を含めた適正化制度</p>
<p>駅前の駐車場は混雑が予想されるため、配置から出入口までのアプローチなどについて歩行者優先を前提とした総合的な計画策定が必要であり、また、容積率の緩和等の規制緩和策を検討したい</p>
<p>沿道住民や利用者へ適正化への理解をしてもらうための方法(具体的に)</p>
<p>課題:中心市街地内において、いわゆる「青空駐車場(月極)」が数多く点在していることから、「賑わいのあるまちづくり」の観点においては駐車場施設の集約などの検討が必要となっている。</p>
<p>街中への回遊をより利便性を高めたものするため、時間制限駐車区間の設置する場合の規制の緩和。</p>
<p>官民の合意形成が難しい。</p>
<p>附置義務駐車場の設置に伴い、建物の顔となる1階部分を駐車場の入り口でつぶさなくてはならないという、建物オーナーにとっても来街者にとっても不都合な現状となっている。  このことが老朽化建物の更新に繋がらないひとつの要因にもなっている。</p>
<p>景観形成重点地区では、駐車場の入口は集約し、幅を最小限とすることを推奨かつ最低限守るルールとしている。</p>
<p>件名の改修費用の負担が大きい。</p>
<p>検討する人材が不足している。</p>
<p>現行の駐車場法の技術規定を厳格に運用することで、一定の安全性は確保されていると考える。</p>



公共等が先行して整備する集約駐車場に対して、民間開発街区が再開発事業実施時に整備費を負担するスキームを研究したいと考えています。
使われなくなった乗入をそのまま残していたり、老朽建物の解体後に駐車場を整備して歩道に乗入が多数あり歩行者に配慮した歩道となっていない。
市街地中心部において小規模な駐車場が散在し、来街者にわかりにくいという、周辺の魅力の低下につながっている。小規模な駐車場を集約・再編し、まとまったわかりやすい駐車場にしたいが、民間の土地所有者との合意形成が難しい。
自動車と歩行者の交通を分断できる規制を実験的に整理していきたいが、規制導入の協議など簡略できると取組の精度・スピード感があがると思われます。
社会実験などの試行期間を設けて歩行者の安全性が確保できれば、出入口や配置などの特例があればと思う。
出入口、配置間隔の適正化
小規模時間貸駐車場の集約や、官民駐車場の最適配置を行いたい。
小規模駐車場を含め、複数の小規模土地を集約して一定規模の開発をしやすくするような優遇税制や手続き支援が必要である。
障害者のための駐車施設及び荷捌きのための駐車施設について、都市計画駐車場の活用を含めより柔軟な規制緩和をお願いしたい。
制度そのものがまちの実態実情と乖離しており、活用イメージがもてない
全国統一の基準がない
中心市街地のメイン通り沿いへの駐車場設置は、補助対象としないという消極的な“規制”による誘導は行っているが、土地の構造(裏通りがない。土地が狭小等)に左右されるため、画一的な誘導や実質的な規制は困難と考えている。
駐車場の出入口による歩道部の段差などが課題となっています。
駐車場の設置については、届出を要しないケースが多いため、基準を満たしているかどうか把握するのが困難である
駐車場や宅地からの乗り入れ口の視認性の確保のため、乗り入れ口周囲一定の範囲での設置するもの(塀、フェンス、樹木)の規制をして安全性を高める。
駐車場出入口の規制、荷捌き場所の確保
駐車場台数の適正化 道路開口部(通路)部分のルール化、緑化等の制限など
駐車場法では、駐車場の用に供する面積が500㎡以上であれば、技術基準に適合する内容となっている。しかし、歩く人が多い中心市街地には、500㎡以下の駐車場も多く存在しているため、それらを規制する制度の検討が必要。
駐車場法施行前の危険な出入口の措置と補助制度(既存不適格箇所の処置に対する補助)
適正化したい。
適正化を図りたい
賑わいを創出する通りでは、駐車場の出入口をなるべく設置しないようにする制度や基準があると安全性や快適性が高まる。
必要性は感じるが、自動車は生活と密接しているので、対策は難しいと感じる。
附置義務と(緑辺部などの)提携駐車場の取扱いの整理
附置義務対象駐車場以外の駐車場の配置を適正化する方策 例) 駐車場配置適正化区域内に駐車場を整備する際は、許可が必要になるなど
分散している駐車場の集約
歩きスマホの対策
歩行空間への配慮による取組みは歩行者等にメリットとなる反面で、駐車場利用者、施設利用者のデメリットとなる場合が非常に多いと考えられます。 自動車依存度の高い山間小都市にとっては大きなハードルです。

歩行空間を有する道路の沿道に設置される駐車場敷地のセットバック。 出入り方向の左折一方化
歩行者の安全確保のための出入り口、配置のあり方を具体的に適正化している他市町の事例を参考に知りたい。
歩行者の安全性を確保するため、車歩分離を意図したまちなか形成に 取り組んでいる。駐車場については、その観点を基本として適所に整備しているが、施設利用者の利便性における不都合が生じることも想定される。
歩行者の安全性を確保するため、速度制限・規制が課題である。
歩行者の安全性を確保するためには、適した場所に利用者数に適した駐車台数を確保することが必要であるが、見極めが困難。
歩行者回遊ルートを回避、入出庫時の右折禁止など、交通規制による渋滞緩和策などと組み合わせた駐車場施策に対する助成制度
歩行者専用を目指しているゾーンから散在する時間貸し駐車場(事業者は複数)を排除し、FRINGE集約駐車場を設置することができればよいと思うが、事業者にとってのインセンティブが見つからないので前に進まない。
歩行車空間までの交通に自動車を使用することが想定されることから、利便性と安全性を兼ね備えた配置のあり方について。
歩車分離
歩道の幅の確保
歩道切り下げ(車両乗入れ部)の段差の扱いに苦慮している。本市で視覚障がい者の安全確保を目的に、 $t = 5\text{cm}$ の段差を標準としているが、歩行者や自転車、ベビーカーのつまずき、転倒の苦情が寄せられている。 歩行者の安全性・快適性を高めるためには、両者の目的を満足できる製品の標準化が必要である。
無秩序に存在するまちなかの駐車場の適正化が課題。コモンズ協定を使いやすく。(地権者へのメリット増等)
強制力のある駐車場のコントロール手法や既存駐車場への対応 駐車場から別用途への転換を促すことができるインセンティブ
遊休地を駐車場としている場合、その家主は安定した収入があるので「まちづくり」に協力的ではない場合が多いと感じています。 平面駐車場を立体的に集約し、空いた敷地を広場などに活用する際の(機能集約)制度などがあると良いと思います。
連続する町並みが寸断されないような配置が望ましい。また、立体駐車場の場合は、部分的にグリーンカーテンを施すなど、見た目の工夫を行う。

<b>⑤まちの賑わい創出のための既存建物のリノベーション</b>
遊休不動産と思われる物件の所有者が分からない場合や連絡がとれない場合も多く、こうした場合は対象物件として検討すること自体ができなくなることが課題。
「リノベーション＝用途変更」とした場合、建築基準法上の防火避難関係規定に適合するための改修は、費用面や、まちなかでは空間上の制約により難しい場面が多いと認識している。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存建物のリノベーションに対する支援制度を充実させていただきたい。</li> <li>・官民連携で取り組む場合には、民間活力の活用が必須になると想定しているため、民間に対する支援制度の充実もお願いしたい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存不適格、違法建築物の場合の取扱い。</li> <li>・防火指定されている箇所では、既存設備の改修や用途変更等により金銭的な負担が大きい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家対策</li> <li>・改修費用補助金の充実</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法の各種制限(構造、防火等)がネックとなってリノベーションが進めにくい(当初に用途転用の可能性を考慮せずに設計をしたのも悪いとは思いますが…)</li> <li>・元の設計書がなくリノベーションの検討が困難な場合がある</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助事業等の財源確保。</li> <li>・空き家等既存ストックを活用する人材の確保。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新施設と連動する既存地下街の増築や改築</li> <li>・鉄道施設などのリノベーションへの公共の関わりを財政面や制度面での応援</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・倉庫として使用されていた建物の地下を店舗等に改装しようとした際、建築基準法の制限に抵触し実現できなかったことがあったので、建築基準法の用途変更は一つネックとなると考えます。</li> <li>・図書館や屋内駐車場等の荷重が大きい機能の導入を検討した際に、構造上難しいことがあります。</li> </ul>
<p>5年程度の時限を切った利用の場合の規制緩和や仮設の建物の取り扱いの柔軟さを高めるなど、より既存建物を活用しやすい制度の導入や、23区では、建物だけでなく、空間も利用価値が高いことから、まちづくりに資する空間を整備した場合の固定資産税の優遇も検討してほしい。</p>
<p>エリアマネジメントの区域内で、財源確保のために行う建物等のリノベーションに対する補助金制度の創設。</p>
<p>これからまちづくりについて考え始めている状況であり、課題や要望といったところまで至っていないのが現状です。</p>
<p>バリアフリー法及び県民福祉条例に適合させることが難しいものが多いことや既存ストックを活用し用途変更する際に、建物全体に対し建築基準法への適合が求められるためハードルが高い。 特に、権利関係が複雑な複合ビル等では計画がスムーズに進まないこと、用途変更の場合、基本的には建築基準法第20条の適用を受けないが、その条件として当時から荷重が増えないことが前提となる。 古い物件については既存図や構造計算書が残っていないことが多く、その条件を確認することが難しいことが課題である。</p>
<p>まちなか景観計画策定による制限</p>
<p>リノベーションした建物の維持・管理はどこが主体となって行うのか</p>
<p>リノベーションに対する職員の知識不足</p>
<p>リノベーションを行うプレイヤーが少ない。 古民家によっては接道していない家屋もあり、利用が難しい。</p>
<p>リノベーションを行うような歴史的な建造物が面的拡がりを持っているような場合は、都市計画法の手法により、一定程度防災機能の強化を講じる事が可能であり、面的に建築基準法の単体規定を緩和する等の措置を講じてリノベーションの促進を図る事は有効であると考えます。 しかしながら、面的な拡がりを有さず、まちなかに存在する建築物単体のみを個別にリノベーションする場合において、単体規定の適用を除外することは適切ではないと考えます。</p>
<p>一定の公共貢献(空地確保に限らない)を条件とした建基法の遡及適用の緩和</p>
<p>課題:既存建築物のリノベーションについては、空き店舗の改修補助制度を創設し、民間の事業者に対して既存建築物の利活用を推進しているが、法施行前の物件や既存不適格の物件も多く、改修費用が高額(事業者負担増)となってしまう状況である。</p>
<p>課題として、構造のハードルが高いことや所有者の意向や合意形成の難しさが考えられる。</p>
<p>過疎化で空き家が目立つようになってきている。空き家を改修して地域のコミュニティ拠点や貸家として活用したい考えはあるが、所有者の合意を得られない場合が多い。 空き家の中には災害等で倒壊しそうな物件も見受けられる。</p>
<p>外壁塗装の統一や建物の高さ制限等</p>
<p>活用する上で、耐震の問題が今後の課題である。</p>
<p>既存ストックを活用したまちづくりを進めるために、新築への税制優遇からリノベーションに対する税制優遇への移行が必要</p>
<p>既存建築物で「建築確認行為」を必要とするような大規模な修繕を実施する場合、設備機器や駐車施設等について既存遡及されることにより、1階に賑わい施設を設けることが難しくなることや、過度な投資が必要になることがある。 まちづくりの目標に則した大規模改修を実施する場合には、一定の法令を免除することができないか</p>

<p>既存建築物の改修を行い、賑わいの創出のための建築物とする際に、その用途として集会場・店舗・飲食店・宿泊施設といった特殊建築物となるケースが多い。その際、200㎡以下で建築用途の変更を行う場合には、建築確認の手続きが不要となる。</p> <p>しかし、手続きが不要＝法の適合が不要と勘違いしている人が多いため、改修の際には建築士と相談し、建築基準法に適合した建築物とする必要があることを周知する必要がある。</p>
<p>既存建物(公共・民間)をリノベーションする場合の補助制度の設立</p>
<p>既存建物のリノベーションをするにあたり、耐震構造を満たしていない建物ばかりで、再利用するときに費用をかけ耐震補強からしなければならない。</p> <p>費用負担が重くのしかかり、再利用する話もなくなった事例がある</p>
<p>既存建物のリノベーション時に、主要構造部の過半に関わるような大規模の修繕、または大規模の模様替を実施する場合は、建築確認が必要になります。</p> <p>しかし、商業地域・防火地域である場合、建築物の建築にあたっては耐火建築物等とし、防火性・耐震性を備えることが求められ、集団規定としての接道条件も満たす必要がありますが、既存不適格の建築物や木造建築物をリノベーションする場合、建築確認の必要な大規模なリノベーションが実施できないことが課題となっています。</p>
<p>既存建物のリノベーション費用負担が大きい。</p>
<p>既存建物の耐震性が確保されていない場合、改修が必要となる。</p> <p>また、間取り変更・用途変更等に伴う、改修費の確保が困難である。</p>
<p>既存不適格建築物等に係る関係機関との調整を要する</p>
<p>既存不適格物件への用途変更の取扱い</p>
<p>技術基準に適合させる場合の改修費用に対する支援制度も必要と思われる。</p>
<p>空き家・空き室等のオーナー開拓</p>
<p>空き家・空き店舗のリノベーション費用の捻出が課題。</p>
<p>空き家・空き店舗等を改修し活用する際の条件を幅広くするなど。</p> <p>地域に応じた条件等があると良い。</p>
<p>空き家を整備してリノベーションをはかりたいが、構造制限等の問題に苦慮している。</p>
<p>空き店舗となっている店舗兼用住宅の活用(遊休不動産の解消)の促進</p> <p>※税制度(規制)はあるものの、制度を利用するとしても相当程度の費用負担が必要</p>
<p>空き店舗などが散見されるようになるとリノベーションの機運も高まるが、地域の価値が下がらないと空き店舗も生じにくく、入るテナントも個人事業主よりナショナルチェーン店が多い。</p> <p>リノベーションで地域の価値を維持・向上させる取り組みを行いたくても、現状では難しいと感じている。</p>
<p>景観に配慮したリノベーション</p>
<p>建築基準法、及び消防法の遡及の件について、法の趣旨は理解出来るがネックになっている。また、地方公共団体によるリノベーションを推進するための制度(補助等)がない。</p>
<p>建築基準法の一部を改正する法律が平成30年6月27日に公布され、用途変更に伴う制限の合理化や大規模な建築物等に係る制限の合理化がされたため、既存の建築物を用途変更する場合の制限の緩和が以前より容易になりました。</p> <p>しかし、構造的な部分では、増築を伴う改修工事の場合、規模により耐震基準を満たす必要が生じるため事業者側には負担となります。</p> <p>構造面の緩和を検討することは、耐震性を向上させる行政の立場では難しいため、コスト面と安全面での課題となっております。</p>
<p>建築基準法や消防法の規制緩和</p>
<p>建築基準法以前の建築、或いは、建築確認手続き不要の用途変更や増改築がされた建物をリノベーションする際、経過に関する記録が不足し、改修工事や改修後の用途が法に適合するか判断できない場合がある。</p>
<p>建築基準法集団規定(防火避難規定)</p>
<p>建物の修繕費の補助制度があるとよい。</p>

建物の用途変更の対応が緩和されるとよい
建物所有者との合意形成および資金の確保、用途の制限、周辺住民との関係性、耐震性の確保
権利者の理解と協力、構造等を考慮した利活用方法、リノベーションにかかる費用など検討課題が多い。
現在、取り組みを進めている地域は準防火地域であるが、対象物件は準防火地域に指定される以前に建築されたものが多く、建築基準法への適合に苦慮している。
現状としてはないが、今後、公共空間を活用した取り組みを進めていく中で、制度上の課題等が顕在化する可能性はある。
古民家をリノベーションし、宿泊施設等地域の賑わい創出のために活用する
公的に使う場合、木造のS56以前の建築は耐震補強が必要だが、住宅以外の用途は現在の補助制度対象外となるため活用の費用負担が大きい
構造の制限、耐震性
構造の制限等
構造制限等の緩和について(具体的な方法)
構造面で課題がある建物が多く、費用がかなりかかってしまう。
行政の関わり方や手順、行政と民間の役割分担、主体となる民間事業者の発掘方法、ノウハウの蓄積、財政的支援等について課題があると感じています。
財政的な支援制度の確立(補助)
市が所有する既存建物の利活用について現在検討中であるが、民間事業者等を含め利活用する担い手がない。 また、耐震化が必要となり利活用するにも事業費が加算でしまう。
指定文化財に係る建築基準法の制限緩和
主体となって動いてくれる民のプレイヤー発掘が課題
準防火地域内に立地する歴史的建築物の改修にあたり、歴史的な外観を活かし、かつ準防火地域内での建築基準法の基準との両立に苦慮している。 町並み保存地域となった場合、準防火地域の縮小ができるような審査基準を示していただきたい。 また、両立している好事例等があれば紹介していただきたい。
所有する遊休不動産をまちの賑わい創出のために提供してくれる不動産オーナーの発掘、不動産オーナーと事業オーナーをマッチングする”家守”の育成を進める必要がある。
所有者の建物活用に対する意欲が低いことから、活用したい方とのマッチングが進まない。
所有者の承諾を得ること。相続等で県外などに居住しているため、所有者の捜索や交渉が困難である。
所有者の理解が得難い
小規模なリノベーションに係る緩和措置(管理上や条件や最低限の安全設備の設置等による代替等)
人口減少により空家、空店舗の増加が目立ち、町においても移住促進及び定住に向けたソフト事業の展開を進めているところであるが、その場合に問題となるのが「リノベーション費用」である。 親の死亡により相続を受けた空家や空店舗などは、そのまま借受人や譲受人が住めるような物件は少なく、リノベーション費用をかけてまで整備する所有者は皆無に等しい。そのため、空家や空店舗が放置され周辺住民に迷惑をかけるような結末となっている。 これらハード面での諸問題の解決を民間にのみ委ねることは非常に難しく、駐車場だらけの都市部にならないため、手遅れにならないタイミングで思い切った対策が必要不可欠であり、自治体向けリノベーション助成金や補助金などの新設を要望する。
人材、様々な価値観を取りまとめるコーディネーター
制度そのものがまちの実態実情と乖離しており、活用イメージがもてない
税制上の緩和措置や低金利・無担保融資制度等の制度を望む。
他市町の参考事例を知りたい。
多くの自治体で苦慮しております空き家対策と同じ課題が考えられます。所有権、相続、登記未了、所有への執着、活用意識の低さ、住宅用地特例の弊害など。

対象建物周辺の住民との合意形成に関する方策や利活用されていない民間の建物のリノベを官側から促進するような制度づくり。
耐震化に関する費用(診断から対策まで)
耐震基準等の既存不適格物件をリノベーションすることになり、確認申請不要の小規模の修繕などを民間事業者が選択した場合、行政が関わった事業として万が一の時の不安がある。
耐震性とバリアフリー対応に対する投資が重荷となっています。また、構造面以上に、用途地域による制限や建築基準法に基づく用途変更の必要性を整理することが実現する上での課題となっています。
耐震性の問題。建築確認の未申請。既存不適格建築。
耐震性等の要件の緩和、使用期間制限の短縮
町家の保全・活用を図るため、町家改修に係る民間への補助金について、国の補助を要望する。
町商工会でリノベーション事業を行っておりますが、特に情報は入ってきません。
長屋のリノベーションを検討する齊、建蔽率・容積率の制限、隣地等との離隔の制限が課題となる場合があるので、安全性も担保された緩和策や制度及び技術。 また、防火・準防火地域の建築に対する規制の緩和策。
店舗の老朽化が著しく、リノベーションを行う場合、経済的な負担が大きくなる。
都市計画変更などが伴うと地元同意をとるのが難しい。
当市は歴史的建造物が多く残されているが、活用にあたっては文化財法や建築基準法などの制限が多く、活用の方法が限定されてしまう。
統一感
賑わい創出のために壁面後退などを誘導するため、規制緩和や公共貢献の特典など、民が建て替えを前向きにできるようにしてほしい。
費用の負担が大きい(課題)
文化財的価値のある古民家を他用途に変更し賑わいの創出を図りたいが建築基準法の制限が厳しく困難
補助事業自由度の緩和、構造の緩和
防火地域内における建築物の制限
民間のリノベーション施設において、週末などににぎわい創出に関連するイベントに無料で店舗をまちづくり団体に提供しているが、月数回のイベントなどで税法上の軽減措置などが無い。 リノベ事業者に対する軽減措置はないか。
民間の既存建物の更新に当たり、にぎわい創出への協力として、建替えに伴う空間の抛出などを求める際に、にぎわい創出の対価に当たるインセンティブ等が明確化されていない。 にぎわい創出の協力に対するインセンティブについて、ガイドラインや法的な整備が必要と考えている。
民間確認検査機関による検済なし施設への適正評価の促進(費用補助等)。
歴史的建造物が第一種低層住居専用地域に立地している場合など、用途地域によって民間活用の幅が制限される状況があるが、まちづくりの観点から重要な役割を持つ既存施設については、柔軟に活用しやすくなるような、何等かの支援・後押しが頂けるとありがたい。
用途変更が必要となる場合、古い建物は耐震上の基準を満たすことができない。 昔の検査済証がない建物の用途変更が困難である。
用途変更に伴う基準・規制等の緩和(建築基準法、消防法など)
景観形成のための補助制度

## ⑥その他

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成の検討において、周辺の道路網を考慮すると、歩行空間のみの整備では難しい場合に、一方通行化等の対策が考えられる。  
その際の歩行者の安全対策(ガードレールの整備等)と歩きたくなるまちなかの形成などの安全面と賑わい創出のバランス。

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」整備や計画に対する補助制度の充実と補助率の向上

<p>期間は県警により異なりますが、警察の道路使用許可について、1年を通じて継続する取組みであっても毎月申請が必要であるため、同様の取組みであれば一定期間許可を出してもらえると良いと考えます。また、警察署とパブリックスペースの活用場所が離れている場合、申請が手間となっていることもあるため、電子申請等ができるとスムーズな取組みができると考えています。</p>
<p>複数路線が乗入れる大規模ターミナル施設においては、整備当初に建築確認申請対象外として整備された複数事業者の施設が連担することで駅区間が構成されているため、避難、防災などの計画を全体で整えることが難しい。</p> <p>また、全体計画が整った後に改修事業を実施する際にも、必ずしもスケジュールが合致するものでもない。全体の計画作成への支援並びに段階的な整備への配慮をお願いしたい</p>
<p>イベント実施のための公安協議に時間がかかりすぎるので短縮できるようにしてほしい</p>
<p>ウォークアブルな空間の整備による経済効果等の予測方法の開発 例) 歩行者が○人増えると投資が増えるなど</p>
<p>ウォークアブル推進を目的とした社会実験を実施する際、またその結果を踏まえた施策の反映する際、警察との協議に係る手続きを簡略化していただきたい。</p> <p>また、道路占用の許可条件や公園の使用制限基準について、利用しやすくなるようガイドライン等作成したり、関係部署に対し、通達・通知等により、働きかけていただきたい。</p>
<p>このテーマ「居心地がよく歩きたくなるまちなか」については、人口密集地を有する都市部と、人口密集地を有していない農村部においては同一視できないと考える。</p> <p>そのため、制度利用をイメージすることが難しく上記項目について回答をすることができない。</p>
<p>にぎわい創出等により土地価格が高騰した際、採算性の点から建築物の大型化が懸念される。その可能性を見越した規制のあり方について。</p>
<p>プレイスメイキングのノウハウが地方には無いため、賑わいづくりの指導者などが必要。</p> <p>また、自治体のまちづくりのニーズと、地域で活動する民間のまちづくり会社とのマッチングの場の創出等。</p>
<p>まち・といえるほどの集落の形成はありませんが、村中心部の道路には歩道もなく(バイパスのおかげで通行量は少なくなっています)歩行者には危険な箇所があります。</p> <p>このような個所の解消が先決かと思われまます。</p>
<p>まちづくり協議会等の地元まちづくり団体によって策定された「まちづくり構想」等は、官民連携による良好な都市空間形成のための施策展開を図るうえにおいても重要な指針となり得るものであると考えられるが、公的な制度上の明確な位置づけがない。</p> <p>このため、まちづくり協議会等に参加していないエリア内の権利者や新規の住民によって、まちづくり構想の存在を知ってもらえないうちに建築等がなされてしまい、結果として構想の実現が図れないことが課題となっている。</p> <p>団体そのものだけでなく、その団体が策定した「まちづくり構想」についても一定のオーソライズ手続きを経たうえで、公的な位置づけを行うことができれば「まちづくり構想」実現の可能性の向上が期待できると思われる。</p>
<p>まちなかの賑わい創出に向けて、歩いて暮らせるまちづくりは本市の中活方針と一致している。そのため歩行者が滞留する空間がまちなかに必要であり、それは公共が整備する公園や広場ばかりではないと考えている。</p> <p>公共が整備すると以下の事がデメリットと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなかの一等地に公共の賑わい空間があったら、基本的に公共空間は地価評価が無い。</li> <li>・空間の種類にもよるが建物だと指定管理者制度が導入され、自由な使い方を制限される。</li> <li>・本市では、まちづくり(株)に賑わい空間を創出・所有してもらい、その維持管理費を市が支援している。</li> </ul>
<p>マルシェ出店者に対する保健所の規制緩和</p>
<p>飲食イベントを実施する際の各種申請や酒販免許の有無など、煩雑である。</p>
<p>駅周辺における鉄道事業者との連携強化</p>
<p>課題として、施策を検討・推進するための組織体制の構築、人員及び予算の確保がある。</p>
<p>課題や要望が明確になるほど取り組み等が進んでいない</p>
<p>過疎地域では市街地の賑わいを創出するための収益施設でも、民間投資が進まず行政主導で整備をせざるを得ないケースがあるため、収益施設に対する補助制度創設についても検討をお願いしたい。</p>

街路及び公園について整備中のため、有効に活かさないところがある
各種制度について民間企業への周知の機会がない
官が考えるまちづくりと地元や団体との考え方の温度差が大きく今後のまちづくりが不透明である。
官民が連携し、町中居住を促す計画があるので今後、課題などが見えてくると考えられる。
官民共に、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成に向けた具体的なアイデアが不足している。
官民連携制度に関する知識、ノウハウ向上のための支援(情報提供、勉強会等)
関係自治体の研修、情報共有、先進事例から学ぶ場の設置
居心地良く歩きたくなる空間の形成に向けて、本町においては、移動手段の殆どが自家用車に限られるため、まず“まちなか”への移動に際し公共交通等の整備が必要と考えます。 また、各施設等が点在するため中心市街地の形成などの歩いて生活ができるまちづくりが必要であると考えます。
区画整理地内において、歩道を拡幅し、歩道のオープン化を狙った地域があるが、その際に、歩行者の安全性を高めるため、表道路からの乗り入れ口を一斉に規制し、当該地への出入りは裏の区画道路からとして、地区計画を定めた(条例化はなし)が、土地の所有者は賛同を得たのに、結局は、事業者からの賛同を得られず、店舗が張り付きにくい状況である(現況がその状態、空地あり)
空き店舗等は増えてきており整備を図ることが出来れば大変良いが、過疎の進行ならびに市街地の郊外型が進み困難な状況である。
県内有数の観光地で人は集まるため、稼げるまちづくりで民間と協働で街の賑わい創出を考えたいが、町レベルでは人口も少なく、地元民間の投資も厳しい。 事例等を見ても規模が大きく、参考に出来ない。 町(1万人から2万人)レベルにスポットを当てたアドバイス、取り組み等を考慮していただきたい。
現在、住民の多くは近い距離でも車を使用する傾向が強く、まずは歩いて行動する仕掛けづくりが必要と考えている。多数の事例を調査・研究してまいりたい。
現時点では「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成に向け、歩道等の道路環境・ハードが不足している状況であり、市としてはハード整備を優先的に取り組む予定です。
現時点では町内にモデル的実例はないところであるが、本件に係る形成に向けた取り組みについての必要性については行政各部署で関心が高まる状況下である。 ただし、実現化の前提に民の理解と同意及び民の組織力が重要不可欠であるため、今後のまちづくり関連の取り組みにおいては、住民参画の機会の提供や啓発的取り組みを行いながら地域の組織力強化を図っていく必要性を感じている。
現状では取り組みについて具体的な事例がないため、①～⑤について、先進事例の情報提供を求める。(どのような部署がどのような手続きに関わったか等)
公園・広場等の設置については検討しているが、設置後の管理について頭を悩ませる。ランニングコストはもちろんだが、運営・管理する者の確保まで考える必要がでる。
公園の芝生化については、ランニングコストの課題のほか、芝生をより良い状態で維持するため相当な日数を養生期間として立入禁止にする必要がある。 昨今では一見すると天然芝と見違ふような品質の人工芝もあることから、賑わい空間の創出として例示されている芝生化については、人工芝も含めた制度作りとすることを要望したい。
行政主体で制度構築を実施しても長続きしないことから、制度構築の段階から官民連携し、柔軟な対応をすることが必要と考える。
国道、県道の植栽帯において、毎年毎年、草が荒れており除草に手間とお金がかかっている。 また植樹の枝払いも同様である。木が高く伸びすぎ電線へ引っ掛かり停電の原因になっている。近年の台風による強風で毎回、あらゆる箇所被害を受けてしまうので、植樹帯を思い切って廃止する。
今後、官民による多様な公共空間の活用を推進していくにあたり、各自治体の街なか等において、国や県などが所有する利活用が可能な公共空間の情報等に関していつでも閲覧できるデータベース等があるとよい。(公共空間の場所や概要、面積等が集約されたマップなど)
再開発事業等の1階の過半に、道路に面して、商業・業務機能を設置する場合に、国から組合への直接補助など、検討してほしい



財政力が乏しい小規模自治体においてはまちなか形成の整備を行う余裕もなく、民間投資も見込めない。
市でウォークアブルを推進するためには、各部署において条例改正などの協力が不可欠ですが、本市の関係部署ではその重要性は理解されておりません。 その重要性を各省庁から自治体に対して通知し、必要に応じて柔軟な対応を行うような通知をいただければ助かります。
市内での移動は、自家用車を利用する方が大多数を占めているため歩行者を対象とする空間整備に理解が得られない
市民参加のまちづくり団体の設立を検討している。 将来的に、調査①～⑤の内容について検討予定である。
自治体の規模によって該当する箇所がない制度が多く、利用できない場合が多い。
自転車歩道を歩道へ駐輪することで景観を阻害している。駐輪場所の確保やマナー向上が課題。
実行性のある地元組織の形成、将来計画及びリーディングプロジェクトの官民共有化
少子高齢化が進み、まち全体の人口が減少している中で、市街化区域内人口のみ微増している状況である。しかしながら、市街化区域内のかつての中心商店街や住宅街では空き店舗、空き家が増加し、スポンジ化も進んでいる。商業的にもネットショッピングが常態となり、商業圏も周辺都市に取り込まれ、ベットタウン化の傾向が高い。 結果的に地元の商業・サービス事業者をはじめとする民間事業者の活力が弱まり、単発イベントは存在するが、常設の先進的事例や中心部の再開発の具体的な要望もない。
新任者向けの事業説明会をしていただけたら助かります。
制度活用に係る各種計画策定等事務作業に係る人員不足や、専門的知識を持った職員がいないのは本町のみならず多くの市町村で直面した課題と考える。 そのため、専門的知識を持った職員の派遣や、同制度を推進するための職員派遣等の人的な部分の支えをもっと考えるべきと感じる。
制度上の課題等以前の課題として、当市においては、制度に対する関心がないと思われる。今回の調査を関係課に回答依頼したが、回答が得られなかった。
制度設計の段階で全国の市町村を同一に扱わず、ある程度人口規模などで区分して制度設計してもらいたい。 人口何十万人の都市と数千人の小規模町村では、課題も状況も全く違うはずである。 この一月ほど、国土交通省から「居心地が良く歩きたくなるまちなか」に関する照会が多々あり、人口規模の大小は問わないとの記載はあるが、今の段階でそういう視点を持って、事業展開・制度設計してもらいたい。
全国エリアマネジメント活動報告コンテスト 民間組織のやる気を引き出すために、全国のエリアマネジメントで実施している活動を競技し、優秀な活動の団体には表彰を行う。
中心市街地にかぎっていえば、過去に取り組んだハード事業を含む既存ストックを活用するとすると正直、民が儲かる事が前提とし若者がチャレンジすることの受皿が必要だと考えます。 その場合、官ではない第3セクターのまちづくり会社が重要な担い手になりますのでそのような取り組みを後押しするコーディネーターを雇う費用などによる支援措置があるといいと思います。 ※民が奮起するための取り組み。
町全体の施策や総合計画等の上位計画でも方向性を出さなくてはならないため、都市局だけの判断は困難である。各課わたっての縦断的な調整もあり今後の検討課題と考える。
都市局概算要求概要において示されたように都市再生整備計画の区域内において「まちなかウォークアブル区域」を設定し、都市再生整備計画事業等によって事業の推進を図るとのことですが、当町においてはコンパクトシティに対する住民意識の醸成等に時間を要しており、立地適正化計画の策定を主たる要件とする都市再生整備計画事業の着手に課題を抱えています。 歩きたくなるまちなか空間の形成と人を中心としたまちづくりを早急に進めていくためにも、立地適正化計画の策定を要件としない、都市再生整備計画事業の区域要件の見直し等を要望します。
都市計画区域は無いですが、取組の検討を行いたい。

<p>都市再生推進法人における道路占用許可特例について、同法人の定義や条件等のハードルが高く担い手が難しい状況下でJR駅周辺ではバリアフリー化などのハード整備が進む中、現在も実施している道路や歩道空間を有効活用した賑わい創出イベント(マルシェ、イルミネーション装飾等)やIoTを活用したシェアサイクルのさらなる推進のため、内閣総理大臣認定中心市街地活性化基本計画のエリア内であれば同等の特例が受けられるような制度の改正。</p>
<p>都市再生整備計画事業の交付期間と取組期間との整合(民間とのスケジュール調整)</p>
<p>冬季間の歩道除雪による歩行空間の確保</p>
<p>当該制度が都市部(ある程度人口が集中しているまち)の活性化を目的とした制度のように見受けられるため、当町のような人口規模の自治体にとっては活用の現実的なイメージを持つことが難しい。</p>
<p>賑わい空間を創出するため行政で整備を行おうとしても、土地や建物の相続人が多数いるなど、スムーズな整備が行えない場合が多々ある。</p>
<p>補助事業申請の簡素化、自由度の簡素化、補助メニューの簡素化</p>
<p>本市では民間事業者が民間の空き家・空き地を利用したイベントを実施している。問題となっているのは、警察の協力(道路使用許可の簡素化等)。 多くのにぎわいイベントで収益事業者(民間の出店やフリーマーケットなど)が参加することがよくあるのだが、道路(公共空間)上のイベントについては、反社会的活動の資金になるなどの理由から、個人の届出が必須。結果、個人の負担が大きくなり(手続きが面倒なことや道路使用料など)新たな参加者の機会を減らしている。</p>
<p>本市は四方を山に囲まれ、可住地面積が市域の15%未満となっている。そのため、歩道はおろか広幅員の道路整備が困難な状況である。 このように歩道整備が困難な状況においても、歩きたくなるまちなか形成方法等があればご教示いただきたい。</p>
<p>民間企業が投資を考えるようなパブリック空間の創出が課題ではないかと考えます。質問1から5については、実際に事業を進める中で明らかになると考えるため、「無」という回答にしています。</p>
<p>民間事業者の力量が低い自治体での取組みは困難であると考えます。</p>
<p>道路空間を再配分し、人中心の空間への転換にあたっては、道路管理者や交通管理者等の関係機関と調整を図る必要がある。 特に、交通管理者との協議にはかなりの時間を要することが想定されるため、まずはこの考え方(居心地が良く歩きたくなるまちなか)について理解いただき、実現に向けてポジティブな協議を実施することができる体制を構築する必要がある</p>
<p>○既存の制度を含めて、ウォークアブル関連の事業に対する補助金のパッケージ化が必要(歩行者優先化などに際して、必要な周辺道路の再編, サイン, 自転車, 無料 Wi-Fi など)</p> <p>○民間駐車場が整備される時代において、公営駐車場の目的が達成されつつある中、駐車場の利用料金について、地方自治法による利用料金制度が採用された場合、市場に応じて料金の設定が可能となるよう、駐車場法で特例を設けたらどうか。そうすることで指定管理者の裁量によって弾力的な運営が可能となる。</p> <p>○マンションの立替時に、低層階ににぎわいに資する施設を入れてもらうための誘導策が必要</p> <p>○特定の区域で建設事業を実施する際に、事業費の一部に公共に資する費用を積上げるなどの政策が必要(たとえば、パブリックアート政策など)</p> <p>○シエスタのように、日本人のライフスタイルを変えることにより、日中に建物内ではなく、外出させる政策が必要</p> <p>○都市再生緊急整備地域の容積率の緩和措置は、地方都市では使えるものではない。縦に緩和するよりも、横に緩和する制度の方がスポンジ化した都市では有効と思われる。例えば、低層高密度の地区への誘導を手厚くしてはどうか。</p>

○中心市街地に設置する駐車場への課税について

駅前周辺に、当面の土地利用としてのいわゆる「とりあえず駐車場」が増加し、中心市街地に車が流入する原因となっている。本市では、駐車場配置適正化区域を指定し、歩行者ゾーン周辺に駐車場の配置を促したいと考えている。しかしながら、駐車場収入の利回りが10%を超えるところもあると聴いており、区域指定による届出の実効性は、期待できない状況にある。フランスでは、中心市街地の駐車場をすべて買い取り、高額な駐車料金設定とすることで中心市街地への車の流入を抑制しているが、これでは、駐車場の整備予定があるたびに用地買収をせざるを得なくなる。本市としては、この駐車場収益に課税し、駐車料金に転化させ駐車料金を高額にさせることで、公共交通利用を促進するとともに、当該、税収を目的税とし、ウォークアブル環境整備に使用できるようにしたい。そのためには、本市だけでなく全国で統一的に実施される制度が必要。単に、とりあえず駐車場の設置を制限することは、商店街等の合意形成が難しいし、駐車場をすべて禁止することも困難である。こうした整備目的で課税するならば、地域の合意も得られやすいと考える。

○空き家・空き店舗への課税について

空き家等にしておくことで、住宅減税等を期待する所有者に対し、特定空き家を指定することは非常にハードルが高くマンパワーを要する。空き家等の所有者は、当該地域に居住しておらず、市外居住者の場合も多い。空き家の存在により、迷惑をこうむっているのは周辺住民等である。こうしたことから、本市は、これまで、繰り返し、本省の都市計画に空き家税の徴収を提案している。空き家等にしておくより、土地を手放すほうが、経済上有利となる程度まで課税できないか。上記理由から、住民の合意も得やすい。今後、急速に空き家が増加する。本市でも、近日、空き家の強制撤去を行うが最大 300 万円の支出が見込まれる。多くの場合、代執行の費用の回収は困難である。人口減少時代に入り、税収は減少し、扶助費は増加する。公共施設維持管理費も今後、急速増加し、空き家対策に充当する予算はもうない。当該、空き家税をこれら空き家対策に活用したい。こうした、空き家税の課税なら資産税の徴収とともに可能であり、マンパワー上も有利である。

○BID 制度の分担金による徴収方法は、徴収するためのマンパワーが必要となるため、自治体の運用実態と合わない。税部門で都市計画税と合わせて効果的に徴収できる法整備ができないか。

○警察への申請は、1イベントに対して1申請が必要であるため、毎回イベント毎に申請をする必要がある。1申請で複数のイベントの申請が可能になれば、お互いに事務の簡素化に繋がる。

### 3. 4 公共空間活用の先進的な取組み事例の調査

#### 1) ヒアリング調査の実施概要

今後、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりが全国各地で推進されていくことが期待される中、市街地における道路空間の利活用も一層進められていくものと考えられる。道路空間の利活用においては、実現に際して、道路占用許可、道路使用許可等、関係機関との協議が必要であり、その内容が利活用の現場における制約条件にも影響している実態がある。

今後、より多様な視点で円滑な道路利活用を進めていくには、実務の現場における知恵や工夫を把握し、情報共有を図っていくことが求められる。こうしたことから、道路空間利活用の先進的な取組み事例についてヒアリング調査を行い、利活用が実現されてきたプロセスにおける課題やその解決策を把握整理することとした。

#### 【調査対象地区】

- ① 大手町・丸の内・有楽町地区（千代田区）
- ② 梅田地区（大阪市）
- ③ 天神地区（福岡市）
- ② 福井駅周辺地区（福井市）

## 2) ヒアリングを踏まえた、道路利活用における留意事項

4 地区におけるヒアリング調査の結果を踏まえて、道路利活用を進める上で重要となる関係者協議のあり方について、特に交通管理者との連携のあり方を中心に整理すると、以下のようになる。

### ① 協議体制等について

#### ○地方公共団体との連携体制構築

- ・地方公共団体と連携した体制構築は重要である。参加部署が道路管理担当ではなくても、行政として参加している位置づけがあれば、道路管理者の理解を得やすくなる。

#### ○交通管理者との情報共有の場づくり

- ・交通管理者を入れた情報共有の場は、つくる努力をした方がよい。一方で、道路利活用上の現場で出てくる個々の課題をこのような場で解決することは難しいため、それは、日常の協議など、現場での努力が重要となる。

### ② エリアマネジメント組織について

#### ○エリアマネジメント組織の公益性の効果的活用

- ・実際に道路利活用を行う民間事業者と、道路管理者や交通管理者との間に立つエリアマネジメント組織の存在は、有効なものとなりうる。ビジョンをもち、ルールをマネジメントする組織が管理者と協議を行うことで、信頼の構築、協議の効率化につながる。

### ③ ビジョンについて

#### ○道路利活用のあり方を含むビジョンづくり

- ・道路利活用のあり方を示すまちづくりのビジョンをエリアマネジメント組織等が策定、公表することは有効である。エリアマネジメント組織や民間事業者が、関係者（地域、行政、交通管理者等）に道路利活用の説明を行う際、道路利活用の理念や目的を伝えやすくなる。
- ・同時に、民間事業者による道路利活用をエリアマネジメント組織が管理する場合にも、民間事業者の取組みに公益性があるかどうかを判断する基準となり、基準があれば道路管理者や交通管理者の理解も得やすくなる。

### ④ 交通管理者協議で押さえるべきキーポイントについて

#### ○「原則」とは異なる道路使用を行う理由・根拠の提示

- ・道路は、法的な位置づけに従って、車両の通行や歩行者の通行のためにある、というのが交通管理者の考える原則である。なぜ他の場所ではなく、道路を使う必要があるのか、という根拠を説明する必要がある。

#### ○安全性確保に対する徹底した事前準備と現場対応

- ・安全性の確保は、交通管理者にとって絶対のものである。来場者数予測を行い、ピーク時の歩行者流動量確保、緊急時の車両通行確保の方法を検討した上で、必要な警備体制

を計画し、事前に計画として提示することが求められる。同時に、問題が発生した際の柔軟な現場対応と連絡、報告が重要となる。

#### ○周辺交通に与える影響を最小化する努力

- ・車両通行止めを行う場合、周辺道路に交通渋滞などの大きな影響が生じないことの説明が必要であり、場合により検証を行うことが求められる。また、通常とは異なる交通規制が行われることによって生じる混乱を最小限のものとすべく、現場および周辺において、看板等の設置による交通規制の事前告知を行うことが必要である。

#### ○「実績」を重視する交通管理者の意向に沿って進める

- ・交通管理者の判断は、実績を重視する。交通管理者として「確かに安全の面で問題はなかった」、「確かに車両を通行止めにして歩行者等に開放する必要があった」と判断できることが大事で、「やってみたら、うまくいかなかった」という考え方は通用しない。このような考え方に沿って、理解を得るための具体的な対応を検討、実践することが重要となる。

#### ○地域団体等との連携が重要視される場合もある

- ・車両を通行止めにした道路利活用は、今に始まったことではない。長い歴史の中で、地域団体等と交通管理者が信頼を構築しながらイベントを実施してきた地域もあり、どのような取組みが公益性の高いものと考えられるかを判断する際に影響する場合もある。地域によっては、過去の取組みへの配慮や、地域団体等の理解が非常に重要となる場合もあるので留意が必要である。

### ⑤ 交通管理者と連携した取組みでの留意点について

#### ○小さなことでも、できることからスタートする

- ・地域の将来像として道路利活用のあるべき姿を検討することは重要であるが、その内容を最初から全て実現することは、不可能である。まず、無理なくできることからスタートし、実績を示しながら理解を求める姿勢が重要となる。その点において、社会実験なども有効な機会として活用しうる。

#### ○時間をかけて、少しずつできることを広げていく

- ・道路利活用として当初は認められなかった事項でも、取組みを継続するうちに可能となることは多い。これは、実績を示すことで問題がないことの説明が可能となったり、新たな利活用に対する利用者の評価、地域の評価を得ることが可能となるためである。ただ、これは漫然と継続すれば得られるものではなく、新たなことに挑戦する際に、例年よりも時間をかけて説明・協議を進めたり、説明材料を提示するなど、工夫を重ねて少しずつ可能となるものである。時間がかかることを前提に、根気強く取組む必要がある。

#### ○コミュニケーションを密に行うことで、相互理解を深める

- ・従来は行われてこなかった道路の利活用を実現するには、管理者、特に交通管理者と連携することが不可欠である。そのためには、互いの立場を良く理解する関係づくりが重要であり、日常的なコミュニケーションを密に行うなど、地道な取組みが大切となる。

### 3. 5 国土交通省ウェブサイトの更新

#### 1) 官民連携まちづくりポータルサイトの更新検討

平成 30 年度末に開設し、運営している「官民連携まちづくりポータルサイト」は、官民連携まちづくりをテーマとして、制度の情報提供、全国各地のまちづくり事例やイベント情報の紹介、関連資料の情報提供などを行う総合的なウェブサイトである。

運営開始後、約 1 年が経過し、逐次、コンテンツの充実が図られてきたものの、利用者の視点からみて、コンテンツの格納場所やカテゴリーの整理においてわかりづらい点があることも運営の中で見えてきたことから、その点を改善すべく、ウェブサイトの更新を行った。

#### 【現状のウェブサイトでの改善点】

従前のウェブサイトで改善すべき点は、以下の通りである。

##### ① 国の取組みと各地域の取組みの整理・明確化

- ・国の取組みと各地域での取組みが混在し、誤解をさせる懸念があるため、両者を仕分け、その点がわかりやすいタイトル等に変更する。

##### ② 「資料」コンテンツの集約

- ・「資料」として掲載するコンテンツと、そうでないコンテンツが同じ項目にあり、混乱させる懸念があるため、資料は国が情報提供するものとして一本化する。

##### ③ 情報を提供するコンテンツと啓発のためのコンテンツの整理

- ・まちづくりに関する新たな事実情報を提供するコンテンツと「まちを使いこなそう」といった啓発を目的としたコンテンツが同じ項目にあり、わかりづらいため、仕分けを行う。



図表 従前のウェブサイトのトップページ

## 2) ウェブサイトの更新結果

上記の方針にもとづきウェブサイトの更新作業を行った。

図表 官民連携まちづくりポータルサイトの更新後のサイト構成

大項目	中項目	小項目
1 制度、国の取組を調べる	イメージ図	
	官民連携まちづくりを支える制度一覧	まちづくりの担い手を支える制度 まちづくりの活動場所を広げるための支援制度 まちづくりの活動を支援するための予算制度
2 地域の事例を調べる	お役立ち資料集	官民連携まちづくりの進め方 手引き
		「居心地良く歩きたくなるまちなか」調査
		官民連携まちづくり普及啓発パンフレット
		財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン
		関連調査等
		関係通知等
3 国のイベント情報	国のイベント情報	官民連携まちづくりDAY 新たな都市空間創造スクール 都市経営と官民連携型まちづくりセミナー 街路空間の再構築・利活用に向けた取組 まちづくり月間
4 地域のまちづくり最新情報	★まちづくり最新情報★	取組みや事業の情報一覧
5 まちを使いこなそう	道路空間を使いこなそう	事例紹介と団体一覧
	河川空間を使いこなそう	事例紹介と団体一覧
	公園を使いこなそう	事例紹介と団体一覧
	商店街を使いこなそう	事例紹介と団体一覧
	オフィス街を使いこなそう	事例紹介と団体一覧
	駅前広場を使いこなそう	事例紹介と団体一覧



図表 更新後のウェブサイトのトップページ